

中・四国アメリカ研究

第5号

2011年

目次

論文

空間的表象としてのチャイナタウン

— 「骨」における移民の歴史と家族の物語 — …………… 吉田美津 (1)

初期アメリカ共和国の印刷文化と近代的公共圏 …………… 肥後本芳男 (17)

マッキンレー関税法の互惠条項と砂糖関税表について …………… 小平直行 (35)

アメリカにおける紙巻きタバコの流行と広告の関係史

— 大衆消費社会の出現を背景として — …………… 岡本勝 (59)

アメリカにおける国際競争力と対外経済政策の関連について …………… 谷花佳介 (85)

アメリカ国家環境政策法における「社会文化的環境」に関する考察

— グアム島を事例として — …………… 池田佳代 (105)

投稿規定 …………… (143)

編集後記 …………… (144)

中・四国アメリカ学会

空間的表象としてのチャイナタウン

——『骨』における移民の歴史と家族の物語——

吉田美津

序

チャイナタウンは中国系作家たちが彼らの歴史と文化を再確認する場所であり、アメリカ社会で中国系であることを表現するための重要なトポスである。その町の歴史は、差別的な移民政策のもとで先祖がいかに生き抜いてきたかを示すと同時に、共同体はそこに住む中国系のアイデンティティ形成の基底となっているからである。¹

スチュワート・ホール (Stuart Hall) は、論文「ローカルとグローバル —— グローバリゼーションとエスニシティ」において、ある民族的な文化背景を持つ集団をエスニック・グループと捉え、彼らの自己意識の形成が共同体の空間的生成と不可分であると述べる。彼は、英国におけるカリブ系の人びとの現状を視野において「エスニシティとは、そこから人びとが発言するために必要な場所あるいはスペースである」(Hall 36) と言う。興味深いのは、ホールがこの場所を具体的な現実の場所である以上に、発言するために必要な場所の比喩としても用いていることである。どのようなディスコースも特定の場所と歴史、そして社会的力学に条件づけられていると述べて、彼は「周辺に位置する者は、どこかに自らを位置づけることなし声を上げることができないと考える」(Hall 36) と言う。

続けてホールは、この共同体がたどる二つの可能性について、一つは排他的な「原理主義」を形成する方向と、もう一つは開かれた (expansive) 共同体を形成する方向であると述べる (Hall 36)。排他的な方向とは、他者との人種的、文化的差異を強調することによって固定的な「ローカル」な自己意識を固持しようとする姿勢である。彼は、共同体が排他的にならないために「エスニシティとは領土やホーム、そしてホームでない海外についての社会の総体的概念との関連で位置づけられる」(Hall 22) 相対的なものであると述べて、そのことを認識する重要性を示唆する。周辺に位置する者が立脚する場所を持つことは重要であるが、外の世界に対して防御的になるあまり、そこに捉われる危険性もあると暗示しているのである。つまり、ホールの主張を敷衍するならば、主流文化に対してマイノリティ・グループの共同体は内へと収斂していく力と外へ開いていこうとする力が拮抗する特殊な空間であると考えることができる。

エスニック・グループの共同体に関するこのようなホールのとらえ方を視野において考えるなら、中国系作家が描くチャイナタウンと彼らの関係は、主流文化に対してとる彼らの立ち位

置と不可分である。たとえば、『アメリカの中国人』(China Men, 1989)で曾祖父から祖父、父親そしてベトナム戦争に従軍した弟に至る中国系の歴史を描いたマクシーン・ホン・キングストン(Maxine Hong Kingston)は、抑圧的な故郷から逃れようとする葛藤を表わしている。確かに『チャイナタウンの女武者』(The Woman Warrior, 1976)は、少数民族グループの文化的意識が覚醒した1970年代に出版された創作的自伝であり、中国系女性の成長物語である。²しかしながら、カリフォルニア州のストックトンのチャイナタウンを出て、母親に表象される「理解しがたい」中国的なるものから解放されることによって逆説的にはあるが、キングストンは中国系であることの重要性を認識するに至る。その経緯が物語として語られる。「世界を論理的に眺めたかったので、家を出なければならなかった。論理とは新しい物の見方。…私は解明なことが好きだ」(Kingston 204)。久しぶりに実家に帰り、一緒に住んでほしいと願う年老いた母親に、「ここでは病気がちになり、働くこともできない」(108)、だから「再び外の世界にでてゆかねばならない」(101)と彼女は答える。キングストンは故郷から出ることによって故郷を描いたと言える。³

一方、エイミ・タン(Amy Tan)の『ジョイ・ラック・クラブ』(Joy Luck Club, 1989)のチャイナタウンは、「オリエンタル」な物語空間である。⁴町の中心街が詳細に描かれることはなく、登場人物がその周辺の住宅街に居住していることは彼らの経済的な社会階層の上昇を示している。物語は、30年以上もマージャンを楽しむ会(ジョイ・ラック・クラブ/喜福)を続けている中国からきた4人の母親の語りとアメリカ生まれの娘たちの語りが交互に描かれる。母親と娘の世代差による葛藤が、中国的なるものとアメリカ的なるものの文化的差異をめぐる葛藤として示されており、前近代的で封建的とされる「東洋」の母親たちの物語が異国風に他者化されてゆく過程が、アメリカ社会で周縁化されるチャイナタウンと重ね合されている。したがってこの町は母親の昔語りと同様に、物語にエキゾチックな意匠を与えるひとつの要素となっている。⁵娘の一人が母親の遺品として母親の手編みのセーターよりも脇にスリットの入った絹の中国服を持ち帰ることが暗示しているように、タンにとって中国系であることは個人の一つの要素として選び取ることのできる属性となっている。

このように見てくると、キングストンとタンは中国系の作家が彼らの故郷を描く場合の二つの方向を示していると言える。⁶1970年代の公民権運動を体験したキングストンにとって故郷は、主流文化に対してアメリカ人であることを要求するカウンター・ナラティブの物語を支える場所である。一方、1980年代に執筆を始めたタンにとって故郷の町は、多文化主義を標榜するアメリカ社会に対して中国系の肯定的なメッセージを発することのできるエキゾチックな場所である。キングストンとタンの故郷の捉え方とそれが彼らの作品に与える意味は異なるが、二人とも中国系女性の自立の物語を内包してゆくビルドゥングスロマンの空間としてチャイナ

タウンを捉えていることは共通している。とするなら、キングストンもタンも自立の物語の背景として故郷を描いている傾向が強い。二人のこのような故郷の捉え方に対して、本論で論じるフェイ・ミエン・イン (Fae Myenne Ng) は、『骨』(Bone, 1992) においてこの町を中国系アメリカ人の新たな自己発見のための背景としない第三のあり方を志向している。それは、キングストンの創作的自伝のように主流文化との葛藤を調整しつつカウンター・ナラティブの物語として包摂されてゆくのではなく、また一方タンのように多文化主義の要請に適う物語とするのでもない方法で、中国系の家族の物語を場所と歴史に繋ぐ試みをしている。⁷ ホールが「エスニシティとはある場所とある特定の歴史に位置づけられている」(Hall 21) と述べるように、インは中国という起源の地を失った家族の喪失の物語をまさに骨格をなぞるようにチャイナタウンの地形図として描いている。その物語の構造と意味を明らかにしたい。

1. 「ペーパー・サン」—— 起源の喪失／起源の創造

物語は、1940年代にアメリカに入国した船乗りのレオン (Leon) と縫製工の母親ダルシー・フー (Dulcie Fu) の夫婦、母親と前夫との娘である長女のレイラ (Leila)、そして再婚したレオンとの間に生まれた次女のオーナ (Ona)、そして三女のニーナ (Nina) の家族五名がサンフランシスコのチャイナタウンで生活した家族史であり、次女の自殺によって家族が崩壊してゆく様子が長女レイラによって語られる。次女オーナはこの町の公営アパートから身を投げて自殺したが、家族はその原因を特定することができない。語りの特徴は、妹の死後「すべてがオーナに帰ってゆく」(50) とレイラが言うように、次女の自殺が引き起こす家族の失意と呵責の念を軸として、過去にさかのぼることによって彼らの家族史が中国系移民の辿った大きな歴史と重なり合いながら明らかになる点である。

エレイン・キム (Elaine Kim) は、直線的な時間経過にそってアメリカ市民となる移民の成功物語を「発展的ナラティブ」と言う (Kim ix)。それは「未開な東洋の外国人の移民が、西洋的に文明化され、そしてアメリカ化された忠実な市民となること」の物語である (Kim, ix)。先に述べたキングストンにもタンにもその傾向が指摘できるだろう。とすれば『骨』における過去へとさかのぼる語りは、未開な地から文明の地へという「発展的ナラティブ」を特権化することへの批判が伺える。なぜなら過去へとさかのぼることによって判明するのは、父親レオンが「ペーパー・サン」としてアメリカに入国したという事実であり、中国に彼の出自を特定することはもはや不可能であるという事実である。レオンの失われた出自と偽りの素性は、未開な地から文明の地へと渡った者が「忠実なアメリカ市民」となるという「発展的ナラティブ」の信ぴょう性を疑わせるのである。

「ペーパー・サン」とは、市民権をもつ中国系アメリカ人の子どもであれば、アメリカ生ま

れでなくても入国資格があることから、偽りの出生証明書で入国した者のことを言う (Takaki, 235-36)。⁸ レオンは、他人であるリアン (中国名、梁海権) から息子の権利を5千ドルで買って入国している。入国時、彼はエンジェル島にある移民検閲所に収容されて、記憶したリアン一族についての詳細な情報を提供し、彼の息子であることを証明せねばならなかった。彼は「リアンという名前を買うのは、闇市でパスポートを買うようなものだった。エンジェル島での移民審査に答えるため、別人の経歴を丸暗記した」(57)と言う。彼は、血の繋がっていない父親に他の多くの中国人移民が願ったように、彼が死ねば遺骨を中国に送り返すと約束した。それができなかったレオンは自責の念にかられ、彼の「忘れられていた骨」が「オーナの運命に祟った」(88)ので彼女が自殺したと考えていた。入国を制限された「中国人移民排斥法」により中国人の多くが不法に入国した歴史的事実は、次女の自殺をめぐるレオンの個人的な痛恨へと形を変えて影響を与えているのである。

しかしながら興味深いのは、レオンがアメリカでの偽りの素性とチャイナタウンこそが彼のよって立つ場所であると認識していることである。彼は、家族とは血のつながりではなく時間的経過によってできるのだと言い(3)、彼にとって大切なのは身分を証明する書類であると言う。「この国では紙が血よりも大切」(9)だとレオンが繰り返すのは、単一の素性にまとめられない彼の人生を受容するということである。それはたとえ血が繋がっていなくとも、父親が埋葬された墓に参るのは、偽りの一族であったとしてもアメリカでの彼らの人生を確認することである。さらに、その墓が埋葬の件数が多いため同姓のグループに分けて骨を埋葬し直した墓であることは、象徴的に彼らの家族だけでなく、移民であるすべての先祖に参ることを意味する。墓に参ることはアメリカを彼らの新しい故郷とする「レオンの儀式」(88)である。語り手である長女のレイラは、家族についてのこのような物語がより大きな歴史に彼らを繋げてゆくのだと言う。「昔の中国を私たちは知らない。一族の姓を継いではいるが、いずれも見知らぬ他人である。家族とはだれかが物語を語るから存続していくものであり、その物語を知ることが私たちを歴史につなげる」(36)。

さらに注目したいのは、レイラが彼女の家族の誕生の地が、血の繋がりのない祖父が過ごした独身者用の宿泊施設であるホテル、サン・フランにあるということである。遺骨を中国に送ってほしいとレオンに依頼している点から考えると、彼も他の多くの中国人男性と同様に1924年の「中国人排斥移民法」の影響を受けて独身であったと考えられる。レオンの「紙の上の」父親が正式の市民権をどのように取得したのか不明であり、彼自身も「ペーパー・サン」である可能性は高い。彼が終のすみかとしたこのホテルはレオンもかつて滞在していたホテルであり、次女の自殺に傷ついたレオンは家を出て再びサン・フランに戻ってくる。サン・フランとは「わが家には因縁浅からぬ場所と言える。つまり、アメリカにおける一家の最古の地、発祥

の地、新中国だったのだ。レオンの人生が輪を描いて振り出しに戻ったようなものと私は思っている」(4)。

この「新中国」のレオンの部屋は雑多なもので騒然としている。クッキーの缶でできた時計や時計のランプがあり、使いものにならないインターホンがレジに繋がれ、それがまた警報に繋がっている。彼は「始めたことを何一つ完成させていない」(13)「ガラクタの発明家」(5)なのである。他人の息子になりすまして生きた彼の人生そのものが「捏造」(チン 202)されたものであるなら、中国系アメリカ人の「新中国」の起源も雑多なものの集約であることを暗示している。⁹ 起源があるとすれば、それは移民たちの挫折や失望そして後悔のような、今は忘れられて埋もれてしまった過去の事柄の中に探し求めねばならないものだ。レオンは「ガラクタの発明家」として中国系アメリカ人の彼自身を創作しているのであり、その作業は今も続いていると言える。

社会学者アンリ・ルフェーヴル (Henri Lefebvre) は『空間の生産』(The Production of Space)で、近代社会において時間が自明の基準となり、特別なものとして知覚されなくなった時、空間はうまく消費されなかった時間の残像をガラクタの堆積の下に取り込んできたと言う。

私たちの時間は、実生活の最も本質的な部分でありながら、もはや見えるものでも理性によって理解できるものでもない。それは作りあげることができず、ただ消費され使いつくされるものだ。それは痕跡も残さず、できるだけ早く処分されるために残骸の堆積の下に身を潜め、目につかないように隠される。つまり、ごみは汚染物だということである。(Lefebvre 95-96)

レオンが中国から持ってきたレンガ色のスーツケースに入っているものは、ルフェーヴルが言うごみといてもいいものだ。そこには古い結婚証明書を含む不要になった多くの証明書や手紙、写真そして新聞の切り抜き、さらに仕事の不採用通知まであらゆるものが詰まっている。多くの書類は「レオンが出番のない男」(58)であったことを物語っている。それらは主流文化への速やかな同化を彼に強制する力が駆逐してきたものの残骸である。しかしながらこれらの不要な書面こそが「この国がレオンの居場所である」(58)ことを証明している。レイラは古い書類の中から「ペーパー・サン」の偽りの身分証明書を見つける。「紙の上の息子には紙が血なのだ」(61)と言い、彼女は家族の起源が嘘と「捏造」であることを受容し、それらを彼女の出自とするのである。「私は紙の息子の義理の娘。スーツケースいっぱい詰めた嘘を受けついで。どの嘘も私のもの。ここにある記憶が私の全財産。それをそっくり覚えていたい」(61)。「ペーパー・サン」のレオンの人生は、主流文化への同化主義的な自己発見に至る「発展的ナ

ラティヴ」に抵抗する物語と言える。

2. 「ヘテロトピア」な空間としてのチャイナタウン

興味深いことに、レオンの存在を証明しているこれら役に立たないガラクタの集積は、チャイナタウンの雑多な都市空間の生成と重なっている。この町は彼の古いスーツケースのように家族に関するすべてのものを内包している場所である。そのために登場人物たちの生活が物語のまさに骨格(骨)として、チャイナタウンの地形図をなぞるかのように描かれている。たとえば、レイラの朝の出勤の場面は彼女の生活がこの町で営まれてきた歴史的そして文化的生活と不可分であることを示している。彼女は妹の葬儀を終え、正月を家族で過ごした後、ソーシャル・ワーカーとして勤めている学校に出勤するところである。

次の日はそれぞれが朝から家を出た。母は〈ベビー・ストア〉の店へ行き、レオンはひさしぶりにポーツマス広場に行ってお祭りの裏方をやっている人たちとおしゃべりをする。私も仕事に戻った。アルフレードの敷地を抜けてメイソン通りに出てから、今度はブロードウェイをパウエル通りまで行く。店先に野菜をならべているチャック・リーにはようと声をかけた。…ストックトン通りでは〈ハップ・シン〉の精肉係が、ピンク色の豚肉をひっかついで、トラックから店の中へ駆けていく。…なぜか不思議と目新しいのだ。まるでしばらく遠くへ行っていて、こういうささやかな物音が聞こえることの安らぎをすっかり忘れていたかのようなのだ。(Bone 110)

レイラの動きは地図で確認できるほど正確であり、チャイナタウンが彼女の生活のすべての面を満たしていることを示している。妹の自殺のことを知っている隣人たちの配慮もある。ここには家庭生活があり、仕事の場があり、中国の祭りが催される。彼女にとっては心地いい「情のある世界」(129)である。一方、中国人移民に対する過去の移民政策を考えるなら、ここが平和で自足した社会であるわけではない。レイラの仕事は「担任教師と生徒の親のつなぎ役」(23)であり、「狭苦しい彼らのアパートに行くのがめいる」(17)。なぜなら彼女自身が「似たような暮らしだったことを思い出す」(16)からである。彼女の学校は、ブロードウェイとパウエル通りの先にあるチャイナタウンから抜け出るトンネルの手前にあるイーディス・イートン校である(14)。地図をなぞるように描かれるレイラの一日は、この狭い町の一角が彼女の家族を含んだ移民たちの歴史と生活が凝縮された場所であることを伝えている。

そのような町の混淆性を象徴しているのが、古くから実在する寧陽会館の建物である。それは「ウェイヴァリー・プレイス四十一番地」(75)にある五階建てのビルであり、レイラが祖

父の墓を特定するために母に教えられた宗親会である。一階に事務所があり、二階には洗濯屋と縫製工場があり、三階にはマージャン・クラブがあり、そして四階にはカンフー道場がある。「プラスチックの牌のぶつかる音」や「汗のにおい」や「気合いのはいったたたきつける音」(75)がする。事務所は「身内とビジネスが渾然」(75)とした会館の一室で、「ボーイスカウトの額」や「高校レスリングのトロフィー」や古新聞が置かれて雑然としている。この事務所は、レオンのスーツケースの雑多な書類のように移民たちの社会活動と労働、そして家族の生活が渾然一体として営まれたいたことを物語る。ここには労働の場と娯楽の場が混在し、葬儀という共同体の公に関わることを果たす機能も持つ。洗濯屋は19世紀後期のサンフランシスコで中国系移民の職種を表わす象徴であり (Shah 64), 20世紀初頭より隆盛した縫製工場では中国系移民の女性たちが過酷な労働条件のもとで働いていた歴史がある。洗濯屋も縫製工場も中国系移民が地域経済においてその存在を示す指標であった。また、会館の一階でレイラが「白いカーネーションの花輪を持ったイタリア人たち」(75)とすれ違ったことは、この会館が中国系移民ばかりでなくイタリア人街のイタリア系移民たちにも利用されている異人種間交流の場でもあったことを伺わせる。

リサ・ロウ (Lisa Lowe) は、『移民法』 (*Immigrant Acts*) で『骨』におけるチャイナタウンが持つ場所の重層性を論じている。彼女は、この会館によって象徴されるチャイナタウンの空間をフーコーの「混在郷 (ヘテロトピア)」の概念を利用し、「ハイブリッドな空間」 (Lowe 123) であると述べて、そのような場所は国家的な管理や序列化に抵抗する力を持つと論じる。

ヘテロトピアとは従来からある二分された空間に対する批判的な関係において機能する。つまりそれは公な領域と私的な領域、余暇と仕事の領域、さらに合法的な領域と不法な領域へと空間を階層的に分割することがもはやできないことを露呈する。チャイナタウンとはそのような空間として考察することができるのである。(Lowe 121)

フーコーは論文「他者の場所—混在郷について」において混在郷とは墓地や庭園や博物館などを「現実中存在する場所でありながら一種の反=指定用地であるような場所」(280) であると言う。それは、「互いに相容れない複数の空間ないし指定用地をひとつの現実の場所に併置させる力」を持ち、「異時性 (エテロクロニ) とともに名づける状況において展開している」(フーコー 283-84) と述べる。ロウは、チャイナタウンが「私空間と公空間、家族空間と社会空間、文化教養的空間と実益的空間」(フーコー279) といった「指定用地」の外にあるような場所で、場所の社会的序列化そのものを無効にするような空間であると示唆する。つまり、チャイナタウンは「国家的空間に内在する他者」であり、「国家の言葉で語られることのない人種化され

た都市空間」(121)だとロウは言う。レオンの人生が「発展的ナラティヴ」に抵抗する物語であるとするなら、チャイナタウンは目的や用途によって区画整理された場所の対極に位置するような、多様なものの混在した場所と考えることができる。

3. チャイナタウンの地形図を描く——円環の軌跡

このような場所は閉じられた場所ではない。チャイナタウンが異なる空間へと開かれてゆく可能性があることは、登場人物たちの円を描く動きが示している。レイラ的一天がチャイナタウンの地形図をまさに骨格(骨)として、それをなぞるかのように描かれている点についてはすでに述べた。このような動きはチャイナタウンにいる母親を軸として、船乗りであるレオンの航海や旅行ガイドの三女のニーナの飛行機による旅行、さらにレイラと彼女とのちに結婚する恋人のメイソンがよく利用する車の移動によっても示されている。この複数に重なる円を描いて移動する家族に対して、建物の13階から飛び降りた次女オーナの垂直の動きは家族のバランスを崩すものとして描かれている。

まず、レオンの航海は移動の手段ではなく、チャイナタウンの彼の生活を相対化するための移動である。彼はオーナの死後、家族にも告げず貨物船で遠くケープ・ホーンにまで航海する。彼は「陸に長くいると石になったかのように」(150) 気力がなくなる。「海こそが彼の世界」(180)なのである。それは陸には彼の仕事がないという理由にもよるが、彼にとって船の仕事は唯一充実感を得ることのできる仕事である。レオンと船が関連しているのは、ようやく開業した洗濯屋が「彼の所有する船のエンジン室」(169)のように描かれており、そこで彼が船主のように生きいきと働いていることから伺える。レオンにとって船が目的地までゆく単なる移動の手段でないことは、広大な大洋と比べれば船の進行が取るに足らないものであるという彼の言葉から推測できる。「船は巨大だが、海にはかなわない。一マイル進む船を八マイル戻すのが海だよ。前へ前へ。後ろへ後ろへ」(145)。これは祖父が死んだあと、彼が娘たちに心の中の哀しみが広い海を行く船のようなものだと語った言葉である。前進しつつ後退する運動は一種の静止状態であり、彼は目的地に到達する移動に価値を置いているのではない。彼はオーナの死後、祖父もそこで亡くなり、彼も独身時代に住んでいたホテル、サン・フランの部屋に戻る。これは、彼の「人生が輪を描いて振り出しに戻ったようなもの」(4)である。レオンの移動は大洋を渡る壮大なものだが、彼の描く軌跡は「働いて死ぬことが人生だ」(181)と言う彼の言葉に集約されるように、移民の成功の夢を跡付けるようなものではないことが分かる。

レオンと異なり、移動を目的的に捉えているのが、旅行ガイドの三女のニーナである。彼女の動きは、飛行機の移動によって象徴される。チャイナタウンを嫌い、「家族のことを羞じて

いた」(51) 彼女にとって、ニューヨークに行くことはこの町からの脱出を意味していた。オーナの死後、母親を香港への初めての里帰り旅行に誘ったのも、距離的移動が人生の方向を変えるという彼女の思いからであるだろう。中国の旅行ガイドとなったニーナにとって移動は外に向かって開かれている。広東でスペイン語を話し、そしてフラメンコをギターで弾く中国人の張との出会いは、多文化社会の中国を知ることであり、新たな自己発見とビジネス・チャンスを得ることを意味している。ニーナは、アメリカと中国を仕事で往還する新しい世代の中国系アメリカ人と捉えることができるのである。

一方、母親は子供用品を扱う店を経営しているが、かつて縫製工として縫うという行為を通じて、象徴的に家族や異なる時間や場所を取り結ぼうとしている。縫うという行為は何かを繋げながら、糸と布によって形を作ってゆく行為でもある。縫う行為は移動ではないが、縫製工をしながら文字通り家族を繋ぎ支えたことは、象徴的に家族の地形図を作っていると言える。母親は海にいるレオンの帰宅を待ち、ニューヨークにいる三女の親不孝を嘆き、恋人と暮らす長女を心配している。彼女はチャイナタウンを機軸として、家族がどこにいるかを思い描いている。彼女は熟練した縫製工であり、医者が人間の骨格を熟知しているように、ドレスの縫い目を心得ていたと言う(178)。つなぎ目の箇所は「大きな骨」と呼び、スカートの裾は「足」(179)と言う。彼女自身がつなぎ目として家族をまとめていたことを自覚していたに違いない。

しかしながら、家族の移動を縫い合わせながら地図として思い描くことができても、オーナの投身自殺が表す垂直の動きを縫い取ることは難しい。「オーナが落ちてゆく」(106)という垂直の動きは、母親が繋ぎとめることができないものを暗示する。航海から戻ったレオンが家に帰らずサン・フランに宿泊することを知った母親は、長く使っていないミシンを猛烈に踏み始める。音が「きんきんしたうつろな響き」(69)をたてているのは、布を当てないで縫っているからである。かつて家族をひとつにまとめていたつなぎ目の力が、母親にはもはやないことが暗示されている。

さらに注目したいのは、自殺したオーナは移動する手段を持っていなかったことである。彼女は恋人と両親の間で苦悩し、その問題から距離を取る手段を持たず、そのため平衡を保つことが難しかったと考えられる。彼女は、父親が洗濯屋を営むために共同出資したルシアノー・ワン (Luciano Ong) の息子と恋仲であったが、商売の失敗で父親のレオンは二人の付き合いを禁じた。そのため親子は反目し、彼女は父親に従うこともできず、一方中国系でありヒスパニック系でもある恋人が住む町にも居心地の悪さを感じていた(173)。家族をとるか恋人をとるかは、オーナにとって帰属する場所の選択をも意味していたに違いない。「逃避」という「レオンが求めていたものを、オーナも必要としていた」(150)のかもしれない。レオンが海にでることで家族の問題から「逃避」したとするなら、このような行動が妹にも必要であっ

たのではないかとレイラは推測する。しかし、その手段を持たない彼女は真ん中の娘として母親と父親、姉と妹、両親と恋人そしてチャイナタウンと外の世界の「あらゆる問題の真ん中で行きづまり」(139)、解決を見いだせない状況であったと考えられる。

レイラと恋人のメイソンの移動はチャイナタウンを中心にした車の移動によって表わされる。彼らの車による移動は、レオンのような「逃避」ではなく、また目的地を目指すニーナのような移動でもない。彼らの車による移動は仕事のためであり、余暇としてドライブを楽しむためでもあり、なによりもオーナの死によって打ちのめされたレオンと母親の生活を助けるためである。外国車専門の修理工であるメイソンがまるで「帆走する」(42)ように運転し、その車の中にいると安心できるとレイラが感じるのも、レオンが航海によって心のバランスを取ることと似ている。彼はチャイナタウンから少し離れたミッション地区に住み、レイラの家族のために必要に応じて車を走らせる。¹⁰

レイラは、メイソンの車に乗ることで家族の不幸に対して相対的な視点を得る。観光客の多いグラント街を彼の運転する車体の低いカマロで走りながら、彼女はここで生活することと観光客が見るものとは異なることを認識する。「よくあるグレイハウンドバスの車内から見るとチャイナタウンはこんなふうに見えるのだ。…そう思ったら、ふっと気持ちが軽くなった。何をどれだけ見られても、それは私たちの心の中(our inside story)とはまったく違うものだ」(145)。彼女はオーナの死を単一の原因に普遍化することなく、その意味を「心の中」の物語として考え続けようとする。レイラはメイソンと結婚し、彼の住む地区に引っ越す。その移動は、ニーナのようにここから立ち去るのではなく、オーナのようにここで命を絶つのではなく、チャイナタウンからすこし離れた地区に移ることで親の悲しみに寄り添う形の第三の道を彼女の立ち位置として確保することを意味している。¹¹

結 語

小説はオーナがまだ生きていた頃、両親と食事中にレイラがメイソンと同棲すると告げて、その夜二人が家を出てゆくところで終わる。彼女は、「心に留めたものが道案内してくれる」(194)と言い、安心して出てゆく。その時、彼女を乗せてメイソンはバックで路地をでてゆくのは、また再び帰ってくるとの暗示がある。事実、妹の自殺でレイラが再び親のもとに帰ってきたことはすでに語られており、その自殺を集約点として物語の時間的経過は前後しながら円を描くような構造となっている。この重層的な構造は、直線的時間軸では描くことのできない移民の生活を捉えている。レオンの「偽り」の人生は移民の成功物語の浅薄さを浮かび上がらせ、「新中国」の発祥の地であるとされる彼の部屋のガラクタは、単一の起源の正当性を疑わせる。それを窺わせるのは、レオンや母親そして他の多くの中国人移民の辿った苦難の人生が

刻みつけられたチャイナタウンである。彼らの歴史を辿るとは、彼らの歩んだ通りや場所を辿ることであり、この町の「心の中」の地図を作ることである。

インは『骨』を書いた理由に、「中国人労働者の質素な生活を表現する言葉を作ろうとした」と言い、そして「骨」という表題は「埋葬のために遺骨を本国に送り返してもらいたいと願った老人たちの思いを尊重した」(Draper 88) からだとする。言うなれば、小説の表題である「骨」とは、中国人移民の足跡を辿る言葉であり、インの文学的営為は、その言葉で紡がれた物語の世界を彼らにとってのチャイナタウンとすること、つまりインの言う「終のすみか」(Draper 88) とすることであったと言える。

* 本稿は、2009年10月に中・四国アメリカ学会第37回年次大会において発表した原稿を加筆・訂正したものである。

** 本稿は、平成22年度科研費(20520268)の助成を受けて執筆したことを記す。

註

- 1 歴史家ロナルド・タカキ(Ronald Takaki)によれば、サンフランシスコのチャイナタウンは19世紀後半、ゴールドラッシュとその後の大陸横断鉄道工事のための安価な労働力としてアメリカに来た中国人たちによって誕生した(87)。当時の経済不況のなか反カトリック・反移民の運動のため、1882年連邦会議は「中国人移民禁止法」を可決し、さらに中国にいる妻の呼び寄せを禁止した。1892年に更新された「中国人移民排斥法」は1902年に無期延期となっている。その結果、チャイナタウンは独身男性の多い町となり、犯罪と不衛生な貧民窟のイメージが定着した。そのイメージは、20世紀初頭から家族が形成され、町の文化的機能が充実し始めた頃から次第に変わってゆく。家族の形成は都市部への中国系移民の流入を促進し、貧民窟がエキゾチックな「外国人居住地」(Takaki 246)へと変容し、次第に観光都市として注目を浴びるようになる。同時にチャイナタウンは同族家族が中心の居住地となり、彼らの連携による同胞経済の構造をもつ町となった。1965年の移民法改正により住民人口が増加し、海外からの投資による地価の高騰と縫製産業の衰退で、新移民はオークランドやアラメダなどにミニチャイナタウンを形成し、居住地は郊外へと拡散している。年齢層の若い中産階層はリッチモンド地区やサンセット地区など(高級)住宅街へと移住しており、従来のチャイナタウンは同胞経済の基盤を残しつつ老人人口が増えている。一方、中国からの移民の社会階層と地域が多様であるため、かつて「モデル・エスニック・コミュニティ」(Nee 259)と言われたチャイナタウンの変容が著しく、中国系文化の中心地としての役割を減少させている。現在、中国系の都心部から郊外への

移動は加速化し、郊外の中国系コミュニティは住民も文化も多様化している。2009年の国勢調査では、アジア系は複数のエスニックの背景を持つ者を含めると1,520万人で、人口の約5%を占めており、そのうち約354万人が中国系である。現在、カリフォルニアのチャイナタウンには約10万人が住んでいると言う。ハイミン・リュウ (Haiming Liu) によれば、現在の中国系住民のコミュニティはかつての孤立したゲットーではなく、アジア系が大多数をしめる近隣に統合された「グローバル・ヴィレッジ」の一部をなすと言う(55)。このような中国系の多様化と拡散が文学作品における歴史的なチャイナタウンへの関心を促していると考えられる。中国系住民も含むアジア系住民のコミュニティ研究については、他にWei Li, Linda Trinh Võを参照。

- 2 サオリン・シンシア・ウォン (Sau-ling Cynthia Wong) によれば、『チャイナタウンの女武者』は1976年の出版から1996年までに90万部を売り、存命の作家によるテキストとして大学でもっとも多く読まれ、20もの翻訳があると言う (Wong 12)。作品からの引用頁数は原著からであり、日本語訳については藤本和子氏による邦訳を利用させていただいたが、文脈により変更した箇所もある。
- 3 ストックトンのチャイナタウンは1970年代に区画整理と高速道路建設のため消失する。これに関して彼女は「わたしたちの仕事は場所によってではなく想像力と知識と歴史によって共同体を維持してゆくことではないだろうか」(Skenazy 114-15) と述べている。キングストンの作品の場所とエスニシティの関係については、共著論文「エコクリティシズムから読むアメリカ文学のジェンダーと人種」の筆者担当「II チャイナタウンをめぐる場所の記憶とエスニシティ」(吉田美津, 辻祥子, 伊藤詔子著『言語文化研究』(松山大学) 28.2 [2009年3月]: 79-105.) を参照。
- 4 エイミ・タンの『ジョイ・ラック・クラブ』における文化的表象としてのチャイナタウンについては拙論「場所の表象としてのチャイナタウン — *The Joy Luck Club*における物語空間」(『松山大学論集』22.1 [2010年4月]: 85-103) を参照。
- 5 ジェフリー・パートリッジ (Jeffrey F. L. Partridge) は、中国系アメリカ文学を讀者、作家、テキストの複合的な相互作用によって成立している文学形式と捉えて、チャイナタウンの観光産業がそうであるように、出版業界や消費者の要求に答えようとする作家のエスニシティの背景が讀者に与える効果が大きいと論じる。(Partridge 49)
- 6 フランク・チン (Frank Chin) は『ドナルド・ダック』(*Donald Duck*, 1991) でチャイナタウンの文化と先祖の歴史を知ることによって中国系としてのアイデンティティを確立してゆくドナルド・ダックと呼ばれる12歳の少年を描いている。チンは前近代的とされるこの町の書き直しを試みているが、中国系移民が多様化する中で共同体と文化とアイデンテ

- イティが齟齬なく連動するかどうかの問題を指摘することができる。
- 7 フェイ・ミエン・インは広東から移民として来た両親のもとでサンフランシスコのチャイナタウンで1957年に生まれた。『骨』に描かれる両親と同様、インの父親は船乗りで、母親は縫製工であったと言う。カリフォルニア大学の英文科を卒業後、1984年にコロンビア大学から修士号を取得している。『骨』は1994年にペン／フォークナー賞候補に挙がる。2008年に出版された第二作目は、『骨』と同様チャイナタウンを背景とした『岩に向かって舵をとれ』(*Steer Toward Rock*)である。『骨』からの引用頁数は原著からであり、日本語訳については小川高義氏による邦訳を利用させていただいたが、文脈により変更した箇所もある。
 - 8 冷戦を背景に共産主義の浸透を懸念したFBIは1956年に不法滞在者は移民局に出頭し、親戚や知人の情報を与えれば減刑となり、正式な居住証明書を発行するとする「告白プログラム」を実施した。その結果1965年までに13,895人が出頭し、22,083人の関係者を浮上させ、「ペーパー・サン」の件数は11,294に上ったという。1950年でアメリカの中国系移民はハワイを除いて117,629人であったことを考えるとその数の多さが窺える。(Kwong and Mišćević 225)
 - 9 ヴィヴィアン・フミコ・チン (Vivian Fumiko Chin) は、収集癖のあるレオンの発明は壊れたものを直すのではなく他のものと繋ぐことで新たなものを作り出すことであり、彼の自己創造のブリコラージュと重なると論じる。(Chin 369)
 - 10 メイソンは労働者階層の新しい中国系男性像を示す。彼が従弟のBMWを修理し、郊外の住宅街へ車を届けた時、「白人のようにしゃべる」(43) 従弟が修理代を払おうとしたのに対してレイラと同行した友人は家庭の躰がないと言う。この逸話は、中国的恩義を理解するのはメイソンのような労働者階層であり、郊外に住む富裕層の人びとは主流文化への同化を進めていると示唆している。(David Leiwei Li, 138-39)
 - 11 イッツォ (Izzo) は、レイラが母親の家からメイソンの家に引っ越すことを、二人が民族的背景が多様な人びとのすむ「第三のスペース」にゆくことだと理解する。(Izzo 154)

引用文献

- Chin, Frank. *Donald Duck*. Minneapolis: Coffee House P, 1991.
- Chin, Vivian Fumiko. "Finding the Right Gesture: Becoming Chinese American in Fae Myenne Ng's *Bone*." *The Chinese in America: A History from Gold Mountain to the New Millennium*. Ed. Susie Lan Cassel. Walnut Creek, CA: AltaMira P, 2002. 365-377.
- Draper, James P. "Fae Myenne Ng." *Contemporary Literary Criticism: Yearbook 1993*. Vol. 81.

吉田美津

Detroit: Gale, 1994. 81-88.

Hall, Stuart. "The Local and the Global: Globalization and Ethnicity." *Culture, Globalization and the World-System: Contemporary Conditions for the Representation of Identity*. Ed. Anthony D. King. Minneapolis: U of Minnesota P, 1997. 19-39.

Izzo, Donatella. "'A New Rule for the Imagination': Rewriting Modernism in *Bone*." *Literary Gestures: The Aesthetic in Asian American Writing*. Ed. Rocío G. Davis and Sue-Im Lee. Philadelphia: Temple UP, 2006. 137-155.

Kim, Elaine. "Preface." *Charlie Chan Is Dead: An Anthology of Contemporary Asian American Fiction*. Ed. Jessica Hagedorn. New York: Penguin Books, 1993. vii-xiv.

Kingston, Maxine Hong. *The Woman Warrior: Memoirs of a Girlhood among Ghosts*. 1976. New York: Vintage, 1989. (『チャイナタウンの女武者』藤本和子訳, 東京: 晶文社, 1978年)

Kwong, Peter and Dušanka Mišćević. *Chinese America: The Untold Story of America's Oldest New Community*. New York: The New Press, 2005.

Lefebvre, Henri. *The Production of Space*. 1974. Trans. Donald Nicholson-Smith. Malden, MA: Blackwell, 1991.

Li, David Leiwei. *Imagining the Nation: Asian American Literature and Cultural Consent*. Stanford: Stanford UP, 1998.

Li, Wei, ed. *From Urban Enclave to Ethnic Suburb: New Asian Communities in Pacific Rim Countries*. Honolulu: U of Hawai'i P, 2006.

Liu, Haiming. "Ethnic Solidarity, Rebounding Networks, and Transnational Culture: The Post-1965 Chinese American Family." *Asian America: Forming New Communities, Expanding Boundaries*. Ed. Huping Ling. New Brunswick, NJ: Rutgers UP, 2009. 45-62.

Lowe, Lisa. *Immigrant Acts: On Asian American Cultural Politics*. Durham, NC: Duke UP, 1996.

Nee, Victor G. and Brett de Bary Nee. *Longtime Californ': A Documentary Study of an American Chinatown*. New York: Pantheon, 1972.

Ng, Fae Myenne. *Bone*. New York: Hyperion, 1993. (『骨』小川高義訳, 東京: 文藝春秋, 1997年)

Partridge, Jeffrey F. L. *Beyond Literary Chinatown*. Seattle: U of Washington P, 2007.

Shah, Nayan. *Contagious Divides: Epidemics and Race in San Francisco's Chinatown*. Berkeley: U of California P, 2001.

Skenazy, Paul and Tera Martin, eds. *Conversations with Maxine Hong Kingston*. Jackson: UP of Mississippi, 1998.

- Tan, Amy. *The Joy Luck Club*. 1989. New York: Vintage, 1991.
- Takaki, Ronald. *Strangers from a Different Shore: A History of Asian Americans*. New York: Penguin, 1989.
- Võ, Linda Trinh. *Mobilizing an Asian American Community*. Philadelphia: Temple UP, 2004.
- Võ, Linda Trinh and Rick Bonus, eds. *Contemporary Asian American Communities: Intersections and Divergences*. Philadelphia: Temple UP, 2002.
- Wong, Cynthia Sau-ling. "Introduction." *Maxine Hong Kingston's The Woman Warrior: A Casebook*. Ed. Sau-ling Cynthia Wong. New York: Oxford UP, 1999. 3-14.
- チン, ヴィヴィアン・フミコ 「『骨』における家族・物語・歴史」山本秀行訳『アジア系アメリカ文学——記憶と創造』（アジア系アメリカ文学研究会編）大阪：大阪教育図書，2000年。199-217頁。
- フーコー, ミシェル 「他者の場所 — 混在郷について」工藤晋訳『ミシェル・フーコー思考集成X』東京：筑摩書房，2002年。276-288頁。(Foucault, Michel. "Des espaces autre," *Architecture, Mouvement, Continuité*, n°5, octobre 1984, 46-49.)

**Chinatown as Representational Space:
Connecting Family to Immigrant History in *Bone***

YOSHIDA Mitsu

For Chinese American writers, Chinatowns are literary places to tie their communal identity to history. As Stuart Hall points out, "Ethnicity is the necessary place or space from which people speak." Chinese American literature invariably engages the feeling of home and belonging to a particular place through which their own identities with the communities were formed.

Fae Myenne Ng's *Bone* portrays the life of an immigrant family in San Francisco's Chinatown. Moving backward in time, the story is narrated by Leila, the oldest of three daughters of the Leong family. It is composed of her memory focusing on the endless consequences that the mysterious suicide of her sister, Ona, has had on the family. Her mother, Mah, and her stepfather, Leon, struggling all their lives to survive, now blame themselves for their daughter's death. Hence, the story neither falls into celebrating the authenticity of the

吉田美津

Chinese culture nor appropriating the town as an “oriental” foil. *Bone* does not align with an immigrant success story, which Elain Kim calls a “developmental narrative.”

The reverse chronology of the narrative is concerned with the ways in which Chinatown, as a deviant space, parallels the ambiguous origin of Leon and naturally on his family. Leon’s inauthenticity comes from the fact that he was a “paper son.” “Paper sons” are the illegal Chinese who purchased the birth certificates of American citizens born in China. Leon’s illegal life reveals not only the dubiousness of a successfully assimilated immigrant story but his failed promise to return the bones of his “paper son” father to China for proper burial. Leon thinks his disloyalty brought Ona’s death as bad luck to his family. Leon’s illegitimate personal life corresponds to the hybrid space of Chinatown.

Leila’s memory narrative, consistently returning to the death of Ona, also finds an analogue in the circular routes the characters take. The sailor, Leon, and the flight attendant, Leila’s sister Nina, geographically go around Chinatown as a pivot. Leila walks to a local school to work as a counselor. Her husband, Mason, a car mechanic, drives a car to help Leila’s mother and Leon. The routes they take can be precisely traced on a map. The layers of their daily movements symbolically seem to follow the bone structure of Chinatown. The multiple routes interact in the construction of their place-based identities. In *Bone*, San Francisco’s Chinatown is represented as a place of immigrants and as a space of memories which connect them to history.

初期アメリカ共和国の印刷文化と近代的公共圏

肥後本 芳 男

はじめに

1980年代以降コンピュータとインターネットを中心とした目覚ましい通信・デジタル技術の進歩は、経済や文化の急激なグローバル化の推進力となってきた。そうした情報革命は、われわれの生活の利便性を飛躍的に高めたものの、至る所で経済格差や文化的対立を引き起こしている。また同時に、グローバル化の波は既存のコミュニティの衰退を促し、従来の公共概念にも少なからぬ修正を迫っている。翻って18世紀から19世紀初頭にかけての近代的な印刷・出版文化の急速な広がりを目を転じてみれば、それはまさに現代の情報・通信革命に匹敵するものであり、当時の政治文化を大きく変容させた要因の一つでもあった。

周知のとおりドイツの社会哲学者ユルゲン・ハーバーマスは、著名な『公共性の構造転換』と題された書物のなかで18世紀末に「ブルジョワ的公共圏」という新しい言論空間が出現し、近代的な公論の形成につながったことを指摘した¹。この著作の刊行以来ハーバーマスの「公共圏」の概念は様々な国々に適用されたが、その概念はもっぱら男性市民を念頭に置くものであること、政治文化の空間を公的領域と私的領域の二項対立的な関係に収斂しすぎているなど、関連分野の研究者からも多くの批判にさらされてきた²。しかしながら、近代的「公共圏」の概念は、筆者には建国初期のアメリカ社会文化の変容過程を分析する上でいまなお有効な視座を与えてくれるように思われる。

英領北アメリカ植民地では18世紀の半ばから革命・建国期にかけて印刷・出版文化が急速に拡大し、植民地時代とは異質な新しい公共圏の出現を促したことは間違いない。だが、そのような印刷・出版文化の変化のなかで新共和国における人種やジェンダー関係がどのように再構築され、そのことが近代アメリカ文化の形成にいかなる影響を及ぼしたのかについては、必ずしも十分に解明されてきたわけではない。こうした問題関心のもと、本稿では、印刷・出版文化の変容が新しい公共圏の成立に具体的にどのようなかかわったのかを考察し、アメリカの近代的な公共圏の特質について検討する。

I 北米植民地の公権力と印刷業

18世紀前半のイギリス領北米植民地ではいまだ少数の印刷業者しか存在せず、フィラデルフィア、ニューヨーク、ボストンといった主要な港湾都市に限られていた。現に1704年ジョン・

キャンベルによって刊行された『ボストン・ニューズレター』紙が、北アメリカの最初の定期的な新聞と言われている。ただし、植民地時代の新聞は、政治や社会問題について公的議論の場を提供する近代的なメディアの役割を担うものではなかった。政治的な論説はおおむね政治パンフレットに委ねられていた。アメリカ植民地の新聞発行人兼印刷業者はロンドンの新聞・雑誌をいち早く入手し、その記事を転載することが主な役目であった。実際紙面の大半は、イギリスやヨーロッパの海外情勢や事件で占められていた。たとえば、1728年から65年までの期間に『ペンシルヴェニア・ガゼット』紙に掲載された1,907本の記事の内訳は、フィラデルフィアやペンシルヴェニアの政治に関するものはわずか34本で全体の2パーセントにも満たず、これを含めてもローカルな記事は6パーセントしかなかった³。これは、有力者の後ろ盾を中心とした密接な人的関係に基づくパトロネジ・システムが幅を利かす植民地の階層社会において、何よりも政府の公的な印刷業務を請け負うことが印刷業者として成功する鍵とされ、政治論争となるような話題を掲載することは極力避けられる傾向が強かったことを示唆している。つまり、18世紀初頭の北米の印刷業者は、遠く海外の情報を読者に伝えることに専念し、地方関連のニュースは条例の公布など、客観的な情報のみに限ることで地方政治に対して一定の距離をおいた。彼らはおそらく政治的に中立を保つように心がけたのである⁴。

当時の例外的な新聞紙上の論争として、1734年ニューヨークで総督コスビーに対する名誉毀損のかどで逮捕・拘留された『ニューヨーク・ウィークリー・ジャーナル』紙の発行人で印刷業者のジョン・ピーター・ゼンガー裁判の事例がある。確かに「ゼンガー裁判」は真実を公表する自由を求めて争われ、彼は8ヶ月近く拘禁された後、翌35年に陪審員評決で無罪を勝ち取った⁵。しかし近年の法制史家によれば、この判例はむしろきわめて稀な事例であり、これを契機に印刷業者の言論・出版の自由が保障されたわけではないという修正的な解釈が有力になっている。また、当時「読者」とは都市部の富裕な男性ジェントルマン層を対象にしていたことは言うまでもない。18世紀の家父長的な階層社会において男女の読み書き能力にはかなりの開きがあり、一般的に女性が読者層に想定されることはなかったのである。

この裁判について、文化史家マイケル・ウォーナーは法制史的な側面よりもむしろ、公共圏の構造的変化の始まりを告げる事件としてこれを再評価する。彼によれば、1720年頃から大西洋世界での商業活動の拡大とともに新聞やパンフレットを通して公的問題に関して本格的な論争が始まったと言う⁶。このエピソードは、御用出版業者ウィリアム・ブラッドフォードの『ニューヨーク・ガゼット』紙と並んで『ニューヨーク・ウィークリー・ジャーナル』紙を刊行していたゼンガーが、反総督派の要請を受けてニューヨーク植民地総督の権力乱用と政治腐敗を告発する記事を掲載して物議をかもした法廷闘争であり、それは確かに法制史的には必ずしも画期的な判例とは言えないかもしれない。しかし印刷物が公共の言論空間を構成し、植民

地のローカリズムと結びついてニューヨーク住民へ直接的に訴えるような手段が正当な公論モデルとして使用されたという点で、この裁判は特筆すべき出来事であった。

さらに1730年代から40年代にかけての「大覚醒」として知られる広範な第一次信仰復興運動が新しい公共圏の胎動を促した。この信仰復興運動は伝統的な宗教権威を急速に衰退へと向かわせると同時に、激しい教派对立を巻き起こした。論争は印刷物を通して波紋を広げ公的な注目を集めるようになった。かくして18世紀半ばまでに、北米植民地では印刷媒体は、しだいに公論に訴え権力を監視する新しい役割を担うようになり、対英抵抗運動の基盤を準備することになる⁷。ウォーナーの解釈は、その著作の刊行以来賛否両論の様々な評価を受けてきたが、とりわけ核心的な批判は、彼の解釈枠組みが18世紀の共和主義文化の台頭に伴う白人の男性有産者の公共圏の出現を軸に組み立てられているという点である。また、新たな公共圏の開始をどの時期に見るのかについても議論の余地が残されていると言える。

18世紀の北米イギリス領植民地のパトロネジ社会において、最も成功した印刷業者の典型的な事例は、ベンジャミン・フランクリンであろう⁸。ボストンの身分の低い石鹸・蠟職人の末息子として生まれたフランクリンは兄の印刷所で一時徒弟見習いをしていたが、17歳のとき兄のもとから逃げ出しフィラデルフィアに新天地を求めた。やがて印刷業者サミュエル・ケーマーに植字技術と文才を見込まれたフランクリンは、フィラデルフィアの指導的な紳士たちの信任を首尾よく得る。ローカルな政治記事の掲載を慎重に避けながら、彼はペンシルヴェニア政府の公文書の印刷契約を取ることに成功し頭角を現したのであった。植民地では一人前の印刷職人はまだ数少なく労賃も高かったため、フランクリンは積極的に若い印刷工見習いを受け入れ、自ら彼らに印刷技術を教え込み、7年ほどの見習いの年季が明けると各地で印刷業者として彼らが独立するのを支援した。また、彼は自身の北米郵便局長代理の地位を巧みに利用して、弟子たちの多くを地方の郵便局長のポストに推薦し独自の私的な印刷業者ネットワークの構築に尽力した。財を成した後フランクリンは、有能な印刷工デヴィッド・ホールと事業パートナーシップを結び42歳で親方職人として第一線を退くものの、1730年代から長期にわたって北米における印刷・出版ビジネスをリードすることになる⁹。

このネットワークを梃子にしてフランクリンは積極的に書籍出版業にも乗り出した。たとえば、彼の『貧しいリチャードの暦』の販売方式はその格好の事例である。『貧しいリチャードの暦』は18世紀のアメリカ植民地で印刷され人気を博した数少ない書物の一つであった。フランクリンはこの書物の販売に際して各地の印刷兼販売代理人に親族やかつての徒弟を配置し、6年間の版權と交換に該当期間の販売利益の3分の1を彼らに要求する契約を結んでいる¹⁰。こうした販売システムが可能にした印刷工の経済的自立は、従来富裕なパトロンに大きく依存してきた植民地時代の印刷業者に経済的、精神的な独立をもたらした。自由で独立した印刷業

者の台頭こそが18世紀後半の対英抵抗運動における反権力的な言説空間の出現を準備しえたのである。

Ⅱ アメリカ革命の到来と新たな印刷文化

フレンチ・アンド・インディアン戦争終結後、イギリス本国とアメリカ植民地の急速な関係悪化は植民地における対英抵抗運動を先鋭化させる一方で、宮廷派の権力独占を痛烈に批判する反体制的な論壇を生じさせた。とりわけ、印紙税法の導入からボストン茶会事件に至る一連の本国とアメリカ植民地間の論争は、パンフレットや新聞刊行数を増大させ植民地の政府権力支配に縛られない新しい公的な議論の場をもたらした。また歴史家T. H. プリーンの言う「18世紀の消費革命」がアングロ・アメリカの生活文化を大きく変容させるなかで、新聞紙上では多様な輸入品や書籍の広告に加えてローカルな記事も急増し、日常生活や商業に密着する情報と地方政治が紙面の多くを占めるようになった¹¹。

女性たちが新聞紙上に登場し始めるのも、ちょうどこの時期であった。しかし新共和国アメリカの最初の女流史家として歴史に名を刻んだマーシー・ウォレンや愛国派の賢婦アビゲイル・アダムズなど、白人上層婦人の書簡の分析からうかがわれることは、革命期には女性が政治的議論に参加することは一般的には容認されておらず、その機会もきわめて限定的なものにとどまっていた。また、ごくまれに新聞・雑誌に寄稿するときには、彼女らは匿名を用い政治論説ではなく、愛国的な詩や戯曲などの文学的創作が慣わしであった¹²。ここで特筆すべきことは、当時依然としてジェンダーによる高い障壁があったにせよ、対英抵抗運動の高まりが政治的論争を大陸大に広げ、イギリス本国や植民地政府への異議申し立てのための対抗的な言論空間を急速に生み出したことである。

社会史家ジェフリー・L・パースリーによれば、初期アメリカ史の印刷文化における画期的な転換期は1790年代であり、19世紀を通じて政党政治全盛期の中心的な機関となったのが新聞であった¹³。とりわけ、1798年にアダムズ政権が導入した扇動罪法は、皮肉にも革命期に出現した在野の対抗的論壇をよりいっそう拡張し、新しい政治文化の醸成に大きく貢献した。1795年までは既存の新聞の4分の3は与党フェデラリスト系か政治的中立を保つものであった。都市部の民主共和協会の台頭とその露骨な政府批判に手を焼いたフェデラリスト政権は、外国人法・扇動罪法を立法化して反対派を抑え込むことに躍起になったが、その高圧的手法は、逆に98年から1800年にかけて主要都市でのリパブリカン系の新聞の著しい急増をもたらした¹⁴。これらの新聞が植民地時代のものとは決定的に違う点は、旧来の中立的なメディアというよりも最初からリパブリカン派を擁護する党派的な新聞であり、そのタイトルも『自由の伝道者』(Herald of Liberty) や『自由の精神』(Genius of Liberty)、『自由の勝利』(Triumph of

Liberty) と命名されて、言論統制を強要したエリート主義的なフェデラリスト派に真っ向から対立する姿勢を鮮明にしたことである。

このような党派的新聞の急増とともに、建国初期の印刷・出版文化の発達にとって次の二つの注目すべき法律が制定された。一つは、1790年に導入された連邦初の著作権法である。これは合衆国憲法第1条、第8節8項に盛り込まれた内容を法制化したものであり、原著作者及び発明者に、その著作または発明に関する独占権を一定期間（14年間）に限って保証することを明示している。では、この著作権法は実際的にどの程度の効用をもちえたのか。これを史料・統計的に実証するのは難しい。

だが、当時人気のあった書籍の大半がイギリスからの輸入品であり、売れ筋の書籍のほとんどがアメリカ著作権法の管轄外にあったので無断で何度も掲載・再販された事実から、少なくとも建国初期には著作権法はさして効力を及ぼさなかったと推察される。たとえば、1795年6月1日から10月1日の間にフィラデルフィアの新聞に掲載された書籍広告の分析では、276本の書籍が数えられるが、その半数のサンプルにあたる138冊の書物のうち、57冊（41パーセント）がイギリス人作家によって書かれ、18冊（13パーセント）をスコットランド人が、6冊（4パーセント）をアイルランド人、14冊（10パーセント）をフランス人、1冊をイタリア人（1パーセント）、33冊（24パーセント）をアメリカ人作家が著している。その他、作者の国籍が不明の9冊（7パーセント）をあわせるとヨーロッパからの輸入書籍が実に8割近くを占めていたことが窺われる¹⁵。

また、たとえ著作権法が施行されたとしても、著述活動は総じてジェントルマンの嗜みとして受け取られ、著作によって生計を立てることは憚られる風潮が当時はまだ根強かった。実際、多くのアメリカ人著述家は当初著作権には無関心であった。一例を挙げれば、ボストンで出版されたほんの10分の1程度の刊行物しか著作権は適用されなかったと推計されている¹⁶。しかし、ひとたび著作権法が導入されると、法的権利をいち早く手に入れて、一定の利益の確保に努める著述家も現れるようになった。たとえば、ノア・ウェブスターは建国直後からアメリカ独自の著作権の確立を訴えていた知識人の一人であったが、著作権法が法制化された諸州では彼は著作権を盾に『綴り字教本』の出版契約を複数の印刷業者と結ぶことで、利益を確保しようとした¹⁷。しかし印刷・出版業者の私的なネットワークに依存し、事実上野放し状態で機能している出版市場では、無数の海賊版の氾濫を阻止することはできなかった。

ところが、公職や専門職から排除されていた少数の有能な女性たちの間では、作家として身を立てようとする者も現れた。彼女らの家計を支えるために著作権法は重要な手段になった。著作権法の一般的な効力がどうであれ、この法案の連邦議会への提出をマサチューセッツ州のフェデラリスト派大物上院議員フィッシャー・エイムズに働きかけたのが、他ならぬハナ・アダ

ムズという女流作家の草分けであったという事実を、われわれは看過すべきではないだろう¹⁸。

さらに建国初期には、自由黒人の独自の印刷文化も台頭した。出版業者マシュー・ケアリーは、フィラデルフィアにおける93年の黄熱病蔓延騒動の直後に、その一部始終を記録した報告書を刊行する。この報告書は2版、3版と繰り返し増刷されるほど売れ、北米の主要都市でよく読まれた。ケアリーの記述によれば、黒人は疫病にかかりにくく、多くの白人市民が疫病を避けていっせいにフィラデルフィアを脱出するなかで、黒人たちの多くは白人の留守宅を荒らし、無数の死体処理や病人の看護を金銭目的で引き受けたと公然と非難したのであった¹⁹。この人種偏見的な報告書に反発して黒人指導者アブサロム・ジョーンズとリチャード・アレンは、『黒人の黄熱病災禍報告』（1794年）を刊行し、この未曾有の惨事に際して黒人も白人も皆同様に被害者であり、黒人たちはどの病人に対しても献身的な看護を尽くしたと弁明した²⁰。同時に、この二人が自らの著作に黒人最初の著作権を申請したことは特筆されてよい。それは収益確保の目的というよりも、白人出版業者ケアリーの報告への黒人の「対抗的な言説」に公的な承認を得るためであった²¹。

二つ目は、1792年の郵便局法の制定である。植民地時代には英領北米王立郵便制度が存在していたが、元来その目的は郵便事業による歳入目的であった。1775年から92年にかけて17年間初期の郵便制度は独立戦争と戦後の混乱で一時的に麻痺し、ほとんど目立った発達が見られなかった。だが、92年の連邦政府による郵便局法の制定は、その後の郵便事業の性格を大きく変え、アンテベラム期のコミュニケーション革命の基盤を準備する画期的な法律になった。第一に、この法律は新聞の配達を郵便物に含めることを認め、その料金を他の郵便物よりもかなり低く設定することで建国初期の新聞数の急激な増加と発行部数の爆発的な増大をもたらした。その結果、1820年代までに郵便物の総重量の3分の1から2分の1を新聞が占めるほどになった。第二に、官吏が郵便制度を情報の管理や監視手段にすることを禁じ、第三に、マディソン等の有力な政治家は従来徴税目的としての郵便事業を見直した。つまり、建国期の指導者は郵便事業を健全な共和国の存続に不可欠な知識や情報を市民の間に広く普及させるための重要機関として再定義し、沿岸都市部はもとより西部内陸部への情報網の拡張を促したのである²²。

1790年代には図書館の創設が各地で相次いだ。当時の図書館は大別して、次の3つの類型に分けることができる。つまり大学及び公立図書館（institutional libraries）、会員制図書館（social libraries）、貸本図書館（circulating libraries）に区分することができるが、わけても、しばしば印刷業者及び書籍販売人によって経営された商業的な貸本図書館の流行は注目すべきであろう。エリートの前者二つの会員制図書館と違って、貸本図書館は、主に女性を含む一般庶民を対象にしたものであり、小額のレンタル料を払うだけで一定期間、様々な書物、特に流行小説を借りて読むことができた。建国期の書籍の価格が平均的な日雇い労働者の日給の1

日から2日分に当たるほどまだ相当高価であった時代に、都市部で多数出現した貸本図書館は、大衆が私的な読書の機会を得ることを容易にしたのである²³。それはまた、読書の形態の変化、つまりサロンや居酒屋で新聞や冊子を声に出して読み上げ皆で情報を共有するという集団的な読書から、個人が黙読し家庭で私的に楽しむ行為への転換でもあった。

Ⅲ 初期共和国の印刷・出版文化と市場革命

建国期の印刷・出版文化の変容過程において、印刷業者が印刷業と書籍販売部門（出版・書籍販売業）に分化したことは、もっとも重要な変化であった。建国初期に印刷業者間の競争が激しくなると、印刷業では親方職人と雇われ職人、見習い印刷工からなる伝統的なギルド構成はしだいに崩れ始め、親方職人は、雇われ職人の数を極力抑え低賃金で使える見習い印刷工を増やすことで経費節減に努めた。このため雇われ職人の需要が減り、いずれ上昇し親方職人として独り立ちする機会も減少するようになると、彼らのなかには出版業へと転出する者も目立つようになった。こうした状況に伴い、印刷業者の作業所はコストの安い市街地の周辺へ移され、他方で書籍の企画・販売を主とする業者は、フィラデルフィア、ニューヨーク、ボストンの市街地の中心に店舗を構え始めた²⁴。さらに、新しい専門の出版業者（出版企画・編集・販売を兼務）は、18世紀のフランクリン家に代表される血縁・徒弟のネットワークを越えて、資本主義的なビジネス関係に基づいて書籍販売エリアの拡大を競うようになった。

新共和国の印刷文化の浸透にとって最大の障壁は、交通網の不備と書籍・出版物の高い輸送コストであった。郵便局法の導入により郵便網の整備は加速されるものの、書籍の販売には直接的な恩恵を及ぼさなかった。それでは、当時書籍の販売は実際どのようにして行われていたのだろうか。沿岸都市部では出版業者は輸入書籍や在庫品を中央市場近くの店舗で販売するか、行商人と契約し書籍を地方へ売りさばいてもらうかの二つの選択肢があった²⁵。また、アメリカで新たに書物を製本・刊行する場合には、予約販売システムが一般的であった。具体的には、著者名と書名をまず広告し、あらかじめ購入希望者を募集した上で、採算に見合う一定数の購買者を確保した後印刷に入る方策が採られたのである。

建国期の印刷物市場を考える上で、フィラデルフィアの著名な出版・書籍販売業者であったマシュー・ケアリー（Mathew Carey, 1760-1839）と、彼の主要なパートナーで書籍行商人メイソン・L・ウィームズ（Mason Locke Weems, 1759-1825）のビジネス関係はきわめて示唆に富む。ケアリーは、アイルランドのダブリン生まれで幼い頃からイギリスによるカトリック教徒への迫害を目の当たりに体験してきた。若い頃印刷工として修行し、しばしば新聞に寄稿するまでに成長したが、イギリス政府を批判する記事を著したかどでケアリーはダブリンを離れ移住することを余儀なくされた。かくして1784年9月、彼はほぼ無一文でフィラデルフィアに

到着した。24歳のことであった。マウントヴァーノンのジョージ・ワシントン邸を訪れていたアメリカ革命の英雄ラファイエット侯が帰途フィラデルフィアに立ち寄った際に、運よくケアリーは知人を通じて彼の知遇を得る。ケアリーの若い野心的な才能にほれ込んだラファイエットは彼に400ドルという当時としては大金を託してアメリカを後にした。その資金をもとにケアリーは急死した印刷業者の事業を買収し、渡米後1年足らずの間に幸運にも雑誌の創刊に乗り出すことができたのである²⁶。他方、ウィームズはケアリーの書籍販売の有能なパートナーとして頭角を現すが、自ら執筆を手がけた『ワシントン伝』の成功によりその名をアメリカ文化史上に刻むことになる²⁷。

ここでは、いくつかの先行研究や現存する一次史料から当時の地方における書籍販売の状況を管見しておこう。建国初期にウィームズは英国国教会牧師でありながら同時に書籍売買も手がけていたが、1792年にケアリーと手を結び牧師の職を捨て書籍行商人として生計を立てることにした。ドナルド・ツボレイの詳細な事例研究によれば、94年にフィラデルフィアで二人は最初に出会って以来、販売戦略上の意見対立をしばしば繰り返しながらも30年間近く出版業者と委託書籍販売人のパートナーシップを維持したのである。ウィームズは、ニューヨーク、ニュージャージー、ペンシルヴェニア、メリーランドからサウスカロライナ、ジョージアまで広範囲に行商し、精力的に出版市場の開拓に努めた。なかでも彼は、ヴァージニア州のチェサピーク湾一帯および南西部地域をもっとも有望な利益の見込める市場として重視した。それは、1790年代から急速に開拓の進んだ南西部地域が綿花栽培の中心地へと発展しつつあったことと、富裕なプランターや新興の教会牧師を中心に書籍の潜在的な購買者層の存在を掴んでいたウィームズの慧眼によるものだった²⁸。

ウィームズの販売戦略は、春・秋の農繁期を避け、祝祭やバレード、定期市、宗教のキャンプミーティング、選挙日、年4回または月1回の巡回裁判所開催日など、公的な行事に関するローカルな情報に基づいて用意周到に行商の日程を組んで書籍を売りさばくことであった²⁹。地方新聞の普及がその情報の一部を提供したが、ウィームズは様々な人的関係を駆使し足で稼いだ有用な最新情報を仕入れることができた。また、彼の販売戦略は、地方の人びとの欲する書籍をいち早く調達することにおかれた。ニューイングランドに比べて南部では公教育制度の導入はかなり遅れたが、メソジスト教徒やバプティスト教徒などのコミュニティ教会を中心としたボランティア団体などが庶民の読み書きの習得に重要な貢献を果たした。当時、需要の多かった書籍といえば、突出して聖書であり、次に暦や初等教本、実用本・助言本、弁護士や医者など一部の専門職向けの自学書・輸入本などであった。一方で、フィラデルフィアを拠点にする販売元のケアリーが望んだような余剰在庫書籍の販売は、地方ではほとんど需要がなかった。ケアリーとウィームズの書簡は、こうした在庫の販売をめぐる手持ちの在庫の処分をで

きる限り優先させたいケアリー（サプライサイドの出版戦略）とあくまで地方読者の需要に敏感な行商人ウィームズ（デマンドサイドの販売戦略）の間で販売書籍のリストをめぐるしばしば激しい意見の対立が生じていたことを窺わせる³⁰。

1780年代から90年代にかけて自発的奴隷解放や漸進的奴隷解放法によって自由黒人の数は急増し、都市部を中心に小さな黒人コミュニティが形成され始めた。独立革命のイデオロギーの影響を受けて、ニューヨークやボストンでは自由黒人の多くも地元の独立祝祭日のパレードや祝祭への参加を試みるがしばしば公的な祝祭に加わることを拒否された。このような公的空間からの排除に反発した黒人たちは、独自に結成されたフリーメイソンの黒人ロッジや黒人教会を拠点に、人種的なアイデンティティを強めることになる。また、白人の出版文化の中で黒人の立場から主張を始める者も現れるが、彼らの詩や文章にしばしば散見された不恰好な文体、でたらめなつづり字や粗雑な文法は、かえって彼らの知性のなさを露呈したばかりか公的な嘲りの対象とされ、共和国市民としての黒人の資質に対する疑念を深める結果になった³¹。これに対抗して自由黒人たちは、フィラデルフィアのアフリカ系メソジスト監督教会など、新興の福音教会を中心に自ら雑誌や冊子を刊行し、独自の「対抗的な公共圏」を作り出してゆく。先述したように、リチャード・アレン牧師とその同志ジョーンズの『黒人の黄熱病災禍報告』も、やり手の白人出版業者ケアリーの人種偏見的な報告書への真正面からの反論であった。

この頃女性もまた、印刷・出版文化の主要な担い手になっていく。アメリカ革命・建国期に構築された「共和国の母」イデオロギーは、有徳な共和国市民を育てるべき母親の役割を強調し、公教育の重要性を説いた。とりわけ、読み書き・計算の基礎教育の必要性と公共精神の育成に力点が置かれ、19世紀初めには多くの女子アカデミーが創設された³²。1787年には「フィラデルフィア・ヤングレディズ・アカデミー」が創設され、サラ・ピアースは92年コネティカットに「リッチフィールド・アカデミー」を開校した。このような女性アカデミーの創設に刺激を受けて、女優で『シャーロット・テンプル』の著者として知られるスザンナ・ローソンもボストンでの最終演劇興行の後、1797年に「ヤングレディズ・アカデミー」を開校した。このような女性アカデミーは12歳から20歳ぐらいまでの女子学生を対象にし、通常3年間読み書きを中心に初等教育を授けることを目指していた³³。ところが、当時一般のラテン語学校などで使われていたのは、もっぱらラテン語教科書や輸入書籍であり、女性を含めた広い基礎教育のための教科書はかなり不足気味であった。このような状況下で、サラ・ピアースは独自に教室内で使用するテキストを編纂し、彼女の『世界史概要』（1811年）は多くの支持を得て、様々な学校で使用された。また、ローソンも『簡約世界地理』（1805年）や『綴り方辞典』（1807年）などの教科書を出版した。ニューヨークにトロイ女学校を1821年に創設したエマ・ウィラードも歴史教科書『アメリカ共和国』（1828年）を刊行した。

これら新設の女学校で学ぶ機会をもつことができたのは、一般的に裕福な白人女性にとどまったものの、マサチューセッツ州ローウェル織物工場の寄宿舎生活における初等教育システムや1820年代の「公立小学校」普及運動に見られるように女子教育の機会は緩やかであるが着実に広がっていった。しかし、当時の社会規範で専門職やビジネスへの道を事実上閉ざされていた若い女性たちにとって、自らの情熱と行動力を公的な場に注ぎ込むことができたのは、教育分野、救貧活動、禁酒運動、奴隷制廃止運動などの社会改革運動に限られていた。そして、彼女らの活動に下からの精神的、組織的な支えになったのが急速に拡大しつつあった宗教リバイバルであった。それはまたアンテベラム期の印刷文化に「女性の影響」を刻み込む上で大きな役割を果たすことになる。

Ⅳ 女性雑誌と「慈愛の共和国」

ウィームズのような専任の書籍行商人と並んで、書籍の流通に大きな役割を果たしたのは巡回牧師であった。メソジスト派は早くも1789年に「メソジスト書籍事業会社」を設立し各地での遊説とともに、牧師たちにメソジストの宗教冊子・書物はもとより一般書籍も売りさばく任務を与えて教派独自の出版物の販売網を構築した。バプティスト派や長老派、会衆派もすぐにこの方式を模倣した。福音主義的な牧師たちは新たな改宗者の獲得を目指して、ニューヨーク北部からオハイオ渓谷にかけての急速に開拓が進んでいた地域一帯を巡回し、キャンプミーティングを開催して説教を繰り返したが、同時に彼らの多くは書籍販売代理人としての役割も担ったのである³⁴。

19世紀初頭には新たに獲得した西部領土への入植が進むとともに、1791年に諸州によって批准された憲法修正第一条のなかに盛り込まれた「教会と国家の分離」及び「信教の自由」の保障を梃子にして第二次大覚醒運動の波が急速に広がった。この運動は建国初期のアメリカ文化の形成において二つの重要な変化を伴うものであった。第一に、伝統的な公定教会の権威に挑戦し、南西部の新たな開拓地域を中心にメソジスト派とバプティスト派の新興プロテスタント勢力が急激に台頭したことである³⁵。19世紀半ばにはプロテスタントの3分の2近くはメソジストとバプティストが占めるようになった事実が示すように、建国初期からアンテベラム期にかけてアメリカの教派分布地図は大幅に塗り替えられることになった。

第二に、19世紀初頭には独立革命中に激減した教会員数が信仰復興運動の広がりとともに再び増加に転じることになるが、それには女性たちの積極的な参加が大きく寄与していた。実際ニューイングランドでは早くも革命期には教会員の70%近くが女性信者で占められており、19世紀初頭に教会員の女性比率はさらに高まったことを裏付ける複数の事例研究もある。たとえば、ニューヨーク内陸部のオルバニーとシラキュースの中間に位置するウティカに焦点を当て

た著名なコミュニティ研究によれば、リバイバルの最初のピークを経験する1814年までにウティカの第一長老派教会でも、改宗者の70%ほどを女性が占めるようになり、近隣のホワイツボロのパプティスト教会では、1814年から19年までの5年間に改宗者のうちの女性の割合は52.3%から70%へと増加した³⁶。フェミニスト女性史家アン・ダグラスは、この現象を「女性化した信徒集団」と呼んでいる。19世紀の教会牧師は「女性の世界」に入り、もっぱら女性信徒を意識して説教し、彼女らと協同して布教、救貧などの教会活動を行うことを余儀なくされたのである³⁷。

ウティカの第一長老派教会では、1806年に「女性慈善協会」が創設され、それは「女性伝道協会」へと発展していく。また同時に「母親会」も結成され、このグループは『マザーズ・マガジン』と命名された雑誌の創刊に着手した。この宗教雑誌は、市場や政治における男性の投機心や出世欲の対極にある女性の無私良心と純真さ、ひいては共和国の徳の源泉としての女性の役割を読者に繰り返し訴えた。他方、メソジスト教徒はニューヨーク市で機関紙『クリスチャン・アドヴォケイト』（1826年）を発行し始め、39年には女性信者向けの『レディズ・リポジトリー』を刊行した³⁸。これらはほんの一例に過ぎないが、アンテベラム期に急増した宗教雑誌の多くは、女性のための公的なフォーラムとして機能するとともに、男女の補完関係と一夫一婦制の家族観を核にした中間層の文化規範を強化する一助となっていくのであった。

こうした「キリスト教会の女性化」という現象が、書籍販売人及び販売代理人でもあった多くの牧師に説教内容にとどまらず新たな読者層として女性の存在を意識させるようになるのもっともなことであった。当時販売網の拡大と読者の獲得に明け暮れていた一般の（非宗教的な）出版業者もまた、女性の優美な表象や色彩の鮮やかな挿絵を多用したギフト本や女性雑誌の刊行に積極的に乗り出すことで、より多くの女性読者を取り込むことが、しだいに競争の激化する初期資本主義社会で生き残るために不可欠であると気づくようになった³⁹。

1828年にニューポートからセアラ・ヘイルを編集長に招いてボストンで『レディズ・マガジン』が創刊されたことは、その点で象徴的な出来事であった。この全米最初の本格的な女性雑誌は、キリスト教的な慈愛の精神と女性読者のニーズを巧みに融合させることで定期購読者を獲得していった。1837年にはフィラデルフィアのルイス・A・ゴードイの要請を受けて、彼女はフィラデルフィアに拠点を移すことになるが、雑誌発行者及び経営者としてのゴードイと編集者ヘイルの役割分担は最初から明確だった。編集内容に関しては政治的論争に直接踏み込まないこと以外、ゴードイは口を差し挟まなかった。この雑誌はイラストや図版を多用し、女性らしさや女性の道徳心、純潔を強調する編集者ヘイルの編集方針が色濃く反映されており、政治的イシューは極力避けて女性中心の家庭生活の美德が賛美された。またヘイルは、リディア・シガニーやエドガー・アラン・ポー、ハリエット・ピーチャー・ストウなど、アメリカの

若い有能な作家を発掘し育てることに熱心であった。かくして19世紀半ばにはヘイルの雑誌『レディズ・ブック』（後に『ゴードイズ・レディズ・ブック』）は、公教育を受けて読み書き能力を身につけた女性たちの支持を得て、公称15万人の定期購読者をもつアンテベラム期を代表する初期の大衆雑誌の一つに発展を遂げるのである⁴⁰。

このような女性雑誌や宗教冊子は、女性の領域を家庭に求めながら、それを越えた女性の社会的影響力を一様に強調した。女性雑誌の記事は、しばしば外部からの権威主義的な強制ではなく相互の愛情によって結ばれた幸福な夫婦関係や家族が下支えする「慈愛の共和国」の理想を、多くのアメリカ市民のあいだに吹き込んだ。しかし同時に、アンテベラム期が未曾有の領土の膨張を伴った時期でもあったことを忘れてはならない。女性雑誌や宗教冊子が訴えるアメリカ共和国の美德が、キリスト教の光を未開の地へ伝道し野蛮な荒野を文明化する慈愛の行為と重ね合わせて解釈されるようになるにはさして時間がかからなかった。19世紀半ばには「慈愛の共和国」は、西部のインディアン諸部族や南西部国境地域に居住するメキシコ系住民など、異質な諸集団をいとも簡単に飲み込む「慈愛の帝国」へと変貌し、それは合衆国の領土的膨張を正当化する「マニフェスト・デスティニー」の言説の底流をなしたのである⁴¹。

おわりに

1837年8月の『ゴードイズ・レディズ・ブック』のなかで、セアラ・ヘイルは、「女性は道徳心を男性に比べもっと強く、より純粋な形で備えています。道徳力が知的理解で磨かれ、彼女が家庭や社会集団のなかで正当に影響力を行使するようになるとき、男性の道徳心は啓発され、かつてないほどの高みに引き上げられ完成されることでしょう」と述べた⁴²。これは、女性雑誌という活字媒体を通して、新しい公共圏に女性のためのフォーラムを作り上げるだけでなく、家庭や広く社会全体に「母性の影響力」を及ぼすことで合衆国における女性の社会的貢献を説くものであった。

ジェンダー的視点から言えば、ドメステックという言葉が「家庭的あるいは家族に関する」という意味と「国内または自国に関する」という二重の意味を持っていることから窺えるように、女性たちの多くは家庭生活の擁護者として性差に基づく役割を受け入れ、共和国の美德を維持し発展させる上できわめて重要な任務を引き受けた⁴³。つまり、修辭的には家庭という私的な領域にとどまることを余儀なくされながらも、現実には中産階級の女性たちは、19世紀初めに相次いで刊行されたおびただしい数の書籍や雑誌を通して自らの見解を広く社会に伝達するとともに、様々な自発的な社会活動を通して公的な影響力を少なからず行使しえたのであった⁴⁴。

すでに見てきたように、ジャクソン政権期までに伝統的な公的領域の観念は、大きく変容し

急激に拡大された。資本主義的な印刷文化の発達がこのより開かれた新しい公共圏の出現を促したことは間違いない。しかし、それはハーバーマスの言うようにブルジョワ的な単一の白人男子の理性的公共圏に限定されたものではなかった。この新しい公共圏は、決して18世紀的な一元的な公的領域が単に拡張されたものではなく、建国初期に自由黒人や女性、移民労働者など多様な集団が印刷媒体をそれぞれ独自に活用する機会を得て、協同で生み出されたものであった。端的に言えば、アメリカの近代的な公共圏は、成立当初から相対立しながら時に補完しあうような重層的な複数の言説圏によって構成された言論空間を構成していたのである。かくしてアンテベラム期には、北東部を中心に台頭した資本主義的な印刷・出版文化は、女性や自由黒人を読者層にいち早く取り込んで、多元的な公的討論の場を提供するとともに、建国以来膨張し続ける共和国において「慈愛の帝国」を標榜する下からのナショナリズムの創出に重要な貢献を果たしたと言えよう。

注

- 1 Jürgen Habermas (trans. by Thomas Burger with the assistance of Frederick Lawrence), *The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society* (Cambridge, Mass.: The MIT Press, 1989).
- 2 ハーバーマスの「公共圏」概念は、1962年にオリジナルなドイツ語版著作が刊行されて以来ヨーロッパ史および社会学者の注目を集めるとともに、多くの批判にもさらされてきた。たとえば、次のものを参照。Joan B. Landes, *Women and the Public Sphere in the Age of the French Revolution* (Ithaca and London: Cornell University Press, 1988), 5-10. クレイグ・キャルホーン編 (山本 啓, 新田滋訳) 『ハーバマスと公共圏』(未来社, 1999年)。
- 3 Michael Shudson, *The Good Citizen: A History of American Civic Life* (New York: The Free Press, 1998), 36.
- 4 Stepen Botein, “‘Meer Mechanics’ and an Open Press: The Business and Political Strategies of Colonial American Printers,” *Perspectives in American History* 9 (1975): 165-67.
- 5 ゼンガーと総督コスビーの論争に関する詳細は、次のものを参照。Eric Burns, *Infamous Scribblers: The Founding Fathers and the Rowdy Beginnings of American Journalism* (New York: PublicAffairs, 2006), 98-111.
- 6 Michael Warner, *The Letters of the Republic: Publication and the Public Sphere in Eighteenth-Century America* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1990), 36.
- 7 Warner, *The Letters of the Republic*, 67-72.
- 8 On patronage, see Gordon S. Wood, *The Americanization of Benjamin Franklin* (New York:

- Penguin Books, 2004), 25-27.
- 9 James N. Green, "Benjamin Franklin as Publisher and Bookseller," J.A. Leo Lemay, ed., *Reappraising Benjamin Franklin: A Bicentennial Perspective* (Newark: University of Delaware Press, 1993): 98-114; Esmond Wright, *Franklin of Philadelphia* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1986), 52.
 - 10 Ralph Frasca, "From Apprentice to Journeyman to Partner: Benjamin Franklin's Workers and the Growth of the Early American Printing Trade," *Pennsylvania Magazine of History and Biography*, 114-2 (April 1990), 242. B. Franklin to Edward and Jane Mecom, September 14, 1752, in Leonard W. Labaree, ed., *The Papers of Benjamin Franklin* (New Haven: Yale University Press, 1961), 4: 355-57; B. Franklin to Willam Strahan, October 27, 1753 in Leonard W. Labaree, ed., *The Papers of Benjamin Franklin*, 5: 81-83.
 - 11 T. H. Breen, *The Marketplace of Revolution: How Consumer Politics Shaped American Independence* (New York: Oxford University Press, 2004), 53-59.
 - 12 肥後本芳男「美德の共和国とマーシー・ウォレンの『アメリカ革命史』」, 金井光太郎編『アメリカの愛国心とアイデンティティー自由の国の記憶・ジェンダー・人種』(彩流社, 2009年), 50頁。
 - 13 Jeffrey L. Pasley, *"The Tyranny of Printers": Newspaper Politics in the Early American Republic* (Charlottesville: University of Virginia Press, 2001), chap. 3.
 - 14 Pasley, "The Tyranny of Printers," 106-107.
 - 15 Rosalind Remer, *Printers and Men of Capital: Philadelphia Book Publishers in the New Republic* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1996), 53.
 - 16 Gary D. Schmidt, *A Passionate Usefulness: The Life and Literary Labors of Hannah Adams* (Charlottesville and London: University of Virginia Press, 2004), 49.
 - 17 Harlow Giles Unger, *Noah Webster: The Life and Times of an American Patriot* (New York: John Wiley & Sons, Inc., 1998), 107-108, 133.
 - 18 Schumidt, *A Passionate Usefulness*, 48.
 - 19 Mathew Carey, *A Short Account of the Malignant Fever, Prevalent in the Year 1793, in the City of Philadelphia* (Philadelphia, 1793).
 - 20 Richard Allen and Absalom Jones, *A Narrative of the Proceedings of the Black People During the Late Awful Calamity in Philadelphia* (Philadelphia, 1793).
 - 21 Joanna Brooks, "The Early American Public Sphere and the Emergence of a Black Print Counterpublic," *William and Mary Quarterly*, 62: 1 (January 2005): 84.

- 22 Richard R. John, *Spreading the News: The American Postal System from Franklin to Morse* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1995), 30-32.
- 23 Cathy N. Davidson, *Revolution and the Word: The Rise of the Novel in America* (New York and Oxford: Oxford University Press, 1986), 27-29.
- 24 Remer, *Printers and Men of Capital*, 71.
- 25 Elizabeth Carroll Reilly and David D. Hall, "Customers and the Market for Books," in Hugh Amory and David D. Hall, eds., *A History of the Book in America*, vol. 1 (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2000), 391; William J. Gilmore, "Peddlers and the Dissemination of Print Culture in Rural New England, 1780-1840," *Annual Proceedings of the Dublin Seminar for New England Folklife* 9 (1989): 76-89.
- 26 Earl L. Bradsher, *Mathew Cary, Editor, Author and Publisher: A Study in American Literary Development* (New York: Columbia University Press, 1912), 3.
- 27 ウィームズの著作の文化史的意義について次の文献が参考になる。山田史郎「本の行商とワシントン伝ーメイソン・L・ウィームズと建国期の書物」『同志社アメリカ研究』第20号 1994年, 1-14頁。Christopher Harris, *Public Lives, Private Virtues: Images of American Revolutionary War Heroes, 1782-1832* (New York and London: Garland Publishing, Inc., 2000), 10-28.
- 28 Ronald J. Zboray, *A Fictive People: Antebellum Economic Development and the American Reading Public* (New York and Oxford: Oxford University Press, 1993), 39.
- 29 Zboray, *A Fictive People*, 42.
- 30 James Gilreath, "Mason Weems, Mathew Carey and the Southern Booktrade, 1794-1810," *Publishing History* 10(1981): 33-35.
- 31 David N. Gellman, "Race, The Public Sphere, and Abolition in Late Eighteenth-Century New York," *Journal of the Early Republic*, 20: 4 (Winter 2000): 607-636.
- 32 Mary Kelley, *Private Woman, Public Stage: Literary Domesticity in Nineteenth-Century America* (Chapel Hill and London: University of North Carolina Press, 1984), 60-62.
- 33 Marion Rust, *Prodigal Daughters: Susanna Rowson's Early American Women* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2008), 252, 258.
- 34 Remer, *Printers and Men of Capital*, 132-36.
- 35 Daniel Walker Howe, *What Hath God Wrought: The Transformation of America, 1815-1848* (New York: Oxford University Press, 2007), chap. 5.
- 36 Mary P. Ryan, "A Women's Awakening: Evangelical Religion and the Families of Utica,

- New York, 1800-1840," *American Quarterly* 30: 5 (Winter 1978): 605.
- 37 Ann Douglas, *The Feminization of American Culture* (New York: The Noonday Press, 1977), 97-103.
- 38 Donald G. Mathews, "United Methodism and American Culture: Testimony, Voice, and the Public Sphere," William B. Lawrence, Dennis M. Campbell, and Russell E. Richery, eds., *The People(s) Called Methodist: Forms and Reformers of their Life*, Vol. 2 (Nashville: Abingdon Press, 1998), 293.
- 39 Isabelle Lehuu, *Carnival on the Page: Popular Print Media in Antebellum America* (Chapel Hill and London: University of North Carolina Press, 2000), 94-101.
- 40 Laura McCall, " 'The Reign of Brute Force is Now Over' : A Content Analysis of *Godey's Lady's Book*, 1830-1860," *Journal of the Early Republic* 9 (Summer 1989): 221.
- 41 エイミー・カプラン (増田久美子訳) 『帝国というアナキー—アメリカ文化の起源』 (青土社, 2009年), 第1章。
- 42 "The Ladies' Mentor," *Godey's Lady's Book*, 15 (August 1837): 93.
- 43 Nina Baym, "At Home with History: History Books and Women's Sphere Before the Civil War," *Proceedings of the American Antiquarian Society*, 101, part 2 (October 1991): 276-277.
- 44 Rosemarie Zagarri, *Revolutionary Backlash: Women and Politics in the Early American Republic* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2007), chap. 2.

Print Culture and the Public Sphere in the Early American Republic

HIGOMOTO Yoshio

The past three decades have witnessed the rapid globalization of economy and culture spurred by the inventions and the widespread availability of computers and the internet. While the information revolution has made our everyday life immeasurably convenient, it has also caused cultural conflicts and a widened gap in wealth distribution all over the world. It not only deteriorated our sense of communal life, but made us rethink of the traditional notion of "publicity." By tracing the transformation of print culture in early America, this paper examines the validity of what the influential German philosopher Jürgen Habermas calls the

“bourgeois public sphere” in the American context.

The modern “public sphere” never existed in colonial America, where the forum was restricted and closely monitored by the authorities. Benjamin Franklin as an emerging publisher took full advantage of this tightly controlled public sphere. He tried his best to avoid political debates in his newspaper and obtained a governmental commission to print official documents. He successfully created his publishing dynasty by extending his business network to major cities across the territory of British North America.

The coming of the American Revolution made a significant contribution to the rise of a broadened public sphere in which many middling-sorts began to join discussion over Anglo-American relations. Newly introduced legislation for the postal service and its improved continental network in the early republic stimulated an explosion of print materials. Taking advantage of this development, both men and women contributed essays as newspapers and magazines proliferated all over the new nation. Free blacks who had been excluded from the public forum also began to express their opinions via print media. Some even secured a copyright under the first US copyright law of 1790.

The “market revolution” paved the way for a new type of publishing industry in the new republic. The careers of Mathew Carey and Mason Weems illustrate challenges in the publishing business of their time. The so-called Second Great Awakening provided invaluable opportunities for middle-class women to take an active part in the temperance and abolitionist movements. Evangelical publishers affiliated with Methodists and Baptists promoted the diversification of the print market by publishing numerous tracts and books. *Godey’s Ladies’ Book* under the editorship of Sarah Hale began to attract a large number of readers as well. Many similar magazines and books inculcated the values of republican motherhood and voluntary activism into female readers, and eventually contributed to feminizing the American culture based on the “Benevolent Empire” in the antebellum era.



マッキンレー関税法の互惠条項と砂糖関税表について

小平 直行

はじめに

マッキンレー関税法（1891年4月1日施行の砂糖関税表を除き、1890年10月1日施行）によって、米国の関税法は、国内市場の保護を目的とするそれまでの受動的な道具から、そのみならず米国の輸出品に対する市場を拡大するための積極的手段へと転換した。実際、同法に盛り込まれていた互惠条項に基づいて、1年数ヶ月ほどの短時日のうちに、10の互惠通商協定（行政協定）が主にラテンアメリカ諸国・植民地との間に取り結ばれた。1880年代初めから共和党政権が追求していた、互惠通商条約を通しての市場拡大は、ひとまずここに互惠通商協定の施行として結実した。

この互惠条項に成文化されたジェイムズ・G・ブレイン（James G. Blaine）国務長官の通商構想について、米国外交史の碩学ウォルター・ラフィーバー（Walter LaFeber）は次の点を強調している。「ブレインはレセ・フェールの幻想を拒否していた。彼は、貿易は『他国と同程度に安価に生産するという単純な能力によって』ではなく、『条約によって作り出される特別な通商関係によって』左右されると認識していた。架空の自由市場ではなく、（関税法や工業化を進展させた南北戦争期の重商主義的立法を含む）諸政策こそが力を決定づけるのであった。あるジャーナリストが述べたように、『ブレインこそは、水を丘に登らせうるといふ、換言すれば通商の流れをその自然の進路から覆しうるといふ壮大な構想を抱いていた』¹。つまり、ブレインの構想の核心には、独特な通商観——通商関係は純粋な経済的諸要因によってではなく、国家による積極的な政策介入によってこそ形成される——があったというのである。

ブレインが互惠条項の制定に積極的な役割を果たしたことは、疑いをいれない。しかし、互惠条項がブレインの通商観・構想から生まれたとしても、常に観念・構想が実現するとは限らない。従来の研究は、米国内の政策形成を対象に、ブレインの構想がマッキンレー関税法内の条文に実現する過程を追究してきた²。しかし問題はその先にある。ブレインの構想が通商構想であった以上、対外関係において構想・意図した結果をそれなりに産出させた諸条件を、つまり短時日のうちに数多くの互惠通商協定をひとまず実現させた諸条件を主題化すべきである。当時いみじくも互惠条項は「武器」にたとえられ、「力（power）」を秘めていると考えられた³が、かかる「力」はどこからいかにして発生し、何を結果したのか。本稿は、19世紀末の所与の環境の中で米国が手に入れ、マッキンレー関税法の互惠条項の「力」として表れた米

国の取引力を追究するものである。

I 砂糖の免税化と互惠条項

マッキンレー関税法は、第2条（免税表）において、1872年以来免税化されていたコーヒーや茶、皮革などに加えて、新たに砂糖——厳密にはオランダ色相（Dutch Standard Test）第16号以下の原料糖（粗糖）——と糖蜜を、一方的・無条件的に免税化している。にもかかわらず、それに続く第3条は、これら5品目の免税化に特殊な条件を設けている。

第3条 以下の品目を生産する諸国と互惠貿易を確保するという見地から、またその目的のために、1892年1月1日以降、砂糖、糖蜜、コーヒー、茶、皮革……を生産し輸出する国の政府が、合衆国の農産物や他の産品に対して関税もしくはその他の課徴金を課していることを大統領が確認し、かかる行為が砂糖、糖蜜、コーヒー、茶、皮革の合衆国への自由流入という見地からして、互恵的に不平等でありかつ不合理であると大統領が考える場合には、大統領は……適切と考える期間、かかる国の産品である砂糖、糖蜜、コーヒー、茶、皮革の自由流入に関する本法の規定〔第2条〕を停止し、かかる国から生産・輸出された砂糖、糖蜜、コーヒー、茶、皮革に対して以下に掲げる関税〔すなわち制裁関税〕を課す権限を有するとともに、そうすることは大統領の義務とされる。

オランダ色相第13号以下の全ての砂糖については、偏光糖度分析に基づいて以下の関税を支払う。すなわち、オランダ色相第13号以下かつ糖度75度以下の砂糖……に対して、1ポンドあたり70セント。糖度75度以上の砂糖に対して、糖度1度の上昇につき1ポンドあたり0.02セントを追加。

オランダ色相第14号以上の全ての砂糖については、オランダ色相によって区分し、以下の関税を支払う。すなわち、オランダ色相第14号以上・16号以下の全ての砂糖に対して1ポンドあたり1.375セント、オランダ色相第17号以上・20号以下の全ての砂糖に対して1ポンドあたり1.625セント、オランダ色相第21号以上の全ての砂糖に対して1ポンドあたり2セント。

糖度57度以上の糖蜜に対して、1ガロンあたり4セント。

コーヒーに対して、1ポンドあたり3セント。

茶に対して、1ポンドあたり10セント。

皮革に対して、1ポンドあたり1.5セント⁴。

第3条は、砂糖など互惠5品目の免税輸入については、前条の一方的・無条件的免税輸入の

規定にかかわらず、それらの輸出国による米国産品の免税輸入を、しかも米国から見て「対等・合理的」と判断されるような程度のそれを、条件とすることを規定している。条文はこの条件を「互惠的」と呼び、以来この条文は互惠通商規定と呼ばれてきた。しかし、当時発効していた米布互惠条約（1875年1月30日調印）がそうであったように、通例互惠とは一般関税法（率）を前提に、関税譲許の相互の交換を意味するが、第3条の互惠条項は5品目の免税輸入（第2条）を前提にしているために、互惠相手国に特別の関税譲許を供与する余地がそもそもない。そのため、第3条は実際には5品目への制裁関税を規定することによって、すなわち通常の互惠の場合の「差別的利益ではなく、差別的不利益を提示」⁵することによって、それらの輸出国に米国産品の免税輸入を強要しているのである。

5品目をいったん免税化し、その後制裁関税を規定するという特異な互惠の形式が出現したのは、マッキンレー関税法案において、当初は対立すると考えられていた、二つの目標が追求されたからであった。関税法案において、当時下院歳入委員会委員長であったマッキンレー（William McKinley）を中心とする下院共和党の側は、保護主義の強化に没頭していたが、他方、行政府側のブレインとハリソン（Benjamin Harrison）大統領は、それに加えて輸出の拡大を執拗に追求した。両者の対立は、マッキンレーが「私は互惠について、あるいは条約や通商協定の妥当性について議論するつもりはない。……本法案は国内法であって、外交法ではない」と論難した⁶ほどであった。

マッキンレー自身が、マッキンレー関税法の目的を、「わが産業の自立に必要な保護の措置を保持しつつ、関税……からもたらされる歳入の削減を達成する」⁷ことにあったと述べているように、同法は、米国史上最高水準の保護関税率を実現しつつ、しかもそれが不可避的に増加せうる連邦歳入をむしろ削減することをめざしていた。「歳入の削減」は同法の正式名称に掲げられてもいる。それが対象とする巨額の連邦余剰金は、そもそもはクリーブランド（Grover Cleveland）民主党大統領の第3年次年次教書（1887年12月6日）において、関税改革の論拠として指弾されていた。共和党も例えば1888年綱領において、「わが国民によって生産され、その生産がわが国の労働者に雇用を与えている品目の輸入を制限するとともに、国内で生産されえない外国産品（奢侈品を除く）に対する輸入税を削減するように、関税法を修正することによって、連邦歳入の必要な全ての削減を実施する」⁸と公約しており、保護関税を維持しつつ、連邦余剰金を削減することに合意していた。

そのための手段が、マッキンレー関税法が新たに施行した砂糖の免税化であった。それは砂糖が19世紀末の米国の最大の輸入品であり、砂糖関税から巨額の歳入が発生していたからである。例えば、1889会計年度には、連邦歳入（総額3億8700万ドル）の約60パーセントは、関税歳入（2億2400万ドル）からもたらされていたが、砂糖関税歳入（5500万ドル）から連邦歳入

の約15パーセント、関税歳入の約25パーセントが発生していた。砂糖関税の廃止とその代替措置としての国産糖生産者への補助金（見込額700万ドル）によって、連邦余剰金（1億500万ドル）は半減することが見込まれていた⁹。こうした減税効果をもつ砂糖の免税化は、「関税法案の中心的規定」、あるいは「法案の売りのひとつ」目されていた¹⁰。

マッキンレー関税法のいまひとつの契機は、ラテンアメリカ諸国を対象とし、砂糖関税を取引材料とする互惠構想であった。互惠5品目にはラテンアメリカでは産出されない茶が含まれていたものの、また結果的に、ドイツやオーストリア＝ハンガリーとの間で互惠協定が成立したものの、そもそもハリソン政権が互惠通商の対象として想定していたのは、ラテンアメリカに他ならなかった。1890年6月19日ハリソン大統領は特別教書において、第1回汎米会議の勧告を根拠に、すでに下院を通過していた（5月21日）マッキンレー関税法案の修正を議会に要請した。汎米会議は、米国から提案された関税同盟構想を否定したが、それに代わり米国と「本半球内の諸共和国との……互惠通商条約の締結」を勧告しており¹¹、ハリソンはそれを可能とするように、マッキンレー関税法案を修正することを要請したのである。

ハリソンの要請は直接的には、砂糖関税の復活を議会に求めるものであった。ハリソンとブレインは、1890年7月中旬頃まで、通常の形式の互惠、すなわち、条約によって「米国の特定の産品に対する〔相手国の〕関税の撤廃と、米国の関税譲許とを交換する」¹²ことを構想していた。しかし、米国がラテンアメリカ諸国に提示できうる関税譲許は、すでに限られていた。ブレインによれば、「ラテンアメリカからの輸入額のうち87%以上がすでに免税化されており、わずかに12%が課税品として残されているにすぎな」かった¹³。あるいはハリソンによれば、「互惠条約……が意味する相互の譲許〔の交換〕にとって価値をもつであろう多くのものを、われわれはこれまでに気ままに提供しすぎてしまっ」ていた¹⁴。つまり、それまでに米国は、多数のラテンアメリカ産品を免税化しており、通商条約による関税譲許が可能な産品——関税法においては課税品——は限られていた。1883年関税法下においてラテンアメリカの主要産品のうち課税品は、砂糖と羊毛が残されるのみであった。

マッキンレー関税法案は羊毛関税を存続させていたから、通常の形式の互惠を前提にする限り、それを取引材料とする互惠が、さしあたり可能であり自然でもあった。実際、汎米会議では羊毛生産国（なかんずくアルゼンチン、チリ）との互惠通商が焦点となっていた¹⁵。にもかかわらず、ブレインはそれを決して追求することはなかった。ブレインが固執していたのは、砂糖関税を取引材料とする互惠であった。しかし、マッキンレー関税法案において、下院「議会は、互惠協定によって砂糖の免税化が達成できるようにする代わりに、愚かにも直接的立法によって砂糖関税を廃止」¹⁶していたために、砂糖関税を取引材料とする通常の形式の互惠を可能とするためには、まずそれを復活させなければならなかった。ブレインは、早くも1890年

2月から執拗に砂糖関税の復活を追求していた¹⁷。しかし、ハリソン政権による異例の議会介入にもかかわらず、結果的にはそれに失敗し、それに代わって7月中旬頃までに、砂糖の免税化と互惠を両立させる方式が案出され、最終的に既述のような形式が採用されたのである。

それによってはしなくも攻撃的な形式の互惠が出現することになった。実際、第3条に基づいて、1892年3月15日から(1894年8月27日まで)コロンビア、ハイチ、ベネズエラ産の5品目に制裁関税が課せられた。かかる三カ国からの5品目の輸入総額は、1883年関税法下の1891会計年度の1700万ドル(米国の5品目の輸入総額の7.32%)から、マッキンレー関税法下の1894会計年度の400万ドル(同じく2.29%)に著減した。逆に、ウィルソン関税法によって制裁関税が廃止されると、とりわけこの三カ国からの5品目の輸入が著増した¹⁸。

5品目のうち砂糖の制裁関税率はやや複雑であるが、当時輸入糖の大半を占めていた「オランダ色相第14号以上・16号以下の全ての砂糖」に対しては、1ポンドあたり1.375セントと規定している。マッキンレー関税法下における輸入糖の平均価格は、1ポンドあたり2.98セントであった¹⁹から、制裁関税は従価税率に換算すれば46.1パーセントに相当する高水準であった。三カ国からの砂糖輸入は、制裁関税発動後の1893会計年度と94会計年度には完全に消滅した²⁰。制裁関税は砂糖については輸入禁止の機能を果たしたのである。つまり、米国は第3条によって、砂糖生産国を「米国市場を閉鎖するという脅迫で脅した」²¹のである。

II 甘蔗糖の対米一極集中と互惠条項

マッキンレー関税法第3条が規定する互惠は、いみじくも「武器」にたとえられることがある²²。しかし、たとえ関税法が制裁を規定していたとしても、現実にそれが「武器」として機能するとは限らない。現に、上述の三カ国は、ブレイン国務長官から事前に制裁関税の賦課を警告されていた(1892年1月7日)ものの、米国との互惠通商交渉に応じようとはしなかった²³。また、メキシコやアルゼンチンなどのラテンアメリカ諸国も、互惠通商交渉・協定には応じなかった。アルゼンチン政府は汎米会議以来米国に対して挑戦的態度を示しており、「同国の主要輸出品である羊毛に対する米国の関税からすれば、米国産品への課税は不合理ではないと論難し、米国が羊毛関税を撤廃すれば、米国製造業品に寛大な譲許を認めると繰り返し主張」²⁴していた。また、メキシコからは5品目のうちコーヒーと皮革が米国に輸出されていたにすぎず、それらの免税化は「メキシコ政府に互惠的譲許を促すに十分な要因とならなかった」²⁵。両国は、米国による5品目の免税輸入を、相互的な譲許の提供に値しないと考え、制裁関税を恐れることがなかった。

マッキンレー関税法第3条の脅迫が深刻に受けとめられ、それが「武器」として機能したのは、ラテンアメリカの甘蔗糖モノカルチャー生産地に対してであった。互惠5品目のうち砂糖

と糖蜜は、マッキンレー関税法においてはじめて免税化され、同時に制裁関税の対象ともされたので、同法の制定によって、ラテンアメリカの甘蔗糖生産地に、二つの実在的可能性が生まれた。すなわち、対米免税輸出という新たな特惠に均霑することができるのか、それとも逆に、輸入禁止的待遇を例外的に受けるのかという可能性が生まれたのである。

甘蔗糖生産地にとってかかる可能性がもった意味は、19世紀末の世界砂糖市場の構造的変化を背景として、はじめて理解できる。早くも1903年にラフリンとウィルズが、「世界の砂糖産業の展開……を考慮せずに、1890年から1900年までの10年間の互惠論争を理解することは不可能でないにしても、困難である」と、あるいは「当時の世界市場における砂糖の特異な状況は、マッキンレー関税法の互惠条項に絶大な重要性を与えただけでなく、事前には予期しえなかったほどの大きな成功の機会を与えた」²⁶と指摘したのは、正鵠を射ていた。また、1919年に合衆国関税委員会も、第3条の「懲罰規定の効力は……当該期に糖業が置かれていた異常な状態に基づいていた。世界の砂糖市場が過剰状態にあり、砂糖生産諸国は砂糖の滞貨を当時の低価格によってさえ処理することがきわめて困難であったので、それら諸国は米国への砂糖の免税輸出と引き換えに、通常であれば、拒絶するであろうような、あるいは考えもしないような関税譲許を米国産品に認める意志があった」²⁷と報告した。しかし、こうした観点はその後の研究の中で見失われ、踏襲されることはなかった。しかし、19世紀末に米国が中南米の甘蔗糖生産地に対して手にしていた取引力は、大不況期の世界砂糖市場の構造的変化から生じていたのである。

19世紀末の30年間に中南米の甘蔗糖生産は、伝統的な市場であったヨーロッパから、大陸ヨーロッパ産の甜菜糖によって駆逐された。キューバなどの主要な甘蔗糖植民地を領有するスペインでさえ甜菜糖業に着手するなど、大陸ヨーロッパ諸国の甜菜糖の増産によって、遅くとも1890年までにヨーロッパは全体で見れば砂糖の輸出地に転換していた。例えば、イギリスは1875年に95万6000トンの砂糖を輸入していたが、そのうち甘蔗糖の輸入高は72万1000トン（総輸入高の75.4%）であった。換言すれば、イギリスは世界の甘蔗糖（総生産高181万6000トン）の39.7%を吸収していた。ところが、15年後の1890年には、イギリスの砂糖輸入高は35%ほど増加して130万トンに達したものの、甘蔗糖の輸入高は半減以下の30万5000トン（総輸入高の23.5%）に著減していた。この間にイギリス市場において甘蔗糖は41万6000トンの市場を喪失し、もはや同国は世界の甘蔗糖（総生産高259万7000トン）の11.7%を吸収するにすぎなかった²⁸。

19世紀末30年間には、甜菜糖の増産による過剰生産と甜菜糖輸出奨励金制度によって可能となったダンピング輸出によって、糖価は暴落した。「大不況期」に全般的に物価は下落したが、なかでも糖価の下落幅が最大であった。例えば、イギリスでは、農産物と工業製品の卸売り物

価がそれぞれ40%ほど低下したのに対して、砂糖は60%もの暴落に見舞われた。したがって、「大不況期」に甘蔗糖モノカルチャー生産地の交易条件は悪化した。例えば、英領バルバドスでは1870年代前半から90年代前半に、輸出価格指数は3分の1ほど低下したが、輸入価格指数は13%ほどしか低下しなかった²⁹。

ヨーロッパ市場から駆逐された甘蔗糖は米国に集中した。米国の砂糖輸入高は1875年の77万トンから、1890年には132万2000トンへと著増した。そのうち甘蔗糖の輸入高は100万5900トン（総輸入高の79.5%）に達し、いまや米国は世界の甘蔗糖の41.8%を吸収していた³⁰。甘蔗糖のヨーロッパ市場の喪失と米国への一極集中は、短期間に（1870年代ないし80年代に）急激に進行した。例えば、キューバでは1870年代に転換が生じた。キューバ産糖の輸出に占める西ヨーロッパ諸国（スペイン、イギリスなど）の比重は、1870年の34%から1880年の14%に低下し、逆に、米国のそれは同じく57%から80%に著増した（第1表参照）。英領西インド諸島では1880年代に劇的な転換が生じた。例えば、バルバドス糖の輸出に占めるイギリスの比重は、1882年の60.5%から1890年の12.1%にまで低落し、トリニダードのそれは同じく75.5%から28.0%に低落した。逆に、バルバドス糖の輸出に占める米国の比重は同じく17.1%から84.0%に著増し、トリニダードのそれは同じく18.5%から69.8%に著増した³¹。

第1表 キューバ産糖の仕向地別輸出構成 (単位：%)

年	米国	スペイン	イギリス	西ヨーロッパ	その他
1830	17	19	6	4	54
1840	23	14	6	25	31
1850	35	10	11	17	27
1860	48	8	20	11	13
1870	57	5	21	8	9
1880	80	3	8	3	7
1890	84	6	1		9
1900	96	2	0		2

〔出所〕 Alan Dye, *Cuban Sugar in the Age of Mass Production: Technology and the Economics of the Sugar Central, 1899-1929*, Stanford: Stanford Univ. Press, 1998, Table 2.3, p. 38.

あるキューバ砂糖プランターが、「砂糖がなければキューバ島はありえず、米国による砂糖の消費がなければ、われわれは存在しえない。われわれの将来と文明はひとえに砂糖の生産にかかっている。……米国が砂糖の輸入を停止すれば、われわれの文明は消滅する」³²と述べたように、あるいは英領西インド植民地について、王立西インド委員会が「合衆国は西インドにとって最上のそして自然の市場であり、西インド糖にとってかかる市場が閉鎖されたり、失われるならば、植民地は深刻な打撃を受けるに違いない」³³と報告したように、米国市場の確保は甘蔗糖モノカルチャー生産地にとって、文字通り死活的であった。

ブレインの互惠構想とは、甘蔗糖の対米一極集中という状況に乗じて、ブレインの表現ではそれと「引き換えに」、甘蔗糖生産地に米国産品への市場開放を迫るものに他ならなかった。ブレインによれば、当時「われわれの砂糖消費量は世界最大」であり、「毎年ほぼ1億ドルの砂糖がわが国に市場を求めて」いた。これと「引き換えに、我々自身の生産物に対して、〔少なくとも〕6000万ないし7000万ドルの市場」を、換言すれば「米国産農産物に対する4000万人の市場」を、確保すべきであった。あるいは、「われわれが毎年消費する砂糖の価値は膨大である。われわれはそれに対して現金で支払うのか、それとも互惠協定を結ぶことによって、その多くに対して豚肉、牛肉、小麦粉、木材、塩、鉄、靴、キャラコ、家具、その他千の物で支払うのか。要するに、われわれはそれに対して現金で支払うのか、それとも部分的であれ友好的なバーターを試みるのか。私は後者の方法が保護の最高の形態であり、貿易を促進する最良の方法であると考える」³⁴、とブレインと主張した。

バーターは、決して「友好的〔に〕……試み」られずに、マッキレー関税法第3条が規定する市場閉鎖という脅迫によって強要された。かかる条文は、19世紀末30年間の世界砂糖市場の構造的変化を背景として成文化され、またその意味を与えられた。米国は世界砂糖市場の構造的変化によって、はしなくも手にした強大な取引力を、米国市場の閉鎖という脅迫に成文化し、それによって甘蔗糖生産地に市場開放を強制したのである。互惠政策の強力な支持者であった「鉄鋼王」アンドリュース・カーネギー（Andrew Carnegie）も、米国砂糖市場の閉鎖という脅迫に注目していた。「互惠条項〔原文には「互惠という武器」と書かれていた〕の力を最も顕著に示しているのは、キューバの事例である。キューバ産品がアメリカ市場を失えば、キューバはどうなるのか。……スペインが同島に対するその政策を直ちに転換しなければならなかったことを想起すれば十分である。これまで米国産小麦粉に対する関税はきわめて高率であったので、小麦粉はスペインから供給されてきた。今後は1バレルの小麦も本国から輸入されないであろう」。つまり、市場閉鎖という互惠の「力」によって、「キューバを拘束していた差別的関税障壁は〔またたくまに〕瓦解した」³⁵というのである。

ブレインにとってもキューバこそが互惠の標的であった。ブレインによれば、「キューバとプエルトリコは、われわれが消費する砂糖のほぼ（あるいは正確に）2分の1を米国に供給している」。しかし、スペインは高率の保護関税によって、西領西インド植民地から「米国産小麦粉を完全に排除している」ばかりか、「その他の米国産品にも輸入禁止的な関税を課している」。スペインが米国産品・製品を「その市場から排除しているまさにその時に、西領プランテーションのこの膨大な産品〔砂糖〕に自由市場を与えることは、前例がないだけでなく愚かな政策でもあろう」³⁶、とブレインは主張した。

Ⅲ 米国の互恵政策とスペイン保護主義の対抗

キューバを主要な標的にする米国の互恵政策は、直接的にはスペインによる西インド植民地の保護主義と衝突した。スペインは、1869年から本国市場を自由貿易化する³⁷一方で、西インド植民地を本国産品・海運業の保護市場として囲い込んだが、「農業不況」の深刻化にともなって1880年代にそれを強化した。スペインが西インド植民地の輸入に対して設けていた関税制度はきわめて複雑であったが、主に、(a)外国産品に対する高率の一般関税、(b)外国船による輸送に対する加算税、(c)米国産品を対象とする「差別税」、(d)外国産品に対する特別追加税、(e)植民地の収奪を目的として本国産品に課せられた相対的に低率の関税、から構成されていた。こうした輸入関税制度は、1882年の「アンティル諸島との通商関係に関する法律」(6月30日、7月20日制定)によって根本的に転換した。同法は、(e)本国産品に対する関税を、10年後に全廃すること、およびその間に漸次的に削減することを定めた。それによって、(a)外国産品に対する高率の関税率(1882年関税表において40ないし46%)と、(e)本国産品に対する関税率(同11.25ないし12.50%)の間の格差は年を追って拡大した。そのみならず、外国産品に対して、(d)1872年以来「十年戦争」の戦費調達のために25%の特別税が追加されてもいた³⁸。スペインのキューバ向け輸出額は、1880年代前半には5970万ペセタ(スペインの輸出総額³⁹の8.7%)にまで低下していたものの、こうした保護制度によって回復に転じ、本国産品の無税輸入が実施に移された1890年代前半には1億1000万ペセタ(同じく13.7%)にまで著増した(第2表参照)。

第2表 米国の対キューバ貿易・スペインの対キューバ貿易

5年間 平均	米国の対キューバ貿易					スペインの対 キューバ貿易		
	輸 出 (100万ドル)	輸 入			収支	輸出	輸入	収支
		砂 糖 (1000トン)	砂糖・糖蜜	総額 (100万ドル)				
1860~64	11.6	224.2	23.4	27.6	-16.0	59.5	50.6	+8.9
1865~69	15.0	332.4	38.3	42.6	-27.6	53.9	44.7	+9.2
1870~74	15.2	443.1	60.1	68.2	-53.0	67.0	41.2	+25.8
1875~79	13.2	473.1	54.7	62.2	-49.0	73.3	29.4	+43.9
1880~84	12.0	509.5	55.8	64.2	-52.2	59.7	23.4	+36.3
1885~89	10.4	539.8	38.5	48.8	-38.4	65.4	37.5	+27.9
1890~94	17.4	797.9	54.9	69.8	-52.4	110.0	39.7	+70.3

〔出典〕 U.S. Department of Commerce, Bureau of Census, *Historical Statistical of the United States: From Colonial Times to 1970*, Vol. II, New York: Kraus International Publications, 1989, pp. 904, 906-7; Jordi Maluquer de Motes Bernet, "El mercado colonial Antillano en el siglo XIX," Jordi Nadal y Gabriel Tortella, eds., *Agricultura, comercio colonial y crecimiento economico en la Espana contemporanea*, Barcelona: Editorial Ariel, 1974, pp. 354-5; Manuel Moreno Fraginal, *El ingenio: complejo económico social Cubano del azúcar*, Barcelona: Crítica, 2001, pp. 581-84.

しかし、その反面のキューバ産品の輸出市場として、本国市場はあまりに狭隘であった。スペインは、本国の農業や甜菜糖業を保護するために、関税や各種の租税によってキューバ産糖の本国輸出を制限したため、そもそも狭隘な市場はますます縮小していた。本国のキューバ産糖の輸入高は、1860年代前半の4万トンから、1890年代には1万トン台に低迷した。1884年には糖価の暴落に起因する植民地の経済不況への対策として、輸入の抑制策はいったん緩和されたものの、それでも1890年に本国はキューバ産糖の生産高の6%を吸収したにすぎなかった⁴⁰。

他方、キューバ産糖の対米一極集中によって、1880年代前半には51万トンの、80年代後半には54万トン（それぞれ総生産高⁴¹の84%に相当）のキューバ産糖が米国に輸出された。ただし、糖価の低迷、なかんずく1884年の暴落以来のそれによって、米国のキューバ産糖の輸入額は、1880年代前半の5580万ドルから、1880年代後半に3850万ドルに著減した。それによってキューバからの輸入総額も同じく6420万ドルから4880万ドルに著減した（第2表参照）。

キューバ産糖の対米一極集中にともなって、スペインの保護制度は、米国からの通商的報復に対して脆弱となった。スペインが保護制度を強化した1880年代初めにはまた、西領西インド植民地向け輸出をめぐる米国の態度は硬化した。チェスター・アーサー（Chester Arthur）共和党大統領は、第3年次教書（1883年12月4日）において、米国の西領西インド植民地向け輸出が「不当で腹立たしい制約」を被っていると指摘し、それに対して、ハワイやメキシコとの間で締結されたような互惠条約によって、「適切な救済」を実現することは不可能であるため、「われわれを差別する政府〔に対して〕何らかの衡平な報復の措置をとる」⁴²ことを宣言した。すなわち、(b)米国船による輸送に賦課される加算税に対する報復として、1883年関税法に基づいて、スペイン船によって輸送される西領西インド植民地からの輸入品に対して、従価10%の特別関税を課すこと、その一方で、キューバ産糖と競合するハワイ産糖や中南米（メキシコ、ドミニカ共和国）産糖には、互惠条約によって差別的待遇（すなわち特惠）を与えることを表明したのである。

こうした米国からの「脅迫的通牒」⁴³に対して、スペインは、米西暫定協定（1884年1月2日、2月13日調印）において、(b)米国など外国船によって西インド植民地に輸送される米国産品に対する、それまでの「第4欄（columna）」加算税率（30ないし60%）を、「第3欄」加算税率に軽減すること⁴⁴、(c)米国産品を対象とするトン税を廃止すること、に合意した⁴⁵。さらに、スペインは、(a)米国産品に対する高率の輸入関税に関して、米西互惠条約に合意した（1884年11月18日調印）。条約は、56品目の米国産農産物・工業製品に対して、西領西インド植民地の関税を減免すること、（他方で、米国は砂糖など32品目の西領西インド産を免税とし、煙草の税率を50%削減すること）を規定した⁴⁶。しかし、米西互惠条約は、米墨互惠条約（1883年1月20日調印）と米度（ドミニカ共和国）互惠条約（1884年12月4日調印）とともに、

1885年3月クリーブランド民主党政権によって、上院の批准審査から取り下げられた。その後、米西暫定協定で締約されていた(c)米国産品を対象とするトン税などの「差別税」の廃止を遵守することが、両国間で繰り返し確認された(1886年10月27日, 1887年12月21日)⁴⁷。しかし、米国側が米西互惠条約の批准を流産させてから、(a)米国(外国)産品に対する高率関税そのものには手がつけられていなかっただけでなく、(d)1890/91年のキューバ予算法によって、外国産品に対する従価20%の特別追加税が新設されてもいた⁴⁸。そのため、例えば、小麦粉はキューバの主要な輸入品であり、スペイン産と米国産が激しく競合していたが、1891年中頃には外国産小麦粉の関税率は、「輸入価格にはほぼ匹敵するほどの……輸入禁止的高率」に引き上げられた⁴⁹。ブレインによれば、1890年7月頃には米国産小麦粉の価格はニューヨーク港で船積みされた時点では1バレルあたり4.80ドルであったものの、キューバ市場内では11.45ドルにまで釣り上げられていた⁵⁰。こうしたスペインの保護制度によって、米国の対キューバ輸出は、1870年代前半の1520万ドルから減少し、1880年代後半には1040万ドルにまで抑制された(第2表参照)。

1890年代前半にスペインの保護主義は明らかに奏功していた。スペインのキューバに対する出超(黒字)は、キューバ産糖の輸入抑制と、本国産品の輸出拡大によって、とりわけ1890年代前半には著増する傾向にあった(第2表参照)。他方、米国のキューバに対する入超(赤字)は、1870年代前半の5300万ドルから、1880年代後半には3840万ドルにまで減少した(第2表参照)ものの、それは、米国のスペインに対する外交的圧力が奏功したからでは決してなく、いわんやキューバ向け輸出が増加したからでもなかった(むしろそれは1870年代後半以来減少を続けていた)。米国の対キューバ貿易収支の部分的改善は、なかんずく1884年以来の糖価の暴落と低迷による輸入総額の減少に他ならなかった。1880年にキューバの貿易は、表裏の関係にあった二重の非対称的傾向——スペインに対する入超(赤字)の傾向と米国に対する出超(黒字)の傾向——を強化・維持していたのである。

したがって、ブレインはしばしば貿易収支の観点から、西領西インド植民地を中心とするスペイン語圏アメリカに対する互惠の必要性を説いた。「過去数年間に、わが国の対外貿易は概して黒字であった。しかし、スペイン語圏アメリカに対するわが国の貿易は、他の地域・諸国に対する黒字を大幅に相殺するほどの巨額の赤字であった。かかる貿易赤字をいくらかであれ減少させることができれば、わが国の巨大なヨーロッパ向け輸出から発生しイギリスに積み立てられている金貨——スペイン語圏アメリカから……〔の〕請求に対して支払われるべき金貨——を節約することができる。……互惠通商政策が支持・促進されるならば、スペイン語圏アメリカに対する貿易赤字を大幅に縮小する手段となる」⁵¹と。マッキンレー関税法の互惠は、1880年代にスペインが強化しつつあった西インド植民地に対する保護主義に対抗して、キ

キューバ産糖の対米一極集中を逆用して、米国産品の市場拡大を図る攻撃的相互主義であったのである。

米西互惠協定（1891年6月16日調印）に基づいて、1891年7月1日から暫定関税表が、1892年7月1日からはそれに替わる最終関税表が発効した。それによって、スペインは、西領西インド植民地が米国から輸入する「ほぼ全て〔の産品〕に及ぶ譲許」⁵²を認めた。かつて1884年互惠条約を調印したジョン・W・フォスター（John W. Foster）は、それによって米国は西領西インド植民地の「豊かな通商に関する、われわれのほぼ完全な独占あるいは支配を実現する」と語り、ブレインも同様に、「互惠通商協定を通して、われわれは武力によってよりも優れた通商によって、キューバを征服するであろう。……将来的には両国は通商上ひとつになるであろう」と予見した⁵³。しかし、互惠通商によって、キューバの輸入市場は、決して米国によって「独占」されたわけでも、「征服」されたわけでもなかった。

スペインが西インド植民地において、1892年7月1日に施行した関税表は、本国産品については、(e)1882年の法が予定していた無税輸入を施行する一方で、外国産品に対しては、(a)関税率を未曾有の高水準に引き上げると同時に、米西互惠協定で合意されていた最終関税表を施行した⁵⁴。すなわち、外国産品に対する関税率が大幅に引き上げられたものの、米国産品については、鉄・鋼製品、機械類など39品目が免税とされ（A表）、小麦・小麦粉など5品目には低率の重量税が課せられ（B表）、米など17品目は50%の減税とされ（C表）、石炭、靴など14品目は25%の減税とされた（D表）⁵⁵。つまり、もっぱらヨーロッパ産品が外国産品に対する高率関税の対象とされたのである。スペインは巧妙にも米国産品に対する互惠と同時に、外国産品に対する高率関税を施行することによって、米西互惠協定下においても輸出市場を確保しようとしたのである。それによって、一方におけるスペイン産品（無税輸入）ならびに米国産品（大半が無税ないし低関税輸入）と、他方におけるヨーロッパ諸国産品（高率関税輸入）との間の関税率の格差は拡大した。

その結果、「二つの宗主国 —— 政治的な宗主国と経済的な宗主国 —— が、キューバの〔輸入〕市場を分割する傾向が顕著になった」⁵⁶。1891年にキューバの輸入の32.9%はスペインからの輸入が占め、米国からのそれは28.8%であったが、互惠通商下で両者は逆転し、1894年には米国からの輸入が38.5%を占めた（9.7ポイントの市場拡大）。スペインからの輸入（36.3%）は米国の後塵を拝することになったとはいえ、本国産品の無税輸入と外国（米国を除く）産品に対する高率関税によって、市場を3.4ポイント拡大することができた。互惠通商下においても、キューバの輸入におけるスペインの地位は保たれたのである。その一方で、イギリスなどヨーロッパ諸国からの輸入は、高率関税の適用によって13.1ポイントの市場縮小に見舞われた（第3表参照）。輸入品目別に見れば、小麦・小麦粉については、米国産によってスペイン産は

ほぼ完全に駆逐された。しかし、カタロニア産の毛織物の輸出額は、互惠通商下において拡大し、ヴァレンシア産の米の輸出額は維持された。その他のスペインからの主要輸入品（靴や石鹸）も輸出額を維持するかあるいは増加させた。米国産品は、それまで主にイギリスなどのヨーロッパ諸国から輸入されていた機械、鉄、鉄鋼、石炭などにとって代わった⁵⁷。1892年に駐ハバナ英領事は、「イギリスとキューバの通商は過去のものとなった。……機械類は、かつてはもっぱらイギリス、ドイツ、フランス、ベルギーから供給されていたが、今ではほとんど全てが米国から供給されている。キューバの巨大な製糖に必要な機械は、膨大であり巨額にのぼる」と報告した⁵⁸。

第3表 キューバの相手国別輸入

	スペイン		米 国		そ の 他		計 (1000ペセタ)
	(1000ペセタ)	(%)	(1000ペセタ)	(%)	(1000ペセタ)	(%)	
1860	55,982	25.1	70,479	31.6	96,575	43.3	223,036
1877	81,730	28.0	78,811	27.0	131,352	45.0	291,893
1882	67,633	32.2	60,912	29.0	81,496	38.8	210,040
1891	103,725	32.9	90,799	28.8	120,750	38.3	315,274
1892	115,004	35.4	89,664	27.6	120,202	37.0	324,870
1894	107,117	36.3	113,609	38.5	74,362	25.2	295,088

〔出典〕 Maluquer de Motes Bernet, *op. cit.*, Cuadro 5, p. 351, Tabla 2, p. 356; Oscar Zanetti, *Comercio y poder*, La Habana: Fondo Editorial Casa de las Américas, 1998, Gráfico I, p. 88, Gráfico III, p. 199.

IV 砂糖関税表と米国精糖業独占資本

マッキンレー関税法下では、米国の対キューバ輸出額が、1880年代後半の1040万ドルから、1890年代前半の1740万ドルに著増した。他方、輸入は、砂糖の輸入高が同じく53万9800トンから79万7900トンに著増したために、輸入総額は同じく4880万ドルから6980万ドルに著増した（第2表参照）。

このうち米国の対キューバ輸出の著増は、既述のように互惠協定によるものであるが、他方のキューバ産糖の対米輸出の著増についても、その要因が互惠に帰せられることがある。例えば、ラフィーバーは、「互惠が最も大きな効果を発揮したのはキューバであった。その対米輸出は、1891年の5400万ドルから、1893年の7900万ドルに著増した」と述べ、同様に、サネテイ・レクオナ（Oscar Zanetti Lecuona）は「互惠協定から最大の恩恵を受けたのは糖業であった。免税の刺激によって、〔キューバ産糖の〕1894年の生産高は、1890年のそれより74%増加して、歴史的な111万トンに達した」と述べている⁵⁹。しかし、互惠協定がキューバ産糖の生産高と対米輸出を著増させたと言っているのは、それによって制裁関税が回避された限りにおいてのことにすぎない。マッキンレー関税法下において、キューバ産糖などの対米輸出が著増し

たのは、米国内の要因としては、精糖業独占資本による原料糖の選好とそれを成文化した砂糖関税表に起因していた。

関税の廃止によって糖価が低下したこともあって、マッキンレー関税法下において、米国の砂糖輸入は著増した。しかし、制裁関税を課せられた三カ国を除く甘蔗糖生産地は、対米免税輸出に均霑したとしても、必ずしもその恩恵に浴することができたわけではなかった。マッキンレー関税法下では、甘蔗原料糖（粗糖）の米国市場への吸引と排除という相反する傾向が生じた。マッキンレー関税法下の3年間（1892会計年度～94会計年度）の砂糖輸入高は、それ以前の3年間（1888会計年度～90会計年度）のそれと比較して39.0%増加した。マッキンレー関税法下において、この平均増加率を上回って、米国市場に吸引されたのは、欄領東インド産糖（204.3%＝6万3000トンの増）とキューバ産糖（81.4%＝40万4000トンの増）などである。他方、対米輸出高を絶対的にも相対的にも減少させたのは、英領西インド産糖（10.1%＝1万3000トンの減）、ブラジル産糖（20.6%＝2万2000トンの減）、フィリピン産糖（52.7%＝5万7000トンの減）などである。ハワイ産糖（25.8%＝2万7000トンの増）と英領ギアナ産糖（19.1%＝1万トンの増）などは、対米輸出を絶対量では増加させたが、米国市場における比重を低下させた（第4表参照）。マッキンレー関税法下では、これらの砂糖のうちラテンアメリカ産糖は互惠を条件に免税化され、アジア産糖は無条件に免税化されたという違いはあっても、いずれにせよ等しく免税とされたから、対米輸出に対照的な増減が生じた理由はそこにはありえない。

第4表 米国の砂糖輸入の推移（1888/90～1892/94年）

		1888-90 年平均 (A)	1892-94 年平均 (B)	(B)/(A)
		(トン)		(%)
甘蔗原料糖	蘭領東インド産糖	30,903	94,051	304.3
	キューバ産糖	496,725	901,142	181.4
	ハワイ産糖	105,377	132,546	125.8
	英領ギアナ産糖	55,016	65,541	119.1
	英領西インド産糖	141,386	128,482	90.9
	ブラジル産糖	104,965	83,320	79.4
	フィリピン産糖	109,071	52,021	47.7
	総 量	1,133,405	1,561,923	137.8
甜菜原料糖	総 量	137,190	191,712	139.7
精 糖	総 量	75	16,231	
	計	1,270,670	1,765,780	139.0

〔出典〕 United States, Dept. of the Treasury, *Statistical Abstract of the United States, 1897*, Washington: G. P. O., 1897, pp. 289-292.

マッキンレー関税法下において、甘蔗原料糖の対米輸出に対照的な傾向が生じたのは、同法が新たに導入した輸入糖の区分とそれに応じた関税率の設定を条件としていた。マッキンレー砂糖関税表には、砂糖を免税化したことの他に、いまひとつの重要な特徴がある。従来の関税法は輸入糖を多区分していた。例えば、1883年関税法は輸入糖を5区分し、1875年関税法と同様にオランダ色相第20号以上を精糖と定義していた。これに対してマッキンレー関税法は輸入糖を、オランダ色相第16号以下と同17号以上に2区分し、前者を免税とし、後者を関税表上において精糖と定義し、高率保護関税（1ポンドあたり0.5セント）を設定した（この二区分は、19世紀末のその後の関税法——1894年ウィルソン関税法、1897年ゴーマン関税法——においても踏襲され、オランダ色相第16号以下糖には低関税率が適用せられることになった⁶⁰）。つまり、マッキンレー関税法下では、オランダ色相第16号糖は免税糖の中で最高糖度糖とされたのである。

オランダ色相第16号糖は、キューバやハワイなど一部の先進的な甘蔗糖生産地において、19世紀後半にはじめて生産可能となった、分蜜糖（centrifugal sugar）と呼ばれる特殊な砂糖であった。分蜜糖は伝統的な手工業制の含蜜糖とは異なり、19世紀後半の製糖技術の継起的革新によってはじめて可能となった機械制砂糖であった。製糖業において砂糖の色相と糖度は、煎糖工程と分蜜工程によって大きく左右されるが、キューバなどの先進的な甘蔗糖生産地では、1860年頃から前者には真空結晶缶が、後者には遠心分蜜機が導入され始めた。それによって全製糖工程が機械化され、オランダ色相による品位鑑定では第16号に、偏光検糖器（Polariscope）による測定では96度に均一化された機械制砂糖（分蜜糖）が製造された。そうした製糖工場はセントラルと呼ばれ、キューバ産糖業の中心地では1880年代にセントラルによる分蜜糖生産に転換した⁶¹。

フィリピン糖業はキューバ糖業の対極にあった。フィリピンにおいて分蜜糖が製造可能となったのは、ようやく1910年代前半のことであった。それ以前には、含蜜糖（手工業制砂糖）を生産していたにすぎなかった。その糖度は最高の「高級」糖でも88度程度にすぎず、一般的には、オランダ色相第7ないし9号の含蜜糖が製造されていたにすぎなかった⁶²。

米国精糖業資本は、甘蔗糖の原産地から輸入される直接消費糖を排除し、自らが製造する精糖を国内に広めていたが、1887年の「砂糖トラスト」の結成とその後の西海岸への進出によって、米国市場では精糖業独占資本による「買い手独占」が現出していた⁶³。甘蔗糖の対米一極集中とは、「砂糖トラスト」による原料糖の「買い手独占」市場への甘蔗糖の集中に他ならなかったのである。「砂糖トラスト」は、大不況期における利潤率の低下にともなって、原料を含蜜糖から、相対的に高価格ではあっても、高糖度のゆえに精糖歩留まりが高いだけでなく、結晶の均一性などのゆえに精糖コストを節減できる、分蜜糖⁶⁴に転換しつつあった。マッキン

レー関税法は、オランダ色相第16号糖（すなわち分蜜糖）を免税糖の中で最高糖度糖とすることによって、「砂糖トラスト」による原料糖の選別、分蜜糖への転換に拍車をかけた。

19世紀末の米国全体の糖度別の砂糖輸入状況については、統計が存在しないが、例外的にハワイ産糖についてはそれが知られている（第5表参照）。ただし、そのハワイ産糖についても、マッキンレー関税法下のそれについては不明であるが、その前後の推移からして、マッキンレー関税法下において、対米輸出がオランダ色相第16号糖に一元化されたことは疑いをいれない。そもそも1870年末には多様な（第5表の区分によれば4等級の）ハワイ産糖が対米輸出されていた。しかし、その後ハワイ産糖は、1889年までに「オランダ色相第11号以上・第13号以下」糖にいったん一元化した後、1891年から糖度の上昇が始まり、1897年までに「オランダ色相第14号以上・第16号以下」糖に一元化した（第5表参照）。この統計において「オランダ色相第14号以上・第16号以下」と区分されているハワイ産糖とは、「オランダ色相第16号糖」（すなわち分蜜糖）に他ならなかったと思われる。

第5表 ハワイ産糖の等級別対米輸出

会計年度	DS8号以上 DS10号以下	DS11号以上 DS13号以下	DS14号以上 DS16号以下	DS17号以上 DS20号以下	計 (トン)
	(%)				
1877	13.0	36.9	33.2	16.9	13,899
1878	8.0	35.6	40.3	16.1	13,775
1879	19.6	39.9	37.6	3.0	18,912
1880	12.7	46.2	38.8	2.4	27,922
1881	7.0	37.0	56.0		34,886
1882	3.7	50.1	42.4	3.8	48,164
1883	4.5	48.9	44.6	2.0	51,770
1884		62.5	36.0	1.5	56,767
1885		68.6	30.8	0.6	76,954
1886		69.7	29.9	0.4	86,970
1887		72.1	27.8	0.1	99,016
1888		88.9	11.1		103,665
1889		96.8	3.2		110,371
1890		97.0	3.0		101,813
1891		55.1	44.9		139,370
1892					119,120
1893					130,871
1894					147,295
1895					124,385
1896					159,746
1897			100.0		195,599
1898			100.0		226,697
1899			100.0		209,754

〔注〕 DS：オランダ色相（Dutch Standard）の略

〔出典〕 J. Laurence Laughlin & H. Parker Willis, *Reciprocity*, New York: The Barker & Taylor Co., 1903, 2003, p. 86.

マッキンレー関税法下において、キューバなどの対米輸出が著増し、フィリピンなどのそれが著減したのは、「砂糖トラスト」が原料として需要する分蜜糖を、キューバ（その他にはハワイ、欄領東インドなど）が製造していたのに対し、フィリピンではそれが不可能であったからである。マッキンレー関税法下において、「砂糖トラスト」の分蜜糖生産地への依存が、後者からすれば前者への従属が深化したのである。

「砂糖トラスト」は、甘蔗糖の対米一極集中を背景にして、強大な「買い手独占」力を手に入れた。巨大な甘蔗糖の輸入市場における唯一の買い手の選好は、マッキンレー関税法に成文化され、世界の甘蔗糖生産における基準となった。『製糖業者とその化学者のためのハンドブック』は、初版（1888年）以来、現行の12版（1993年）にいたるまで、甘蔗製糖業に関する化学的知識と技術を広く普及させたが、遅くともその第5版（1906年）は次のように説いた。「米国に輸入される外国産糖は、その糖度と色相に応じて課税される。オランダ色相第16号を超えれば、高率の関税が課せられる。……オランダ色相第17号以上の砂糖の米国向け輸出とそれによって生じる製糖工場主の損失を防止するために、熱帯の製糖工場の化学者に、オランダ色相第16号のサンプルを提供すべきである」⁶⁵。要するに、甘蔗糖の糖度を米国の砂糖関税表に対応させて、オランダ色相第16号以下に抑制することが、甘蔗製糖業の至上命題となったのである。言うまでもなく、そうした対策が必要となったのは、マッキンレー関税法の制定によってである。

むすびにかえて

マッキンレー関税法は、中南米産糖を互惠の対象とする一方で、ハワイ産糖の待遇を一変させた。マッキンレー関税法に基づく互惠協定が締結されるまで、米国はハワイと唯一例外的に互惠条約を締結していた（1876年9月9日発効）。米布互惠条約において、米国側は、ハワイ産の砂糖、米などについて免税輸入を認めていた。つまり、19世紀末30年間に甘蔗糖の単一の競争的市場となりつつあった米国市場において、ひとりハワイ産糖は対米免税輸出という特恵を享受していたのである。特恵はハワイ産糖価格と他国産糖関税込み価格の均衡として実現していた。つまり、互惠によってハワイ産糖は米国砂糖関税の傘下に入り、その価格は砂糖関税分（1ポンドあたりおよそ2セント）だけ吊り上げられていたのである。例えば、1883年関税法下の1890会計年度に、ハワイ産糖の価格（1ポンドあたり）は5.1セントであったが、他国産糖の関税抜き価格（同）は3.1セントであった⁶⁶。19世紀末の糖価の低迷下において、ハワイ産糖は他国産糖より64.5%も高値で取引されていたのである。

しかし、マッキンレー砂糖関税表が発効（1891年4月1日）すると、ほぼ全ての——制裁関税を課せられた三ヶ国産糖を除く——原料糖が免税化されたために、ハワイ産糖と他国産

糖の待遇は同一化された。砂糖に関するかぎり、米布互惠条約の機能は事実上消滅した。実際、ハワイ産糖の価格（1ポンドあたり）は1890会計年度の5.1セントから、1892会計年度には他国産糖とほぼ同一水準の2.8セントへと、45.1%も暴落した。それとともに島内の糖業関係の資産価値も、1200万ドルほど下落した⁶⁷といわれている。

マッキンレー砂糖関税表の施行を契機に、ハワイ諸島内にハワイ産糖の特恵的地位の回復をめざす運動が生じ、最終的にハワイ「革命」に結果した。原料糖を免税化したマッキンレー関税法は、従来の関税による保護を補助金によるそれに換えていた。補助金は国産糖を対象としていたから、対米併合によってハワイ産糖の特恵的地位は回復されるはずであった。

「革命」によって樹立された臨時政府は、速やかに対米併合を実現するために、直ちに使節団を米国に派遣して、併合条約の交渉・締結にあたらせたが、その際「ハワイ諸島産の砂糖…は、アメリカ産品……に認められている全ての補助金、給付金、免除を、あらゆる点において受ける権利がある」という条文を併合条約に挿入するように訓令した⁶⁸。これに対し、米国側代表のフォスター国務長官（ブレインの後任）が、ハワイ併合を前提に、「現在合衆国が支給している補助金は、ハワイ産糖にも……適用されうる」と回答した（1894年2月7日第2回米布併合交渉）⁶⁹のは、異とするに足りない。

このハワイの事例は、米国市場における特恵を、通商条約によって一時的にではなく、対米併合によって永続的に壟断しようとする運動が甘蔗糖生産地に生起しうることを意味していた。そうした甘蔗糖モノカルチャー生産地の革命は、ウィルソン関税法（1894年8月27日）による砂糖関税の復活と互惠条項の廃止にともなって——それはハワイ産糖にとっては特恵的地位の復旧を意味したが——、今度はキューバやフィリピンに生起する。

注

- 1 Walter LaFeber, *The Search for Opportunity, 1865-1913*, Cambridge: Cambridge Univ. Pr., 1993, p. 77.
- 2 Edward Stanwood, *American Tariff Controversies in the Nineteenth Century*, vol. 2, New York: Garland Publishing, Inc, 1903, 1974; Tom E. Terrill, *The Tariff, Politics, and American Foreign Policy, 1894-1901*, Westport: Greenwood Press, 1973; David M. Pletcher, *The Diplomacy of Trade and Investment: American Economic Expansion in the Hemisphere, 1865-1900*, Columbia: Univ. of Missouri Press, 1998; David Healy, *James G. Blaine and Latin America*, Columbia: Univ. of Missouri Pr., 2001.
- 3 Andrew Carnegie, "The McKinley Bill," *Nineteenth Century*, 29 (June 1891), p. 1030; Terrill, *op. cit.*, p. 181.

- 4 Robert G. Proctor, comp., *Tariff Acts Passed by the Congress of the United States from 1789 to 1897*, Washington: GPO., 1898, p. 368.
- 5 Laurence Laughlin & H. Parker Wills, *Reciprocity*, Bristol: Thoemmes Press, 1903, 2003, p. 212.
- 6 Terrill, *op. cit.*, p. 164.
- 7 William McKinley, *The Tariff: A Review of the Tariff Legislation of the United States from 1812 to 1896*, Bristol: Thoemmes Press, 1904, 2003, p. 108.
- 8 <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=29627>
- 9 Stanwood, *op. cit.*, p. 297; McKinley, *op. cit.*, p. 120.
- 10 Healy, *op. cit.*, pp. 161-2.
- 11 A Special Message from the President of the United States, June 19, 1890, Senate Executive Document, No. 158, 51st Congress, 1st Session, Washington: GPO., 1890, p. 3.
- 12 James G. Blaine to Benjamin Harrison, June 4, 1890, *Ibid.*, p. 5.
- 13 *Ibid.*, p. 6.
- 14 A Special Message from Harrison, *Ibid.*, p. 4.
- 15 Blaine to Harrison, *Ibid.*, pp. 4-5.
- 16 Blaine to Harrison, *Ibid.*, p. 8.
- 17 Healy, *op. cit.*, p.162; Terrill, *op. cit.*, pp.161-2.
- 18 United States Tariff Commission, *Reciprocity and Commercial Treaties*, Westport: Greenwood Press, 1919, 1976, p. 172.
- 19 *Ibid.*, Table of p. 132.
- 20 United States Dept. of the Treasury, Bureau of Statistics, *Statistical Abstract of the United States*, 1897, Washington: GPO., 1897, pp. 289-92.
- 21 Judith Goldstein, *Ideas, Interests, and American Trade Policy*, Ithaca: Cornell Univ. Press, 1993, pp. 131-2.
- 22 Walter LaFeber, *The New Empire: An Interpretation of American Expansion, 1860-1898*, Ithaca: Cornell Univ. Press, 1963, 1988, p. 116; *Ditto.*, *The American Search for Opportunity, 1865-1913*, p. 77.
- 23 United States Tariff Commission, *op. cit.*, pp. 155-6.
- 24 *Ibid.*, pp. 156-7.
- 25 *Ibid.*, p. 157.
- 26 Laurence Laughlin & H. Parker Wills, *op. cit.* pp. 139, 180.

- 27 United States Tariff Commission, *op. cit.*, p. 193.
- 28 U. S. Treasury Dept., "The World's Sugar Production and Consumption," *Monthly Summary of Commerce and Finance of the United States, 1902*, v. II (Jan. 1902), pp. 1407-9; Frank R. Rutter, *International Sugar Situation*, Washington: GPO., 1904, p. 87; Noel Deerr, *The History of Sugar*, v. II, London: Chapman & Hall, 1950, pp. 490-1.
- 29 S. B. Saul, "The British West Indies in Depression 1880-1914," *Inter-American Economic Affairs*, XII, no. 3 (Winter 1958), p. 6.
- 30 United States, Dept. of the Treasury, *Statistical Abstract of the United States, 1895*, Washington: GPO., 1895, p. 290; Rutter, *op. cit.*, p. 90; Deerr, *ibid.*
- 31 The West India Royal Commission, "Report of the West India Royal Commission, 1897," *British Parliamentary Papers, Colonies: West Indies*, v. 7, Shannon: Irish Univ. Press, 1971, pp. 749, 877.
- 32 Oscar Zanetti Lecuona, "En busca de la reciprocidad," *Santiago*, 57 (March 1985), p. 190.
- 33 The West India Royal Commission, *op. cit.*, p. 171.
- 34 Blaine to Senator William P. Frye, July 11, 1890, *New York Times*, July 15, 1890; Stanwood, *op. cit.*, pp. 279-80.
- 35 Carnegie, *op. cit.*; Terrill, *op. cit.*, p. 181.
- 36 Blaine to Frye, *op. cit.*
- 37 外国産業・商品に対して本国市場の保護が始まるのは1891年からである (Reymond Carr, *Spain, 1808-1975*, 2nd ed. Oxford: Clarendon Press, 1982, p. 394)。
- 38 Zanetti Lecuona, *op. cit.*, pp. 185-6, 195, 20; Jordi Maluquer de Motes Bernet, "El mercado colonial Antillano en el siglo XIX," Jordi Nadal y Gabriel Tortella, eds., *Agricultura, comercio colonial y crecimiento economico en la Espana contemporanea*, Barcelona: Editorial Ariel, 1974, pp. 345-9; Oscar Zanetti Lecuona, *Comercio y poder: relaciones cubano-hispano-norteamericanas en torno a 1898*, La Habana: Fondo Editorial Casa de las Americas, 1998, pp. 107, 125. 1882年の法はまた(b)外国籍船による輸送に対する加算税についても、1892年に廃止することを定めた。したがって、1892年から西領西インド植民地の輸入関税制度は簡素化され、(a)外国産品に対する高率関税と(d)外国産品に対する特別追加税から構成されることになった。
- 39 Maluquer de Motes Bernet, *op. cit.*, Tabla 1, pp. 354-5.
- 40 *Ibid.*, pp. 337, 340, Gráficoico 4., Zanetti Lecuona, *op. cit.*, pp. 106, 139.
- 41 Manuel Moreno Fraginal, *El ingenio: complejo económico social Cubano del azúcar*,

- Barcelona: Critica, 2001, p. 536.
- 42 <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=29524>
- 43 United States Tariff Commission, *op. cit.*, p. 139.
- 44 この(b)加算税率の軽減は、その後、スペインが締結していた最恵国待遇条項によって、イギリスやドイツなども均霑した (*Ibid.*, p. 140; David M. Pletcher, *The Awkward Years: American Foreign Relations under Garfield and Arthur*, Columbia: University of Missouri Press, 1962, p. 295)。
- 45 William M. Malloy, comp., *Treaties, Conventions, International Acts, Protocols and Agreements between the United States and Other Powers*, v. I, 1776-1909, New York: Greenwood Press, 1910, 1968, pp. 1680-82.
- 46 Pletcher, *op. cit.*, p. 296, *Ditto.*, *The Diplomacy of Trade and Investment*, pp. 176-7.
- 47 Malloy, *op. cit.*, pp. 1682-85.
- 48 Zanetti Lecuona, *op. cit.*, pp. 163-4.
- 49 James G. Blaine, "The Presidential Election," *North American Review*, 432 (Nov. 1892). p. 521.
- 50 Blaine to Frye, *op. cit.*
- 51 Blaine, *op. cit.*, p.523.
- 52 United States Tariff Commission, *op. cit.*, p. 182.
- 53 Pletcher, *The Awkward Years*, p. 291; Blaine, *op. cit.*, p. 522.
- 54 Spanish Tariff for Cuba and Porto Rico, Senate Executive Document, No. 300, 56th Congress, 1st Session, Washington: GPO., 1900, pp. 61-101.
- 55 James D. Richardson, comp., *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents*, vol. XII, New York: Bureau of National Literature, 1897, pp. 5583-87.
- 56 Zanetti Lecuona, *op. cit.*, p. 200.
- 57 *Ibid.*, pp. 196-200; United States Tariff Commission, *op. cit.*, pp. 182-5; José R. Alvarez Diaz, *et. al. A Study on Cuba: Colonial and Republican Periods, the Socialist Experiment*, Coral Gables, Univ. of Miami Press, 1965, pp. 132-5.
- 58 Robert P. Porter, *Industrial Cuba*, New York: Arno Press, 1899, 1980, pp. 273-4.
- 59 LaFeber, *New Empire*, pp. 119-20; Zanetti Lecuona, "En busca de la reciprocidad," p. 203.
- 60 Roy G. Blakey, *The United States Beet-Sugar Industry and the Tariff*, New York: Ams Press, 1912, 1968, Table XLVI.
- 61 Manuel Moreno Fraginals, "Plantation Economies and Societies in the Spanish Caribbean,

小平直行

- 1860-1930," Leslie Bethell, ed., *Cambridge History of Latin America*, Vol. IV: c.1870-1930, New York: ed., ed., Cambridge University Press, 1986, pp. 187-209.
- 62 Carlos L. Locsin, "Some Facts on the Sugar Industry of the Lands of Negros," Casiano Anunciacion, ed., *A Handbook of the Sugar and Other Industries in the Philippines*, Manila: Sugar News Press, 1953, p. 44; Prnsen Geerligs, *World Cane Sugar Industry: Past and Present*, Altrincham: Norman Rodger, 1912, p. 101; Carlos Quirino, *History of Philippine Sugar Industry*, Manila: Kalayaan Publishing, 1974, pp. 44-5.
- 63 Alfred S. Eichner, *The Emergence of Oligopoly: Sugar Refining as a Case Study*, Baltimore: Johns Hopkins Press, 1969, pp. 107-8.
- 64 山根嶽雄『甘蔗糖製造法』, 光琳書院, 1963年, 141-4頁。
- 65 Guilford L. Spencer, *A Handbook for Cane-Sugar Manufacturers and Their Chemists*, 5th ed., New York: John Wiley & Sons, 1906, pp. 47, 158.
- 66 Frank R. Rutter, "The Sugar Question in the United States," *Quarterly Journal of Economics*, 17 (Nov. 1902), p. 64.
- 67 *Ibid.*; John L. Stevens to John Foster, no. 74, Nov. 20, 1892, United States, Dept. of State, *et. al., Affairs in Hawaii*, Millwood: Kraus Reprint, 1895, 1983, p. 194.
- 68 Ralf Kuykendall, ed., "Negotiation of the Hawaiian Annexation Treaty," *Annual Report of the Hawaiian Historical Society*, 51 (1942), p. 9.
- 69 *Ibid.*, pp. 35-6.

On Reciprocal Provisions and Sugar Schedules of the McKinley Tariff

KODAIRA Naoyuki

The United States transformed its tariff from a passive instrument of protectionism into a more active tool which could protect the home market and also aid in the expansion of American exports. The McKinley Tariff of 1890 sought trade expansion through reciprocity, and during 1891 and 1892 the United States negotiated ten reciprocal agreements involving cane sugar producing colonies and nations in Latin America.

Moreover, "Simply by manipulating tariff schedules, the United States triggered two revolutions in the 1890s and accelerated a third." Hawaiian "Revolution" occurred by the

enforcement of the McKinley Tariff, and after the repeal of it by the Wilson-Gorman Tariff of 1894, Cuban Revolution erupted. The result was a new American empire in the Pacific and the Caribbean.

The mode of reciprocity provided for in the McKinley Tariff is unusual. It was in reality a threat of imposing prohibitive duties on five "reciprocal products." Sugar was the main commodity which was used as a basis for reciprocity. It would be difficult to understand the meaning of the threat without taking into account the conditions of the world's cane sugar economies at the end of 19th century. Not only there was a glut in world sugar market, therefore its price was falling, but also cane sugar was shut out from the traditional European markets. At the same time, United States which had become the only main market of cane sugar gained bargaining power over the cane sugar producing colonies and nations. The United States codified the power into the reciprocity of the McKinley Tariff. After the repeal of it, the cane sugar producing islands sought to perpetuate the preferential treatment that had gained through the reciprocity with the United States.

アメリカにおける紙巻きタバコの流行と広告の関係史

——大衆消費社会の出現を背景として——

岡 本 勝

はじめに

現在では、喫煙者だけではなく周囲にいる非喫煙者へも健康被害を及ぼすとして、多くのアメリカ人は紙巻きタバコや葉巻などの有煙タバコの使用を否定的に眺めるようになってきている。特に、1964年に連邦政府の公式見解として、喫煙と肺ガンなどの疾病との因果関係を初めて認めたテリー（Luther Terry）と、1986年に副流煙（受動喫煙）の危険性を認めたクープ（Everett Koop）の、2人の公衆衛生局医務長官によって発表された「医務長官報告書」は、国民をそのような見方へ導くとともに、国内の反喫煙運動を活発化させるきっかけにもなった。

しかし、タバコがこのような扱いを受けるようになったのは20世紀中頃以降のことであり、それまではアメリカ合衆国（以下、アメリカ）の経済を支える重要な商品として好意的に扱われてきた。実際アメリカの歴史は、17世紀初頭のジェームズタウン植民地建設とほぼ同時に始まる葉タバコの生産や、その後の製品への加工やその販売とともに歩んできたと言っても過言ではない。金や銀といった高価な鉱物資源が発見されることがなかった北米大陸大西洋岸南部の植民地にとって、この換金作物なくしての経済発展は非常に困難であったと考えられる。

独立革命期を経て南北戦争へいたるまでに、葉タバコの生産と葉巻や噛みタバコの製造は、主に南部の経済を支える重要な産業に成長した。その後、産業革命が進むなかで、ニューヨーク市など北部にも葉巻や紙巻きタバコの製造工場が建設されたため、タバコ産業は全国的な広がりをもつようになった。1920年代、都市を中心に出現した大衆消費社会においては、確かに自動車や家電製品などが主役を務めた。しかし、19世紀末の機械化によって大量に生産し安価で販売することが可能になった紙巻きタバコは、より象徴的な意味で新しい消費文化を担う商品となった。つまりそれは、この商品が大量販売を実現するためには不可欠と考えられた「広告」¹へ、相対的に大きく依存していたことを意味したのである。

そもそも自動車や家電製品には、それ自体に利便性があるため、ひとたびそのことが人びとに認知されると、彼らは経済的に余裕があればそれらを積極的に購入した。しかし、歴史的には薬剤として使用されたこともあったが、生活する上で必ずしも必要なものではなかったタバコにとって、消費者の購買意欲を人為的に高めるための広告は重要だったのである。特に、タ

タバコの全形態のなかでは最も遅れて現れた紙巻きタバコに関して、広告が販売戦略上果たした役割は絶大なものであった。

本稿の目的は、19世紀後半に商品化された紙巻きタバコが、1920年代に噛みタバコや葉巻などを抜いて最も消費される形態のタバコになった要因を探りながら、その過程で、広告がそれらの要因とどのように関わっていたのかを考察することである。そして、タバコ広告とそれが伝えるメッセージから読み取れる社会の実情、さらには大衆消費社会で主導的な役割を演じた女性を取り巻く状況との関係についても論じてみたい。

I：初期紙巻きタバコ広告

現在、アメリカで「タバコ」と言えば、日本と同様に通常「紙巻きタバコ」と考えられるが、歴史的に見るとさまざまな形態のものを意味してきた。例えば、植民地時代には「パイプタバコ」と「嗅ぎタバコ」が一般的であったし、19世紀になるとそれに「葉巻」や「噛みタバコ」が新たに加わり、19世紀末にはこの噛みタバコが最も流行する形態になった。アメリカで紙巻きタバコが出はじめるのは南北戦争期で、当初このタバコは、加工された葉と巻紙を別々に入手して自ら巻いたり、あらかじめ職人が巻いた商品を購入するなど、いずれにしても手巻きのものであった。

紙巻きタバコが出はじめる前のアメリカ社会では、タバコ職人と客が同じもしくは近接するコミュニティで生活をしており、葉巻や噛みタバコなどの売買は身近な者同士の間で行われる傾向にあった。誰が作るものが優れているなどという情報は、噂として買い手の耳に入ることがあったし、多くの場合雑貨店の経営者や、後に木製の「インディアン人形」が出入りの脇に置かれるようになるタバコ専門店の店主が、特定の職人が作る質の良いタバコを薦めてくれたため、銘柄づけや広告はそれほど重要ではなかった。²

しかし、交通の発達とともに作り手と買い手の距離が遠くなり、さらには機械の導入によって画一化された商品が大量に生産されるようになった世紀転換期は、より大きな市場を求めて、州境を越えた販路の拡大と銘柄づけが重要な時代になった。紙巻きタバコの大量生産と販売を本格化させたのは、ノースカロライナ州ダラムでパイプ用の刻みタバコを製造するW. デューク・アンド・サンズ社を経営していたデューク（James B. Duke）だった。彼は、競争が激しく成長が見込めなかった刻みタバコから紙巻きタバコへと主力の商品を転換させ、1890年にこの分野では先行していたギンター（Lewis Ginter）やキニー（Francis Kinney）などが経営する会社を支配下において、独占企業としてアメリカン・タバコ会社（以下、AT社）を組織することに成功した。

デュークが先行する数社を支配できるようになったのは、ヴァージニア州在住のボンサック

(James Bonsack) が、1880年代前半に考案し特許を取得した紙巻き機の独占的使用権を獲得することができたからである。熟練した手巻き職人約50人分の仕事を1台でこなすボンサクの機械を導入したことにより、「製造に関する問題が解決したため、あとは大量生産されたタバコをいかに効率よく販売するのかという問題だけが残された」のである。³ そして、この問題を解決するための手段として広告が重視されることになるのだが、大量の在庫を抱え込むことを恐れたデュークは、ここでも中心的な役割を果たすのであった。

デュークが最初に手がけた紙巻きタバコ「デューク・オブ・ダラム」の広告を開始した1880年代初旬には、すでにパイプ用刻みタバコや噛みタバコの銘柄を中心に簡潔な広告が新聞に掲載されていたが、通常それは小売業者によるもので、製造業者によるものではなかった。この他にも、パンフレットやチラシなどの印刷物も配布されており、また都会では、タバコ小売店の扉や窓に商品を紹介するポスターが貼られたり、野外看板やビルの側壁に看板書き職人^{サイン・ペインター}によって大きな広告が描かれていた。⁴ デュークはこれらの広告を継続しながら、他の販売促進の手段も試したのであるが、なかでもシガレット・カードなどをおまけにつけた販売方法は、注目されるものであった。

そもそもこのカードは、あまり丈夫ではなかったパッケージを補強するために使われたボール紙に、絵や写真を印刷したものが最初であった。ニューヨーク市の紙巻きタバコ会社が製造した「ローン侯爵」に初めてカードが入られたのは1879年のことで、80年代になるとそれは他社へ広がっていった。デュークはカードを積極的に取り入れた経営者で、それを外注ではなく、カラー刷りができる平版印刷の機械を導入した自らの作業場を、タバコ工場内に建設して作らせたのである。

デュークが作ったカードで話題になったのは「世界の美女250人」というシリーズで、なかには網タイツを身につけて太股を露わにしてポーズをとるセクシーな女性を描いたカードも含まれた。紙巻きタバコのターゲットが、男性であったことが想像される。しかし、経営者のなかにはそのようなカードは不道德であると考える者もあり、敬虔なメソヂストであったデュークの父親 (George W. Duke) もその1人で、息子が「扇情的な写真」を使用することを戒めた。⁵ そのような状況で周囲からの助言もあり、デュークは広告業者スモール (Edward Small) を雇用して宣伝部門を統括させた。スモールは、カードに一般の女性ではなくフランス人の女優リアー (Madame Rhea) やアメリカ人の女性歌手ラッセル (Lillian Russell) などの有名人を、露出を控えた姿で登場させることをデュークに進言したのであるが、特に後者は、1885年頃に「ラッセル・カード」として大流行することになった。⁶

AT社に続いて他社も積極的にカードを導入したため、描かれる対象も多様化した。シリーズものとして、鳥類や動物、船、万国旗、歴代のアメリカ大統領やヴィクトリア女王のような

指導者、ネイティブ・アメリカンの族長、ヨーロッパの観光地や景勝地などがあり、カードが1枚ずつパッケージのなかへ入れられたのだが、なかでもスポーツ界のヒーローが登場するカードは人気をかくした。当初はボクサーのカードが多く出回ったが、世紀転換期には、後に「ナショナル・バスタータイム国民的娯楽」と呼ばれるベースボールの人気選手を描いたものが熱心に収集されるようになった。最初はプレイヤーの顔写真だけのカードであったが、やがてプレー中のものも現れはじめた。例えば、野手が飛球を捕球しようとする瞬間の写真の場合には、ボールを糸で吊すなどの工夫がなされた。⁷

さらに、タバコ会社は一定枚数のクーポン券を集めさせて、それを地図、トランプ・カード、ポケット・ナイフ、小さな敷物などさまざまな景品と交換したのであるが、収集したシガレット・カードを保存しておくための専用アルバムは人気の景品となった。ここで重要なのは、カードに加えてアルバムを入手できるようにしたことが、喫煙者だけではなくその子どもにもカードを収集するようし向ける会社側の戦略だったという点である。これは、明らかに「将来の喫煙家」である子どもを——そして、少数だがすでに吸いはじめていた子どもをも——ターゲットにしたものであり、長期的に見て非常に効果的な「広告」であったと言える。⁸

19世紀末までに、組織化された反紙巻きタバコ運動が北部を中心に行われるようになっており、そこでは女性と年少者によるこの形態のタバコ使用が特に問題視された。俊足と好打でならしたピッツバーグ・パイレーツの遊撃手ワグナー（Honus Wagner）は、子どもへの悪影響を憂慮した、当時とすれば数少ないプレイヤーの1人だった。非喫煙者だった彼は、自分が描かれたカードをおまけにしないようタバコ会社に繰り返し申し入れを行った。その結果、肖像権が未だ確立されていない時代ではあったが、彼は1909年にカードを発行中止にさせたのである。しかし、すでに出回っていたワグナーのカードは、皮肉なことに、その後「最も価値あるカードの1枚」になった。⁹

デュークは広告のためスポーツに着目したが、それはシガレット・カード以外にも、例えば競技を後援することにも表れた。なかでも話題になったのが、野球場に自社銘柄の「ブル・ダラム」にちなんで巨大な雄牛の切り抜き細工を外野のフェンス沿いにおき、ホームチームの選手が打球をそれに当てて得点した場合、その選手に50ドルの賞金を出すというものだった。わずか2年間の試みではあったが、この「ヒット・ザ・ブル・キャンペーン」は、現在日本のプロ野球でも見られる、広告看板にホームランの打球を当てれば賞金や賞品が獲得できる「スポンサー広告」の始まりと考えられる。

またデュークは、銘柄名の「クロスカット」を冠したポロ・チームを所有し、試合会場で男性の観戦客にそのタバコを無料配布したのであった。ちなみに、19世紀末にアメリカで行われたポロは、本場イギリスのように馬に乗るものよりも、ローラースケート靴を履いてプレーす

ることが多かった。もともと彼は、無料配布が効果的な「広告」であると考えており、この他にも孤児を使って学校近くの路上で紙巻きタバコを年少者へ手渡したり、移民が入国してくるエリス島へは社員を派遣して、船から下りてきた人たちにそれを歓迎のカードとともに贈った。さらにデュークは、1884年には40万脚の折りたたみ式のデッキチェアを購入し、それに「カメオ」という銘柄名を刷り込んだものを全国のタバコ小売店へ贈ることで、自社製品の販売促進を店主に働きかけた。¹⁰ すべてが対面販売だった時代、小売店を「味方」にすることが重要だったので、他の経営者たちもデュークに倣い、さまざまな贈り物を店主にするようになったのである。

このように、多様な広告を展開したデュークは、1889年には景品の費用を含めて約80万ドルの広告費を支出したのであるが、これは400万ドルほどあった売上額の20%を占めるものだった。¹¹ その後、多額の資金を必要とした広告を取り巻く状況は、AT社が創設される1890年を境に少しずつ変化することになる。独占の時代になって、クーポン券などの配布が一時的に禁止されたこともあって、確かに広告費は少なくなるが、まったく不要になったわけではなかった。実際、1893年から1910年までのあいだ、AT社は年間平均して売上額の10%程度を広告のために使用している。¹²

紙巻きタバコ業界を統合する形で出発したAT社は、徐々に葉巻を除くその他の形態でも市場占有率を高めていった。そして、AT社の解散が命じられる前年(1910年)には、紙巻きタバコでは86.1%、噛みタバコでは84.9%、パイプ用刻みタバコでは76.2%、嗅ぎタバコでは96.5%の占有率に達していた。¹³ ただし、葉巻は14.4%のみであったし、紙巻きタバコでも当初は91.7%のシェアだったが、最後は、今も触れたように86.1%へ5.6ポイント減少した。¹⁴

独占化によって、売上額に対する広告費の占める割合は半分程度になったが、それでも多額の費用が使用され続けていた。規模は小さいが、各地に独立した紙巻きタバコ会社が存在しており、AT社にとってタバコ使用者の獲得競争をするための広告はやはり必要だったのである。また、AT社は紙巻きタバコ以外の分野では後発だったので、企業買収を進める一方で自社製品のシェアを拡大するためには、広告を積極的に行わねばならなかった。さらに、独占化が進むにつれて、他社製品から自社製品へ切り替えさせることを目的とした広告の必要性は相対的に低下したが、生活必需品でなかったタバコ製品の使用者を新たに生み出すための広告は、引き続き不可欠であった。

1911年、司法省による告発を審理した連邦最高裁判所は、AT社が「シャーマン独占禁止法」(the Sherman Antitrust Act) に違反していると判断し、その解体を命じたのである。これを受けて、AT社は分割されることになったが、紙巻きタバコに関しては、規模を縮小して存続が認められたAT社、リゲット・アンド・マイヤーズ社(以下、L&M社)、そしてロリラード

社などが、80%以上のシェアを分け合う寡占状態で事業を引き継ぐことになった。しかし、当時このタバコは他の形態よりも人気が出はじめていたため、例えば噛みタバコを主に製造していたR. J. レイノルズ社（以下、RJR社）も、後で述べるように紙巻きタバコを作りはじめるなど、ここでの競争は激化するものであった。

その結果、紙巻きタバコ業界では独占企業としてのAT社が誕生する直前のように複数の有力な会社による販売競争が再燃し、広告が果たす役割が一層認識されるようになった。事実、独占から競争への変化にともない、1910年に紙巻きタバコに費やされた広告費は全体で440万ドルだったものが、1913年には1,300万ドルへと約3倍に増加した。¹⁵ このとき、先ほど触れたように、多様な形態のタバコ使用者に自社製の紙巻きタバコへ切り替えさせることだけではなく、生活する上で不可欠なものではないタバコへ人びとの興味を向けさせることも、広告の重要な役割となっていた。したがって、1910年代の広告は不特定多数の人が目にする新聞や雑誌などの印刷物、さらには人通りの多い場所に設置された看板などディスプレイ方式のものが主流となり、景品は徐々になくなっていったのである。

かつてデュークは、ライバルたちを支配する過程で、彼らが製造していた銘柄の多くをそのまま引き継いだため、20世紀初頭のAT社は100を超える銘柄の紙巻きタバコを製造することがあった。「それぞれの銘柄にはそれぞれの顧客がいる」というのが彼の考え方だった。¹⁶ 銘柄の数が多く、したがって個々の製造量が少なかった時代、各銘柄に対するタバコ使用者の忠誠心を育むためには、特定の景品をつけることが効果的な広告であった。しかし1911年以降、各社とも異なった銘柄をそれぞれ狭い地域で販売するのではなく、新しい大衆消費社会が求める画一化、つまり同じ銘柄を大量に製造して全国ブランドとして安く売り出す戦術をとるようになった。そのような状況の下では、一方で価格競争をしながら、他方で多額の資金が必要な景品を提供することは、もはや現実的な広告手段ではなかったのである。

II：消費の伸びと全国ブランド化

トラストの解体は、紙巻きタバコの全国ブランド化を各社に促すきっかけになった。その先陣をきったのは、1913年にRJR社によって製造が開始された「キャメル」であり、その成功は市場の様相を大きく変えたのである。当時、RJR社はキャメルの他にも「レイノ」や「オスマン」などの紙巻きタバコを製造していたが、それをキャメルに集中させる決定を行った。¹⁷ RJR社がこのような戦略をとることができたのは、先ほども触れたように、もともと噛みタバコに特化していたためこれらの紙巻きタバコの歴史は浅く、したがって銘柄に対する忠誠心は希薄であったため、躊躇することなく製造を中止できたからであった。当初、オハイオ州クリーブランド周辺でのみ入手可能であったキャメルは短期間に全国ブランドになり、1917年には

123億本を販売して紙巻きタバコ市場で35%のシェアを獲得し、さらに1923年にはそれを45%まで拡大したのである。

キャメルが全国的な人気銘柄になった理由として、いくつかのことが考えられる。まず最初に、混ぜ合わせる葉タバコの種類を増やしたことが挙げられる。それまでは主にパイプタバコや噛みタバコに使用されてきたケンタッキー州やその周辺で栽培されるバレー種の葉タバコを、従来のヴァージニア産やトルコ産の葉タバコと混ぜ合わせることで、マイルドな製品ができあがったのである。次に、当時一般的であった10本入りではなく20本入りのパッケージを採用し、10本入りの他の銘柄2箱分よりも安価な10セントで販売したことが、キャメル人気を支える理由の一つになった。¹⁸ さらに、第一次世界大戦を経験するこの時期、後で述べるように他の形態から紙巻きタバコへ変更したり、女性を中心に新たに紙巻きタバコの喫煙を始める者が増えたことも理由として考えられる。そして、これらの人たちを含む多くの喫煙者に、数ある銘柄のなかからキャメルを選択させたのが、RJR社によるメッセージを重視する広告であった。

もちろん、それまでも新聞や雑誌など印刷物によるタバコ広告は行われていたが、スペースは小さく紙面の片隅に商品名や価格などが簡潔に紹介されるというものがほとんどだった。しかしキャメルの場合、たんに前例にないほど多額の資金を使って行っただけではなく、人びとに興味を抱かせるメッセージを伝えるものとなった。例えば、ある地域で販売を開始する場合、何日も前から連日「ラクダ（キャメル）が町へやって来る」という発売予告の広告を地元新聞に載せ続け、前日になると「いよいよ明日、アジアとアフリカのすべての国を合わせたよりも多くのラクダ（キャメル）がこの町に現れる」という、焦らしのテクニックを用いたティーザー広告が流された。¹⁹

また、『サタデー・イブニング・ポスト』誌上で行われたように、見開きページ全体にキャメル広告が掲載されたこともあり、それは多くの人の目を引きつける画期的な試みであった。そのような広告のなかで繰り返されたコピーの一つに、「キャメルの価格はブレンドされている良質の葉タバコの原価そのものなので、おまけやクーポン券を期待しないでください」というものがあつた。²⁰ これは、製品自体の価値ではなく、景品によって使用者を繋ぎとめておこうとしていたライバル会社の伝統的なやり方に対抗するために考案されたものだった。このような「差別化」を図るメッセージ広告によって、RJR社はよく似た商品が大量に出回る大衆消費社会で生き残るのに重要と考えられた、他社製品から自社製品への切り替えを実現させようとしたのである。

キャメルの成功に触発された他の紙巻きタバコ会社も、すぐにRJR社の販売戦略を取り入れるようになった。すなわちそれは、銘柄を限定した上で品質向上を目的とした葉タバコの種類と配分比を工夫すること、20本入りのパッケージを安価で販売すること、さらに景品などを廃

止する一方で、多額の費用を使ってインパクトの強い広告を全国規模で行うというものであった。L&M社は、すでに製造していた銘柄のなかから「チェスター・フィールド」(1912年販売開始)を選び出し、また分割後のAT社は、もともとは噛みタバコで、後にパイプ用刻みタバコになっていた「ラッキー・ストライク」(以下、LS)を1916年に紙巻きの形態に変えて、それぞれ全国ブランド化を目指したのである。その結果、キャメルにチェスター・フィールドとLSを加えたものが、^{ビッグ・スリー}三大銘柄を形成するようになった。そして、1925年にこれらの銘柄は合計で82.3%のシェアを占めるにいたり、その後およそ四半世紀のあいだ、60%以上のシェアを維持し続けたのである。²¹

1911年のトラスト解体後、紙巻きタバコが他の形態のタバコを圧倒するようになるのであるが、その要因の一つとして第一次世界大戦があった。19世紀末以降、多くの州では酒類の製造や販売等を禁止する「州禁酒法」^{プロヒビション}が成立しており、さらに「全国禁酒法」を実現するための合衆国憲法修正第18条案が、アメリカの参戦と同じ1917年に連邦議会を通過して、批准のために各州へ送付されていた。したがって、ヨーロッパ戦線で戦う兵士への慰問品として、それまでの戦争では慣例であった酒類を送ることが困難になっていたため、代わりにタバコ製品が大量に届けられたのである。ヨーロッパ派遣軍の司令官パーシング(John Pershing)も、戦場で戦う兵士にとって「タバコは日々の割当食糧と同様に必需品である」と、本国政府に打電している。²²

機動性が求められた近代戦においては、多様な形態のなかでも使用が最も容易な紙巻きタバコが好まれるようになった。そこで、紙巻きタバコ会社はこの戦争を千載一遇の機会として捉え、連日新聞の第一面に囲み広告を出す一方、戦争債権の購入やタバコ製品の寄贈を積極的に行ったのである。例えば、L&M社は、参戦直後に「ファティマ」、「ビードモント」、チェスターフィールドなどの紙巻きタバコ150万本を赤十字に寄付している。²³ たとえそれが担架で運ばれている姿であっても、自社銘柄のパッケージが兵士に手渡されている写真が新聞や雑誌に掲載されることは、国内での売り上げに計り知れない影響をもたらす「広告」になると会社の幹部たちは理解していた。そのような事情もあって、公平をきすために会社間で話し合い、戦前の国内市場での占有率にもとづいて、銘柄ごとに寄贈量を決定したほどである。ちなみに、1917年に約35%の占有率があったキャメルは、最前線にいた兵士によって最も吸われた銘柄であった。²⁴

娯楽に乏しい戦場において、極度の緊張感からの解放を切望した兵士たちは、他の形態のタバコを使用していた者も、配給される紙巻きタバコを喫煙するようになった。また、以前はタバコをまったく使用していなかった兵士のなかには、慰問という形になった「愛国心」を無視すべきではないと考えて喫煙を始める者もいた。機械による製造が開始された19世紀末の時点

では「女々しい」というレッテルが貼られ、敬遠される傾向にあった紙巻きタバコは愛国的なイメージに変わり、広く男性にも受け入れられるようになったのである。

国内のタバコ小売店の窓には、戦場の兵士を背景にした紙巻きタバコのポスター広告が掛けられ、店内には、パッケージで周囲が飾られた額縁に納められた主戦場を示すヨーロッパの地図などが掲げられた。また、レジの脇には国旗で飾られた大きな樽が置かれ、現金やタバコ製品の寄付がそこに集められた。²⁵ 1918年11月、休戦条約が発効して兵士たちは徐々に帰還しはじめるのであるが、本国へ戻った彼らが、こぞって紙巻きタバコを買い求めたことは自然の成り行きであった。

Ⅲ：「新しい時代」と新しいメディア

前節で論じたように、紙巻きタバコは第一次世界大戦中に愛国心と結びつくことで、それまで敬遠する傾向にあった男性、特に兵士を中心とした若者の間で使用者を大幅に増やすことに成功した。しかしこの要因だけで、その後訪れた「新しい時代」と当時の人びとが好んで呼んだ1920年代に、紙巻きタバコが嘔みタバコや葉巻などを抜いて最も人気のある形態になったわけではなかった。第一次世界大戦以外にも、紙巻きタバコの流行に関して忘れてはならない要因として二つのことが考えられるが、それらは「戦後の社会変化」と「女性による喫煙の増加」であった。当時、タバコ会社もこれらの要因を理解しており、そのことは広告のなかで、それぞれが重要なテーマとして扱われたことに表れたのである。ここでは前者とそれに関連する広告について考察し、後者は次節で論じたい。

1920年代のアメリカ社会に訪れた変化は、大衆消費社会が成立しはじめた都市部において顕著に見られた。都市人口が農村人口を初めて上回ったこの時代、人びとの生活のテンポは、農業中心の「19世紀的アメリカ社会」でのそれとは明らかに異なっていた。特に、彼らが忙しそうに動き回る大都市では、物は浪費できても時間は貴重なものという考え方が定着していくのだが、その結果使用するのに手間隙がかかるパイプタバコや葉巻は敬遠されるようになった。また、唾液をまき散らす嘔みタバコは、多くの人が集まる都会ではたんに汚らしいというだけでなく、伝染病を蔓延させる原因にもなりうると考えられ、使用者が減少したのである。²⁶

一方、紙巻きタバコはこれらの問題が生じ難いものとして、選択されるようになった。このタバコは、産業化と都市化が進み時間の経過が速く感じられる社会に適合する「洗練された」ものとなり、また同時に、そのような社会に住む人だからこそ感じる重圧や苛立ちから生じるストレスをすばやく和らげてくれるものとして、広告のなかで語られはじめた。²⁷ 例えば、先駆的な広告会社のエアース社は、1927年のキャメルの広告に「現代を生きる人たちは、これまでに経験したことのない多忙な労働を強いられているが、彼らは賢明にもくつろぎを求めてお

り、数ある紙巻きタバコのなかでキャメルを選択している」というコピーを使用した。²⁸

また、1929年のLS広告には、当時多発していた海難事故で繰り返し人命救助を行ったことで英雄視された沿岸警備艇の艦長フライド（George Fried）が登場した。そのなかで彼は、極度の緊張状態が続く救助活動の合間、「LSが私の精神を安定させてくれた」と証言したが、このメッセージはストレスを感じていた多くの人びとの共感をえることができた。²⁹ このような時代背景を追い風に、紙巻きタバコ会社は売り上げが伸びて豊富になった資金を使い、新しい喫煙者を生み出すだけでなく、他社の銘柄を使用する喫煙者を自社製品へ切り替えさせるため、広告を積極的に活用しようとしたのである。

1920年代の広告に関して、それまで主流だった新聞や雑誌などの印刷物、そして野外看板などディスプレイ方式によるものに加え、新たにラジオによる「直接的な広告」と映画による「間接的な広告」が影響力をもちはじめたことが特徴として挙げられる。もともと無線通信の技術から生まれたラジオが、新しいメディアとして不特定多数の聴取者にサービスを開始したのは1920年11月のことで、ピッツバーグに誕生したKDKAというラジオ局が、ちょうど行われていた大統領選挙の情勢を伝えるものが最初の番組になった。

家電会社がすぐに受信機、つまりラジオを大量に生産するようになると、1920年代中頃までには、規模は小さかったが全国に放送局が誕生した。当初、家電業界や電信・電話業界などが中心になって開設されたラジオ局は、電話回線を使った放送網を作り上げ、1927年には初めての全国ネットワークとしてNBC（the National Broadcasting Company）が設立された。このような動きにともない、広告収入が伸びて財政基盤が安定しはじめたため、1920年代後半には、独立した商業ラジオ局が雨後の竹の子のように設立されるようになった。³⁰

ラジオが、生活のテンポが速くなった社会を象徴するメディアになりはじめると、紙巻きタバコ会社はこれを最大限に利用しようとしたのである。ラジオを使った最初の紙巻きタバコ広告は、1925年末にヴァージニア州リッチモンド市周辺の限られたエリアで行われた。ところで、ラジオを宣伝目的で使用するに関して最も積極的になるのが、次節で詳しく述べるAT社の社長ヒル（George Hill）だった。彼は、1928年には「大西洋から太平洋まで39のラジオ局を結んで」、自社製品——主にLS——の広告を大々的に流したのである。³¹

ラジオを使ったタバコ広告は、当初はスポットと呼ばれる番組の合間に流される短いものであったが、後にはタバコ会社が番組全体のスポンサーになることもあった。特に1930年代にAT社が提供した、流行歌を紹介する「ユア・ヒット・パレード」やクイズ番組の「インフォメーション・プリーズ」は高い人気に支えられたため、1950年代にはテレビ番組として引き継がれるのであった。また、前者では聴取者に翌週のベスト・スリーの曲を予想させ、正解者に抽選でLS50箱をプレゼントするという一種の「おまけ広告」も復活した。³²

新聞や雑誌などでの活字や写真による広告が中心の時代でも、コピーやスローガンは重視されたが、聴覚にのみ訴えるラジオ広告においては、一層重要な意味をもつものとなった。特に、スクリーンや舞台を通して人気が出ていた「スター」をラジオに登場させて、例えば「キャメルのためなら私は1マイルでも歩きます」とか、「チェスターフィールドは彼ら（喫煙者たち）を必ずや満足させます」などと生の声で語らせることが、大衆の消費行動に大きな影響を与えるものと会社は考えたのである。

そのようなラジオによる広告の有効性を示すものとして、ここでは二つのエピソードを紹介したい。第一のものは、AT社が1928年に新聞や雑誌などラジオ以外のLS広告を一定期間中止し、ラジオ広告の効果を確かめるといふ試みであった。その期間中、AT社がコピーを語らせるラジオ広告を集中的に行った結果、わずか2ヶ月間で30%近くも驚異的に売り上げを伸ばすことができた。そして、この「実験」を企画した広告会社のロード・アンド・トマス社の役員は、「ありのままに、そして恐れずに語れば、ラジオは最大の利益をもたらしてくれる広告媒体である」ことを証明したと誇らしく語ったのである。³³

ラジオを使ったタバコ広告の有効性を示す第二のエピソードは、喫煙、とりわけ年少者や女性によってなされるものに警鐘を鳴らし続けてきた反紙巻きタバコ運動の活動家が、皮肉にもその効果を認めている点である。世紀転換期、タバコ使用に反対する運動が各地で起こっていたのであるが、その標的は紙巻きタバコの場合が多かった。それは、紙巻きタバコに割安感があったこと、携行しやすく労働の合間にも手軽に使用できたこと、口紅の色に似たカラーの巻紙を使用したものもあったことなどで、この形態のタバコが主に年少者、移民労働者、女性といった、アメリカ社会の主流派に属さない人たちによって使用される傾向があったからだ。³⁴

この運動の指導者の1人であったベンソン (Allan Benson) は、1929年に出版された『素晴らしきハウスキーピング』のなかで、若い女性や子供をターゲットにした紙巻きタバコ広告が、ラジオを媒体として伝えられることに警告を発している。それによると、娘や息子の喫煙を望まない親は、「ラジオというものが、耽溺を誘う紙巻きタバコの広告を家のなかに氾濫させるべく開け放たれた恐ろしい扉」であることを認識すべきというのである。このように、ラジオ広告は非常に効果的と考えられたため、大恐慌で広告費全体が削減傾向にあった1930年代でさえ、大手タバコ会社はより多くの費用をラジオに注ぎ込んだ。³⁵

一方映画も、「間接的な広告」として紙巻きタバコの流行に貢献した。スクリーンに映像を映し出す技術が開発された19世紀末以降、映画館—— 当時は平均的な入場料が5セントであったため「ニッケル・オディオン」とも呼ばれた —— が全国に誕生し、無声であり安価であったため、映画は英語が理解できない移民労働者が楽しめる娯楽になった。その後、有声映画が登場した1920年代中頃以降、中産階級の市民にもこの娯楽は広がり、アメリカ人が平均して

週に1回は映画館へ足を運ぶほど流行したのである。³⁶

映画による紙巻きタバコの間接的な広告とは、言うまでもなく喫煙シーンによってなされたのであるが、これはすでに述べた第一次世界大戦中に負傷した兵士の喫煙する姿が報道された時と同様に、メッセージ性をもつものであった。ただし、戦場では主に愛国心が表象されたのであるが、映画では格好のよさが第一に伝えられるものになった。もともと無声映画の時代には喫煙シーン自体が少なく、それでもそのような場面があれば、行為は主に「悪漢や不道徳な人物」によるものだった。これに関連してしばしば引き合いに出されるのが、1915年にバラ (Theda Bara) が主演を演じた『カルメン』であり、タバコ工場で働くカルメンは、男を手玉にする妖婦として描かれていた。当時、紙巻きタバコ業界は、映画のなかでタバコが悪女と結びつけられることに対して、否定的なイメージを生み出す不公平な扱いであると抗議したほどであった。³⁷

しかし、タバコ業界には映画を効果的な広告媒体と考えた人物もおり、AT社の広告部門を担当したバーネイズ (Edward Bernays) はその1人だった。彼は精神医学者フロイト (Sigmund Freud) の甥で、ウィーンに生まれた翌1892年に両親に連れられてアメリカへやってきた。コーネル大学を卒業したバーネイズは、第一次世界大戦中は政府の「広報委員会」 (the Committee on Public Information) に勤務しており、そこで情報伝達の技術や世論操作の方法などについて学んだ。余談だが、皮肉にも彼は晩年に「喫煙と健康に関する行動隊」 (Action on Smoking and Health) という反喫煙組織に入り、理事を務めながら反タバコの活動を積極的に行ったのであった。

バーネイズは「プロダクト・プレイスメント」という業界用語が使われる以前から、喫煙シーンが販売促進につながることを確信しており、主役を務めるスターにタバコを吸わせるよう映画関係者へ働きかけた。³⁸ 彼は、映画制作者や監督に向けて匿名で書いた小論のなかで、「無声映画でもトーキーでも、紙巻きタバコは重要な役割を演じるようになった。それは1本の短いタバコが、長い台詞を代弁することができるからだ」と語っている。³⁹

実際、紙巻きタバコは映画のなかで、例えばギャンブラーが大金を賭けて負けた瞬間に、「震える指からタバコを床の上に落とせば、その落胆の大きさを表現すること」ができた。また、登場人物が「紙巻きタバコをすばやく取り出して火をつけ、慌ただしく動き回りながら続けざまに吹かしたり、……少し吸っては捨てて、すぐにまた新しいものに火をつける」ことで、不安や苛立ちを感じるその人物の心理状態を表せたのである。⁴⁰ 一方で、そのように苛々していた人が、喫煙によって徐々に落ち着きを取り戻すシーンは、タバコには鎮静作用があるというメッセージを送ることもなった。

このように、登場人物のさまざまな感情を表現することができたため、紙巻きタバコは映画

のなかで不可欠な小道具になったのである。それと同時に、出番が増えた紙巻きタバコは、業界関係者が望んだように、必ずしも嫌われ者と結びつくものではなくなった。ある調査によると、1920年代末から30年代初めにかけて、映画で主役を演じるヒーローの65%には喫煙シーンがあり、他方喫煙する悪漢は22.5%と立場は逆転した。ちなみに、スクリーンに登場する女優の場合、喫煙する30%が「良い」キャラクターで、悪女の喫煙は2.5%のみであった。⁴¹

このような変化に対して、反紙巻きタバコ運動の活動家たちは、喫煙するのは以前のように「評判の悪い落後者」だけにしよう求めたが、ヘイズ (Will Hayes) が長を務める映画制作および配給会社で組織する規制委員会は、それを拒絶したのである。⁴² 映画のなかで、主役が行う喫煙が垢抜けした格好のよい行為であるという印象を生み出すようになった結果、男性だけではなく次節で論じる女性に対しても、少なからず影響を与えたと考えられる。

IV：女性をターゲットにした広告

1920年代に、紙巻きタバコが他の形態のタバコを抜いて最も消費されるようになった要因として、これまで第一次世界大戦と戦後の社会変化を、それぞれ広告との関連で論じてきた。ここでは、第三の要因である女性による喫煙の増加と、それを巧みに誘う広告について考察してみたい。この時代、紙巻きタバコ会社はさらなる発展のため、そして他社との競争に勝利するため、それまでタブー視されてきた女性をターゲットにする広告戦略をとるようになった。

そもそもアメリカ社会では、19世紀中頃以降、女性がタバコを自由に嗜めない風潮が支配的になった。これは、産業化が進む過程で、男女それぞれにはいるべき「領域」^{スフィア}が存在するという考え方が、定着していったことと無関係ではなかった。つまり、男性は家庭の外にある職場で仕事に従事することで経済的に一家を支え、一方女性は家庭にとどまり家事と育児に専従すべきという考え方が、特に社会を支配した男性を中心に信奉されていたのである。この考え方に呼応して生まれたのが、「ヴィクトリア時代の道徳観」と呼ばれる女性には息苦しい生活規範で、彼女たちには家庭を守り子どもを立派に育てるため、「伝統的な道徳律の守護神」として「純真、健康、清潔、そして禁欲」を尊ぶ人格が強く求められた。⁴³ その結果、喫煙は飲酒やギャンブルなどとともに、そのような「貴婦人」^{ミレディ}にはふさわしくない不道徳な行為と見なされたのである。

しかし、国民に不自由な生活を強いた第一次世界大戦の終結とともに、女性を縛りつけていたそのような道徳観は公然と否定されはじめ、「フラッパー」と呼ばれる因習からの解放を求めて積極的に行動する若い女性が登場するようになった。彼女たちは、服装（露出部分の大きな軽装）、髪型（ボブヘア）、化粧（真っ赤な口紅やアイシャドウなど）に大胆な変化をもたらしただけでなく、喫煙などそれまでタブー視されていた行為を人目を憚ることなく行い、

「ジャズエイジ」とも呼ばれた1920年代に存在感を示した。

この時代、人前でタバコを使用する女性の姿は確かに目立ちはじめたが、それでもそのような女性は全体から見ればまだ少数派だった。少しばかりの罪悪感を感じながら内緒で喫煙したり、また喫煙に興味をもちながらも躊躇していた女性も少なくなかったのである。そこで、タバコ会社にとって必要だったのが、古い道徳観による呪縛からの解放を象徴するものとして、女性に自ら紙巻きタバコを勧めてもらうことであった。タバコ会社は、女性を広告に登場させることによって、喫煙が男女の区別なく社会に受け入れられる「アメリカ人の生活様式」になってきていることを、強く印象づけようとしたと考えられる。⁴⁴

先ほども触れたように、女性のタバコ使用が長いあいだタブー視されてきたため、彼女たちをターゲットにした広告を行うことについては、タバコ会社は「おおむね慎重であった」。⁴⁵特に、女性を広告に登場させること、ましてやその人物に火のついたタバコを指の間に挟ませることに関しては、世紀転換期に活発化した反紙巻きタバコ運動の標的にされることを恐れたタバコ会社は逡巡していた。しかし、そのようなタブーも壊されはじめたのである。

そもそも、タバコ広告に女性が登場するようになったのは19世紀後半からだったが、第1節で触れたシガレット・カードと同様に、それはあくまでも男性の購買意欲を高めることを目的としており、女性をターゲットにしたものではなかった。少なくともタバコ会社は、そのように説明してきた。雑誌やポスターのタバコ広告に登場する女性は、それを使用することもなく「背景の一部になるか、……男性にタバコを勧めている」というものがほとんどであった。さらに、彼女たちは一見して「普通の女性」ではない、例えば売春婦や踊り子を連想させるように描かれる場合が多く、「例外的な女性」である点を強調することによって、タバコ会社は批判をかわそうとしたのである。⁴⁶

世紀転換期以降、トルコを中心とした西アジア産の葉を使用する紙巻きタバコ——例えばロリロード社製の「ムラード」、「ヘルマー」、「エジプシャン・ディーティーズ」など——が出回ったこともあり、ハレム・パンツをはきシルクの布を顔に巻く東洋人風の女性が、しばしば広告のなかで描かれていた。これもまた、遠く離れた「異国の女性」を登場させることで、「アメリカ人女性」に喫煙を勧めているのではないとするタバコ会社の自己防衛のための戦術であった。しかし、市場占有率の低い銘柄を製造するタバコ会社は、生き残りをかけて女性へのあからさまな働きかけを、徐々に解禁せざるをえなくなっていくた。

ニューヨーク市に本拠を置いていたソウター・タバコ会社は、1916年に行った「ラ・タウアカー」という紙巻きタバコの広告で、シルクを身に纏った女性の指に1本のタバコを挟ませた。また、1919年のヘルマーの広告では、ロリロード社は薄布を頭に巻いた女性の唇にタバコをくわえさせた。⁴⁷ これらのタバコに火はついていなかったものの、当時とすれば大胆な描写と

言えるものであった。

その後1920年代中頃になると、異国風の女性ではなくアメリカ人を連想させる白人女性が登場することで、より直接的な広告になっていった。例えば、1926年に三大銘柄の一つだったチェスターフィールドの広告にそのような女性が登場し、月明かりのもと男性と一緒に座っているというロマンティックなセッティングで、喫煙する男性に女性が「お願い、私に煙を吹きかけて」と懇願するものがあった。これは、女性に直接喫煙させることのリスクがいまだ大きいと考えられた時期にあつて、一定のシェアをもつチェスターフィールドを製造するL&M社が、「間接的な喫煙」というより刺激の少ない表現を選択したものと考えられる。

さらに、翌1927年に当時はまだ小企業だったフィリップ・モリス社は、一步踏み込んで火のついたタバコを口ではなく指に挟んだ女性を描いた「マルボロ」の広告を行った。この銘柄は、1954年に男性向けに切り替えられ、60年代には大自然のなかを馬で駆けめぐるカウボーイをイメージした「マルボロマン」を登場させたことで成功したが、当初は女性を対象にした銘柄として販売された。そこでは、「一度吸ってみれば、女性はすぐにその味の違いに気がつく」や「5月のようにかろやか」などのフレーズとともに火のついたタバコをもつ女性が登場したのであるが、広告は短期間で、それも影絵であったこともあり、大きな反響を呼ぶまでにはいたらなかった。⁴⁸

このように、女性をターゲットにした広告がより大胆になるなかで、1920年代後半に行われた一連のLS広告は注目に値する。その広告に登場する女性は、喫煙はおろか火がついていないタバコさえもつこともなかったが、明らかに女性を対象としたメッセージを伝えようとしたのである。すでに述べたように、女性に向けた広告は以前から行われており決して新しいものではなかったが、このLS広告ではメッセージとその伝え方に工夫が見られた。それを主導した人物は、1925年に父親の死後AT社の経営を任されるようになったヒルであり、彼は紙巻きタバコ業界繁栄の礎を築いたデュークと同様に、広告を最大限重視した経営者だった。

LSは、確かに三大銘柄の一つではあったが、長年キャメルに遅れをとっていたことはすでに触れた通りである。社長に就任したヒルは、例えば2匹の飼い犬をそれぞれ「ミスター・ラッキー」そして「ミセス・ストライク」と名づけたり、自らが運転するロールスロイスの窓にたくさんのパッケージを吊して走り回ったりした。広告は、「十字軍の遠征隊が見せた宗教的情熱と同等のもの（情熱）」をもって行われるべきという信念が彼にはあった。⁴⁹ 売り上げの逆転を狙ったヒルは、広告会社ロード・アンド・トマス社の社長で、「近代アメリカ広告業の父」と呼ばれたラスカー（Albert Lasker）やバーネイズをパートナーに迎え、例えば1928年にはLS広告に1,200万ドルを超える多額の資金を注ぎ込むなど、積極的な宣伝活動を行ったのである。⁵⁰

ヒルは、ラスカーやバーネイズたちから助言を受けながら、まず「香ばしく煎られたタバコ」というフレーズを使って、LSが香り高いタバコであることを訴える広告を始めたが、販売量の大幅な増加にはつながらなかった。そこで彼らは、女性を対象にしたメッセージを三種類考案し、それらを順次伝えようとしたのである。一つ目のメッセージは、紙巻きタバコが女性解放を象徴する「自由の松明」^{トーチ・オブ・フリーダム}であるというもので、これは特に男女平等社会の実現を願う進歩的な女性たちに向けられたものだった。⁵¹

女性による人前での喫煙を否定的に眺める人がいまだ少なくない時代ではあったが、ヒルたちは当時のパッケージカラーと同じ緑色の服に身を包んだ若い女性が、喫煙しながら集団でニューヨーク市の五番街を行進するというパフォーマンスを、復活祭パレード^{イーニスター}で行わせた。彼らが期待したように、その奇抜な行進は新聞で取り上げられたが、反応は賛否に分かれた。保守的な女性クラブの人たちは、公衆の面前での喫煙を認めない社会規範の崩壊を憂い、一方女性解放を叫ぶ人々からは、堅苦しい因習を打ち破ろうとする勇気ある行動として賞賛の声が上がった。⁵²

二つ目のメッセージは、LSが喉を痛めない健康的なタバコであるというもので、これは、ラジオや映画などで広く知られるようになった「スター」によって語られる、いわゆる「証言広告」^{テストイモニアル}の形式でなされることが多かった。例えば『ニューヨーク・タイムズ』紙などに、女性オペラ歌手のシューマン=ハインク (Ernestine Schumann-Heink) や女優のリード (Florence Reed) の登場する広告が、1927年に載せられた。そのなかで彼女たちは、あたかも自らが体験したかのように、LSは「喉に対して鎮静効果がある」とか「喉をひりひりさせることはない」などと「証言」したのである。この種の広告に女性として初めて登場したシューマン=ハインクは、1,000ドルの出演料を得たが、これが原因で本業のオペラ歌手としての仕事が大幅に減ってしまった。そのため、彼女は広告への出演契約を解除しただけではなく、その後はLSの鎮静効果を否定し、さらには喫煙そのものにも反対する立場をとるようになったのである。⁵³

LS広告が女性に伝えようとした三つ目のメッセージは、この紙巻きタバコを喫煙することがスリムな体型に結びつくことを仄めかすもので、スタイルの良い女性に「お菓子の代わりにLSを手にとろう！」と言わせる広告は、実際に大きな話題となった。そもそもこのメッセージの背景には、女性ファッションの変化があった。フラッパーと呼ばれた女性たちは、ペチコートやコルセットなど体を締めつける下着の上に全身を覆うボリュームのある服装からの「解放」を求め、世紀転換期にかけて流行してきた丈の短いスカートなど露出部分の多い軽装を好むようになった。

雑誌『ライフ』は、1920年代中頃に風刺漫画家のヘルド (John Held Jr.) が描くフラッパー

——凹凸の少ない痩せた若い女性のイメージ——のイラストを繰り返し表紙に採用し、そのようなファッションを広めることに貢献した。バーネイズもまた、「スリムな体型をしたモデルの写真を何百枚も雑誌社や新聞社に送る」ことで、この流れを加速させようとした。このようなファッションの変化の延長線上に紙巻きタバコを位置づけようとしたのがLS広告だったのである。人口の半分を占める女性に対して、「痩せていることが美しいという価値観や信仰を利用して「喫煙を」巧みに誘う」LS広告は、大きな需要を創造することが求められた大衆消費社会に合致するものであった。⁵⁴

ヒルは、「お菓子の代わりに……」のコピーを思いつくきっかけになったエピソードを、『フォーチュン』誌のなかで次のように説明した。それは、ある夏の日にニューヨークの街を車で帰宅する途中、彼は体格の良い女性がお菓子を食べながら交差点付近に立っている姿を眺めた直後、近づいてくるタクシーのなかで長いホルダーを使って紙巻きタバコを吸うスリムで魅力的な女性を見つけたというのであった。⁵⁵

この雑誌記事の信憑性は別にして、スリムであることが女性の「美」に不可欠な要素であると訴える広告が、美しくなりたいと願う女性の心理を巧みにつけた点は否定できない。ちなみに、「お菓子の代わりにLSを手にとろう！」(Reach for a Lucky instead of a Sweet.)という言葉が、実は1891年にピンカム (Lydia Pinkham) によって考案され、体重を気にする健康志向の消費者に対して使われた「お菓子の代わりに野菜を食べよう！」(Reach for a Vegetable instead of a Sweet.)の二番煎じであったことは、しばしば語られる事実である。⁵⁶

一方、菓子業界や砂糖業界は、この広告が目ざればされるほど、売り上げの落ち込みを危惧して敏感に反応せざるをえなくなった。「全国菓子製造業者協会」(the National Confectioners Association) は、訴訟を起こすために「防衛組織」を結成したり、反撃するためシカゴ市の保健長官を務めたこともあるバンダセン (Herman Bundesen) 医師に、「食物としてのキャンデーの有要性」という小冊子の作成を依頼したほどだった。そのなかで、「あなたはキャンデーを食べながらも気持ちよく痩せられる」という書き出しで始まる反論がなされ、キャンデーはタバコよりも「健康的」であるというキャンペーンが雑誌などを使って行われたのである。⁵⁷

また、ニューヨーク市にあるキャンデー専門のチェーン店は、「紙巻きタバコがキャンデーに取って代わるなどとは誰にも言わせてはいけない。それ(紙巻きタバコ)は扁桃腺を腫らし、体内すべての器官にニコチンによってダメージを与え、血液を蒸発させる。……つまり、このタバコはあなたを入れた棺桶の蓋に打ち込む釘になる」などと書かれたビラを配布し、反タバコ・キャンペーンを行った。さらに、当時アメリカ国内で消費される砂糖の原料(サトウキビ)を生産していたキューバ、プエルトリコ、フィリピンも態度を硬化させ、LSをそれぞれの島から締め出そうとしたのである。⁵⁸

これに対してヒルは、「お菓子」の前にあからさまに「体重増加を招く」という意味の形容詞“fattening”をつけることを提案し、菓子業界をさらに挑発しようとした。実際に彼は、女優のタルミッジ (Constance Talmadge) を登場させて、「ひとたびLSに火をつければ、あなたは体重を増やすお菓子を思い出すことは絶対にありません」と言わせた。⁵⁹「シガレット=キャンデー戦争」と呼ばれたこのような応酬が話題になり、メディアがさかんに取り上げたため、多くの人びとはそれらの文言を記憶することになった。

その後、一定の宣伝効果は現れていると判断したヒルたちは少し軟化し、コピーから「お菓子」を削除して「代わりにLSを手にとろう！」(Reach for a Lucky instead.)という少し穏健なものに変えた。もちろん、タバコの減量効果を仄めかすことを止めたわけではなかった。それは、その後の広告での、例えば登場する人物の横顔と幾分ずらして黒く塗りつぶしたその人の陰を重ね合わせた構図にも現れた。そこに「あなたの^{フューチャー・シャドウ}未来の陰」として描かれているのは二重顎の丸みをおびたシルエットで、それは「このよう(二重顎)になりたくなければ、あなたはLSを吸えばよいのです」というメッセージを伝えるものだった。

最終的にこの「戦争」を終わらせたのは「連邦取引委員会」(the Federal Trade Commission)であった。この委員会は、1914年に連邦政府内の各省から独立する形で設立された連邦機関で、もともと独占などによる不公正な商取引を監視する役割を担っていたが、後に消費者保護の立場から、欺瞞的な広告への対応も職務権限として加えられた。その連邦取引委員会が、1930年に「紙巻きタバコの喫煙によって体重を抑制することができる」というメッセージを、たとえ仄めかす程度であっても、根拠が示されないまま広告に使用しないよう勧告したのである。しかし、「伝説的な」LS広告の効果は、すでに絶大なものとなっていた。ヒルがAT社の社長に就任した時点では、三大銘柄のなかでシェアが最も低かったLSが、1929年には長年第一位の座にあったキャメルにほぼ並び、翌年ついにその牙城を崩したのである。⁶⁰

同じ頃、女性の解放や体重抑制効果などのメッセージを伝える広告がLS以外の銘柄でも行われるようになり、それらが女性たちの興味を紙巻きタバコに向けさせたことは、喫煙率上昇の一因になったと考えられる。当時、体系的な喫煙率の調査は行われていなかったが、タバコ会社が発行した業界誌などにはいくつかの推定値が散見された。それらを見ると、1924年のアメリカ人女性の喫煙率は5～6%であったものが、1929年には12～16%まで上昇したと推定される。その後、1935年に『フォーチュン』誌によって初めて信頼できる調査が行われた。それによると、農村地帯に住む女性の喫煙率は8.6%であったのに対し、人口10万人以上の都市に居住する女性のそれは40.2%と高く、全国平均は18.1%になるなど、女性の喫煙率は1920年代以降大きく上昇したのであった。⁶¹

おわりに

第一次世界大戦が終結する頃から、アメリカでは必需品だけではなく嗜好品を含めた多様な製品が大量に生産されるようになったため、消費者はどれを手に入れるべきかで迷うことがしばしば起こった。そこで求められたのが、彼らに「購入すべき物を教える販売促進の手段」であった。⁶² もともとそれは、特定の商品に対する需要を人為的に創造することを目的にしており、これが実現して初めてその商品の大量生産が可能になるのであった。言うまでもなく、その手段とは効果的な広告のことであり、これなくしては、大衆消費社会があれば短期間に成立することはなかったと考えられる。

そのような広告の重要性を、最もよく示したものが紙巻きタバコである。人びとが、日常生活を送る上で不可欠なものとは考えられていなかった紙巻きタバコが消費を伸ばし、先行する他の形態のタバコを抜いて流行していく過程で、広告が果たした役割の大きさは誰もが認めるところである。本稿において考察してきたように、1910年代以降紙巻きタバコが消費文化を担う商品になっていった要因として、第一次世界大戦、産業化と都市化の進展をとともなう戦後の社会変化、そしてフラッパーに象徴される古い道徳観からの解放を求める女性たちの存在があった。実際、紙巻きタバコ広告はこれらの事象を巧みに利用すべく考案され、その売り上げを伸ばすことに貢献したと言える。

地域ブランドが主流であった他の形態がすべて製造量を減らすなかで、AT社による独占の解体後、全国ブランド化が進められた紙巻きタバコは、その後も着実に製造量を増やし続けたのである。1920年に成人1人が喫煙した紙巻きタバコは665本だったが、1930年には1,485本、1940年には1,976本、そして1950年には3,552本へと増加した。

確かに、このような消費の拡大に関して、広告がどの程度の影響を及ぼしたのかを明確に論じることはできない。しかし、今も述べたように、生活の必需品ではなかった紙巻きタバコが売上げを大きく伸ばした背景として、RJR社やAT社のような大手タバコ会社が、社会のさまざまな変化を敏感に感じ取りながら、人びとに自らが作る製品を購入するように働きかける広告を、他の形態のタバコでは見られないほど多額の費用をかけて専門的に行ったことは、見逃されてはならない事実であった。

注

- 1 通常「広告」とは、テレビやラジオ、そして近年ではコンピュータを含む電波機器、新聞や雑誌などの印刷物、さらにはネオンサインや野外看板のようなディスプレイ方式のものを使って、商品の販売を促進するため人びとにその商品を認知させることを意味する。し

- かし本稿では、これらのもの以外にも、例えば製品の無料配布とか景品をつけること、さらにはイベントの後援など幅広い販売促進活動^{プロモーション}も、広告に含まれるものとする。
- 2 Gerard S. Petrone, *Tobacco Advertising: The Great Seduction* (Atglen, Pa.: Schiffer Publishing Ltd., 1996), 116.
 - 3 Alfred Chandler, *The Visible Hand* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1977), 289ff.
 - 4 デュークより前にタバコ広告を積極的に行った人物として、同じノースカロライナ州ダーラムで主にパイプ用刻みタバコを製造していたW. T. ブラックウエル商会の共同経営者の1人カー (Julian Carr) がいた。彼は1866年に売り出した「ブル・ダラム」という銘柄を売り出す広告としてさまざまなことを行った。新聞の広告欄を買い取ったこと以外に、ユニークな広告としてノース・カロライナ大学の卒業式の後援があった。それには、卒業式の当日に来客をホテルから大学へ送迎するために側面に「ブラックウエルのブル・ダラムを！」と書いた無料馬車を仕立てたり、式の終了後にバーベキュー・パーティを開いて彼らを招待することなども含まれた。Petrone, 19, 34 & 66; Nannie M. Tilley, *The Bright-Tobacco Industry 1860-1929* (New York: Arno Press, 1972), 549f.
 - 5 Washington Duke to J. B. Duke, October 17, 1894 in Benjamin N. Duke Papers; Petrone 54.
 - 6 Tilley, 558; Robert K. Heimann, *Tobacco and Americans* (New York: McGraw-Hill Book Company, 1960), 213.
 - 7 Robert Rabin and Stephen Sugarman (ed.), *Regulating Tobacco* (New York: Oxford University Press, 2001), 92; Petrone, 57.
 - 8 Richard Kluger, *Ashes to Ashes: America's Hundred-Year Cigarette War, the Public Health, and the Unabashed Triumph of Philip Morris* (New York: Vintage Books, 1996), 18.
 - 9 David L. Hudson Jr., *Smoking Bans* (Philadelphia: Chelsea House Publishers, 2004), 86-87.
 - 10 Jordan Goodman, *Tobacco in History: The Cultures of Dependence* (London: Routledge, 1993), 101-102; Petrone, 65-66 & 104.
 - 11 Patrick G. Porter, "Advertising in the Early Cigarette Industry: W. Duke, Sons & Company of Durham," *North Carolina Historical Review* 69 (1971), 41.
 - 12 U. S. Bureau of Corporations, *Report of the Commissioner of Corporations on the Tobacco Industry* III (1915), 165; Petrone, 108.
 - 13 U. S. Bureau of Corporations, 2.
 - 14 Richard B. Tennant, *The American Cigarette Industry: A Study in Economic Analysis and Public Policy* (New Haven, Conn.: Yale University Press, 1950), 25.

- 15 Allan M. Brandt, *The Cigarette Century: The Rise, Fall, and Deadly Persistence of the Product that Defined America* (New York: Basic Books, 2007), 54.
- 16 *New York Times*, May 24, 1890; Goodman, 103.
- 17 Joseph C. Robert, *The Story of Tobacco in America* (New York: Alfred A. Knopf, 1952), 232.
- 18 Tennant, 76-78.
- 19 Kluger, 57.
- 20 John C. Burnham, *Bad Habits: Drinking, Smoking, Taking Drugs, Gambling, Sexual Misbehavior, and Swearing in American History* (New York: New York University Press, 1993), 94; Tennant, 78.
- 21 Goodman, 105.
- 22 Robert E. Goodin, *No Smoking: The Ethical Issues* (Chicago: The University of Chicago Press, 1989), 125.
- 23 第一次世界大戦中、タバコ会社は政府が戦費を調達するために発行した「自由国債」^{リバティ・ゴールド}を積極的に購入することで愛国心を示そうとした。AT社は620万ドル、L&M社は300万ドル、ロリロード社は250万ドル、RJR社は100万ドルの国債をそれぞれ購入した。Cassandra Tate, *Cigarette Wars: The Triumph of "the Little White Slaver"* (New York: Oxford University Press, 1999), 87.
- 24 Elizabeth M. Whelan, *A Smoking Gun: How the Tobacco Industry Gets away with Murder* (Philadelphia: George F. Stickley Co., 1984), 50; Burnham, 94.
- 25 Tate, 86; Petrone, 190.
- 26 Roland Marchand, *Advertising the American Dream: Making Way for Modernity, 1920-1940* (Berkeley, Cal.: University of California Press, 1985), 100; Michael Schudson, *Advertising, the Uneasy Persuasion: Its Dubious Impact on American Society* (New York: Basic Books, Inc., Publishers, 1986), 198ff.
- 27 *New York Times*, September 24, 1925.
- 28 Jackson Lears, *Fables of Abundance: A Cultural History of Advertising in America* (New York: Basic Books, 1994), 181-182.
- 29 このように「証言」したフライド艦長だが、通常はLSではなくロリロード社製の「オーールド・ゴールド」を吸っていたことが判明して話題になった。Marchand, 99-100.
- 30 Alan Brinkley, Frank Freidel, Richard Current, and T. Harry Williams, *American History: A Survey* (8th ed.) (New York: McGraw-Hill, Inc., 1991), 707.

- 31 The United Cigar Stores, *Tobacco*, September 20, 1928, 21.
- 32 Whelan, 60.
- 33 Marchand, 107.
- 34 20世紀への転換期における反タバコ運動については、拙稿「アメリカ合衆国における初期反タバコ運動——社会文化的秩序の維持をめざして——」『地域文化研究』第30巻, (2004), 51-81を参照されたし。
- 35 Allan Benson, “Smokes for Women,” in *Good Housekeeping* (New York: August, 1929), 194; Robert, 260.
- 36 Alan Brinkley et al., 707; 常松洋『大衆消費社会の登場』(山川出版社, 1997), 72-73頁; 有賀夏紀『アメリカの20世紀』(上) (中央公論新社, 2002), 31-32頁。
- 37 Tate, 137.
- 38 Whelan, 56-57. 「プロダクト・プレイスメント」(Product Placement) とは、映画やテレビの中で、登場人物に宣伝したい物を使わせるという手法で、現在では効果的な広告として広く行われている。ただし、喫煙や飲酒などの場面に対して、それに反対する組織や個人から苦情が寄せられることは珍しくない。
- 39 Allan M. Brandt, “Engineering Consumer Confidence in the Twentieth Century,” in Sander L. Gilman and Zhou Xun (eds.), *Smoke: A Global History of Smoking* (London: Reaktion Book Ltd., 2004), 341.
- 40 Ibid., 342; Whelan, 75-76.
- 41 Edgar Dale, *The Content of Motion Pictures* (New York: Macmillan Company, 1935), 171f; Burnham, 98.
- 42 Jesse Gehman, *Smoke over America* (East Aurora, New York: The Roycrofters, 1943), 60.
- 43 Andrew Sinclair, *Prohibition: The Era of Excess* (Boston: Little, Brown and Company, 1962), 53; Carl N. Degler, *At Odds: Women and the Family in America from the Revolution to the Present* (New York: Oxford University Press, 1980), 283; Kenneth A. Yellis, “Prosperity’s Child: Some Thoughts on the Flapper,” *American Quarterly* XXI Spring 1969, 46.
- 44 Agnes D. Hays, *Heritage of Dedication: One Hundred Years of the National Woman’s Christian Temperance Union 1874-1974* (Evanston, Illinois: Signal Press, 1973), 134-35; Jordan Goodman, (ed.), *Tobacco in History and Culture: An Encyclopedia* (Farmington Hill, Michigan: Charles Scribner’s Sons, 2005), Vol. 1, 17.
- 45 Michael Schudson, “Women, Cigarette, and Advertising in the 1920s,” in Catherine Covert

- and John Stevens (eds.), *Mass Media between the Wars: Perceptions of Cultural Tension, 1918-1941* (Syracuse, New York: Syracuse University Press, 1984), 77.
- 46 *The Christian Century*, December 18, 1929; Dolores Mitchell, "Women and Nineteenth-Century Images of Smoking," in Sander L. Gilman and Zhou Xun (eds.), *Smoke: A Global History of Smoking* (London: Reaktion Book Ltd., 2004), 294.
- 47 *Tobacco*, December 14, 1916, 30.
- 48 Tate, 106.
- 49 Albert D. Lasker, *The Lasker Story, as He Told It* (Chicago: Advertising Publications, 1963), 5.
- 50 その内訳は、新聞に \$ 6,500,000, ビルボードに \$ 3,000,000, 雑誌に \$ 1,200,000, 小売店への補助に \$ 1,000,000, ラジオに \$ 600,000であった。Reavis Cox, *Competition in the American Tobacco Industry 1911-1932* (New York: AMS Press, 1968), 227.
- 51 David Kessler, *A Question of Intent: A Great American Battle with a Deadly Industry* (New York: Public Affairs, 2001), 274.
- 52 Whelan, 62; Brandt, *The Cigarette Century...*, 84-85.
- 53 *New York Times*, February 2, 1927 & December 2, 1927; Whelan, 57.
- 54 Brandt, *The Cigarette Century...*, 81.
- 55 *Fortune*, December, 1936.
- 56 Robert, 238.
- 57 Brandt, *The Cigarette Century...*, 73-74.
- 58 *New Republic*, February 13, 1929, 343-45; Whelan, 62.
- 59 Robert Sobel, *They Satisfy: The Cigarette in American Life* (Garden City, New York: Anchor Books, 1978), 101.
- 60 Juliann Sivulka, *Soap, Sex, and Cigarette: A Cultural History of American Advertising* (Albany, New York: Wadsworth Publishing Company, 1998), 168-69. また、ロリロード社は話題になったシガレット=キャンデー戦争に便乗して、1925年に発売したばかりの「オールド・ゴールド」を売り込むために、「チョコレートを食べ、オールド・ゴールドにも火をつけ、両方を楽しもう！」というコピーを使用した。これをラジオでも流したほか、ヘルドと契約してフラッパーを描いてもらい、それを使ったポスター広告を積極的に行った結果、オールド・ゴールドは新しい銘柄が進出し難い紙巻きタバコ市場において、1930年に7%のシェアを獲得して、三大銘柄に次ぐ売上げ第4位になるという「快拳」を成し遂げた。Kluger, 72-73.

岡本 勝

61 Roberta G. Ferrence, *Deadly Fashion: The Rise and Fall of Cigarette Smoking in North America* (New York: Garland Publishing, Inc., 1990), 41; Tennant, 136.

62 Brandt, *The Cigarette Century...*, 78.

History on the Relation of Cigarette Popularity and Advertising in 1920s America's Consumer Society

OKAMOTO Masaru

At the turn to the 20th century in the United States, less than 2 percent of all tobacco leaves was processed to cigarettes, whereas 44 percent to plugs. The 1920s, however, witnessed the growing popularity of cigarette smoking throughout the country. Basically there were three reasons why cigarettes became the most popular type of tobacco products during the decade: the First World War, the progress of industrialization and urbanization, and increase in female smokers.

Before WWI cigarettes were regarded as an effeminate tobacco and not so popular that only minors and females tended to use them. Most adult male tobacco users preferred to chew plugs, or smoke cigars or pipes. During WWI many states had laws to prohibit from manufacturing and selling alcoholic beverages, while Congress had passed and sent a national prohibition bill (the Eighteenth Constitutional Amendment) to all 48 states for ratification. Government and people, therefore, sent a lot of cigarettes rather than liquors as a comfort to American soldiers in the European battlefields. Cigarettes were the quickest and easiest type to be handled among all tobacco products. It was natural for many young men to take to using cigarettes as a patriotic item.

Unlike "19th century American society," everything moved faster and people were forced to think of "time" to be more precious early in the 20th century. Time saving, consequently, became an important concept for many working people especially in the metropolitan areas. Both pipe tobaccos and cigars were not quickly handled to use, while plugs were not suitable and hygienic in the congested area of cities. Cigarettes were free from these problems.

When the Nineteenth Constitutional Amendment (women's suffrage) took effect in 1920, many suffragettes and other progressive women also advocated their equal rights with males.

Smoking became a symbolic behavior for young bohemian women, because it had long been regarded as a bad habit for ladies in the strict customs of "Victorian morality." On the other hand, men had enjoyed themselves by using tobacco products freely. Under such circumstances many women began to smoke more openly during the 1920s.

Cigarette companies took advantage of these phenomena when they advertised their products. Shortly after American troops were dispatched to Europe, the companies donated a lot of cigarettes and handed them to soldiers. Photographs of smoking by wounded soldiers were particularly influential, transforming cigarettes from "an effeminate tobacco" to patriotic one. In 1929 the American Tobacco Company asked a famous captain, George Fried of the U.S.S. *America*, to "testify" a positive effect of smoking a *Lucky Strike* when he successfully finished his rescue-at-sea mission, saying the cigarettes "had enabled me to maintain nerve control." The company also advertised their products as "a torch of freedom" for women and as a substitute for a fattening sweet, saying "Reach for a Lucky instead of a sweet."

In this paper I would like to examine why cigarettes became most popular among all tobacco products in the 1920s. Unlike automobiles and household electric appliances, which had basic values for human life, cigarettes were like table luxuries even without which people could live. Cigarettes, however, came to be thought of as the most typical product in emerging consumer society where advertising played an indispensable role in enhancing their sales. What kind of advertising cigarette companies adopted to enhance sales would also be discussed in this paper.

アメリカにおける国際競争力と対外経済政策の関連について¹

谷花佳介

1. はじめに

本稿において、われわれはアメリカの国際競争力と対外経済政策との関連について考察を行う。とくに1970年代以降のアメリカが抱える国際競争力に関する問題と、それへの対応について論じる。

1990年代以降、経済のグローバル化は中本（2007）が指摘しているようにアメリカがその進展を主導している性格が濃厚である。とりわけ旧ソ連が崩壊した1990年代初頭以降、ヒト、モノ、カネの移動の自由化ならびにその世界的展開が経済成長の原理として唱導されるに至った。1990年代のアメリカ経済は1970年代以降の不振から脱却し、「ニューエコノミー」と表現される経済成長を達成した。Council of Economic Advisors（2001）では、この「ニューエコノミー」は急速な生産性成長、賃金の上昇および低インフレ・低失業等からなる経済成果として定義され、技術革新、企業経営様式の変化ならびに経済政策が相互に結びついたものとして認識されている。すなわち技術革新面では、とくに情報通信技術に代表される技術の高度化はアメリカにおける経済成長の原動力になり得たとされ、企業経営では、UNCTAD（2004）が述べるサービスのいわゆる貿易可能化（The Tradability of Service）²が生じ、そのことが企業の多国籍展開を後押しすることとなった。一方で経済政策の観点では、アメリカ国内では財政規律を維持しつつ資本投資ならびに人的資本育成に注力したこと、同時に対外的にはアメリカ経済ならびに世界市場の開放に向けその枠組み作りに努めたことがあげられている。こうしたアメリカ政府の認識は、「ニューエコノミー」の背景に情報通信技術をはじめとした新技術の活用、成果と同時に経済政策の後押しならびにアメリカ経済の成長を世界経済に結びつけている点にある。

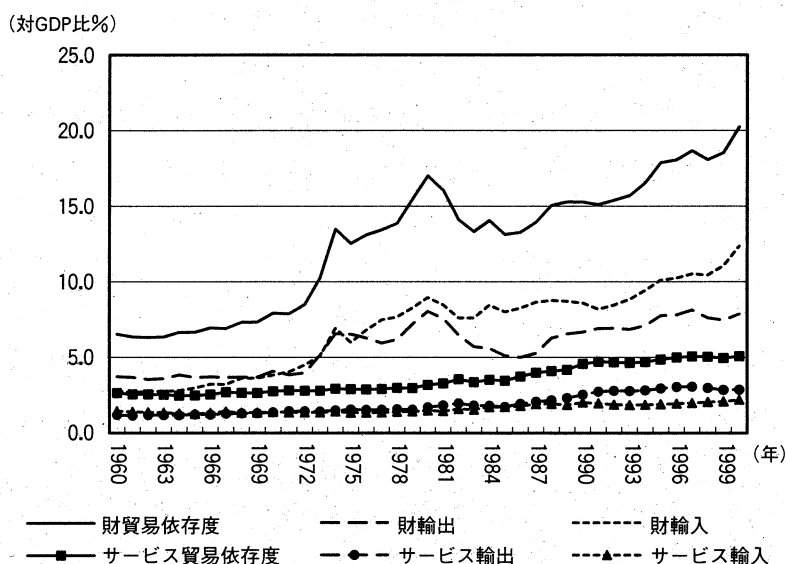
このようにCouncil of Economic Advisors（2001）では「ニューエコノミー」の一因として経済政策の存在をあげているが、その一つは競争力政策として知られるものである。大統領産業競争力委員会による政策提言、通称「ヤングレポート」³では競争力を「自由かつ公正な市場のもので、一国が国際市場におけるテストに見合うだけの財、サービスを作り出すことのできる度合い、同時に国民の実質所得水準を維持し拡大させる」能力として定義されている。文字通り競争力政策とはこの競争力強化をはかる上での環境形成を目的としたものであり、先の定義から垣間見えるように競争力に関して国民所得の維持、拡大を目指す国内面での施策と競争

を通じた対外的な地位向上が一体となっているのである。

アメリカにおける経済成長構造の検討には国内経済政策のみならず、対外政策も視野に入れる必要があると考えられる。すでにわれわれは谷花（2010）において主にアメリカ国内の経済政策に焦点を当て、競争力政策の政策について検討ならびにアメリカにおける経済成長構造を考察したが、本稿ではアメリカの対外経済政策の観点から競争力について考察を行いアメリカにおける経済成長構造について考察を行うこととした。

2. アメリカの対外経済動向

(1) 貿易動向



(資料) U.S.Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis, Transaction Accounts Data および Gross Domestic Product.

図1 アメリカにおける貿易ならびに貿易依存度

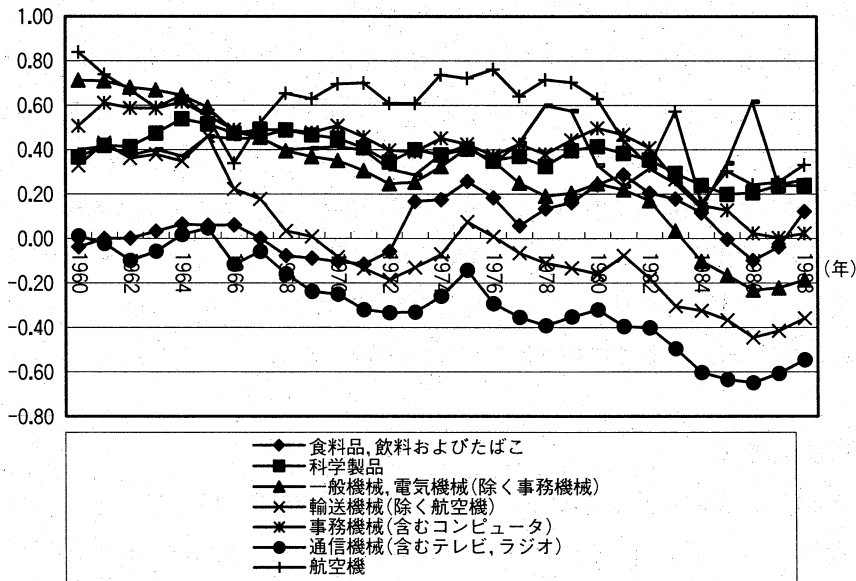
まずアメリカの貿易動向に焦点を当てることで、その対外経済構造について吟味しておこう。図1はアメリカの貿易依存度の長期的動向を示したものである。元来、アメリカは大規模農業生産にみられるように天然資源に恵まれ、その一方で国内での大規模市場を抱えていることもあり基本的に経済構造は自給自足的性格が強く、したがって貿易依存度も低い。図1で貿易依存度の推移を確認してみると、1960年代前半において財貿易依存度は6%台と比較的低水準に推移していることが見て取れる。しかしながら、1960年代後半から1970年代前半にかけて財貿易依存度は急上昇し10%台、1980年代に入るとさらに上昇し財貿易依存度は16%を超える水準に達している。その後財貿易依存度は若干の増減を見せているものの、1960年代の水準と比較

した場合1980年代の水準ははるかに高水準である。

ここからアメリカ経済にとって国際貿易の重要性が高まり、世界経済との関わりが長期的に深化していることがうかがえる。こうした貿易依存度上昇の背景には、輸入の増加がある。図1により財輸入動向を確認すると、1970年代にはじめて財輸出を財輸入が上回る、つまり貿易赤字の発生が確認できる。ただし1970年代中期までは輸出入ともに歩調を合わせるように伸びており、貿易依存度の上昇には貿易活動の進展が背景にあると考えられる。1970年代中期からの輸入は安定的に推移する一方で、輸出の伸びは鈍化している。いわば1970年代中盤からは、輸入の伸びが貿易依存度上昇をもたらしているのである。

一方でサービス貿易について確認すると、その貿易依存度は財貿易のそれと比較して小さく変化も緩慢であるが着実な伸びをみせている。貿易収支に関してみれば、輸出が輸入を一貫して上回る貿易黒字が発生しており、その幅は年代の経過とともに拡大している。サービス貿易依存度の着実な上昇ならびに貿易黒字からは、世界経済のサービス経済化ならびにそこでのアメリカの優位を見てとれるが、貿易黒字幅は財貿易における赤字を補填するにははるかに小さい。したがってサービス貿易を考慮に入れたとしても依然としてアメリカは貿易収支に、つまり国際競争力に問題を抱えているのである。

(2) 国際競争力の動向



(資料) U.S.Census Bureau, *Statistical Abstract of the United States*.
 (注) 競争力係数=(輸出-輸入)/(輸出+輸入)

図2 アメリカにおける財の競争力係数

先に確認したように1970年代以降のアメリカにおける輸入増大の一因として、国際競争力の低下が考えられる。そこでアメリカの国際競争力の動向を確認しておこう。図2はアメリカにおける主な財品目の競争力係数の推移を示している。全体的な傾向を確認すると、とくに1970年代前半と1980年代初頭で多くの品目において落ち込みが生じている。図2で注目すべきは、航空機を除いた輸送機械、事務機械、一般機械ならびに電気機械において競争力係数の低下が生じていることであろう。すなわち輸送機械は1960年代前半において高い競争力係数を示しておりアメリカ産業の代表的存在であったが、1960年代半ば以降競争力係数は低下をみせ、1970,1980年代においてその傾向は決定的なものとなっている。また機械類いわば資本財では、アメリカ企業は生産現場の効率化に立ち遅れたせいもあり、高級材ではドイツに汎用財では日本に市場の主導権を明け渡すことになった。

むしろすべての分野でアメリカは国際競争力を喪失したわけではない。図2からは化学製品、航空機あるいは化学および光学機械をはじめとしたハイテク、先端技術分野においてアメリカは高い競争力係数を維持している様子⁴が見てとれる。

概していえば、アメリカ経済は世界経済との結びつきを深めている。これは貿易依存度の上昇にも表れているが、1970年代以降では輸入の増加という背景があり、そこには国際競争力の低下が一因として横たわっているのである。一方でサービス貿易の発展はアメリカ経済にとっても経済の成熟として好意的に受け止めることも可能であるが、それが製造業の弱体化と同時に生じるのであれば、一国の生産力低下としても理解しうる。

貿易をはじめ世界市場への参入はゼロ・サム的結果ではなく、参加国すべての経済厚生を向上させる。世界経済との結びつきを強めることで、世界市場を視野に入れた市場拡大による規模の利益獲得、あるいは生産手段の選択肢が世界規模に拡張されることから低コストかつ多様な生産手段の活用が可能になると考えられる。同時に物流・交通手段および情報化の進展をはじめとして世界市場参入の機会がいつそう整いつつある現在において、アメリカ経済の成長を見据えた場合、世界経済との関与を受け入れるか否かではなく、輸出を回復させアメリカ経済の成長に結びつけることが政策的課題として浮上するのである。

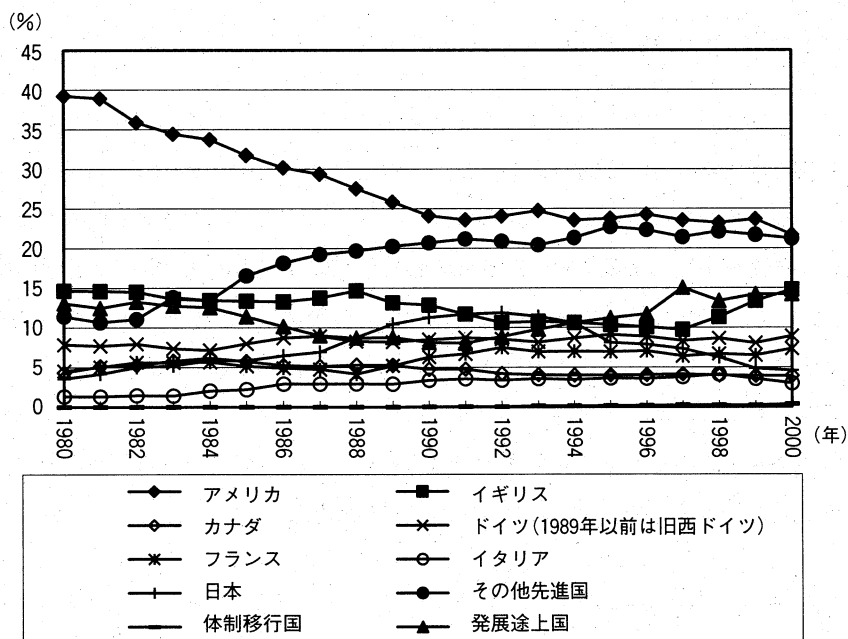
(3) 企業活動の国際化⁵

アメリカ企業による対外直接投資ならびにその多国籍化は1950および1960年代にそれが西欧諸国に向けられたように、戦後初期より展開され1980年代以降それに拍車がかかり現在に至っている。対外直接投資の増大や海外でのM&A、事業展開などが企業活動の世界的展開の姿として表れている。これらは貿易の深化あるいは経済のグローバル化を補完するものとして考えることができ、先の貿易動向くわえて競争力係数の動向の検討がマクロ的視点を提供するもの

であるならば、企業活動国際化についての検討はミクロの側面からアメリカの対外経済活動を補足するものと考えられるのである。

一般的に資本輸出は、配当やキャピタルゲインあるいは利子獲得を目的とした対外間接投資と子会社や生産設備を設立するなど経営参画を目的とした対外直接投資の二種類に分類される。企業活動の国際化、多国籍化はとくに対外直接投資を通じて行われる。そこで対外直接投資の動向を吟味しておこう。

図3はG7諸国、その他先進国、発展途上国および体制移行国による対外直接投資ストックのシェアの推移を表したものである。アメリカの動向を確認しておくと1980年の時点で4割近くのシェアを占めていたが、1980年代の10年間を通じてシェアは低下し1990年には2.5%にまで低下している。背景には日本の追い上げやその他先進国による対外直接投資シェア拡大が認められるなど、プロダクトサイクルを反映したものと考えられる。いわば企業活動の国際化においては、アメリカの地位は相対的に低下し先進国全体を巻き込んだ変化が生じているのである。



(資料) UNCTAD, Major FDI indicators.

図3 各国の対外直接投資(ストック)シェア

つづいてアメリカの多国籍企業による生産活動について観察しておこう。表1はアメリカ多国籍企業における財の国際取引、そして図4はその概念を表1に対応させ図示したものである。まず表1からは財輸出入において、多国籍企業の存在感が増していることがうかがえる。たとえば財輸出において多国籍企業関連輸出の比率が1966-95年の約30年間で47%から63%へと上

表1 アメリカ多国籍企業における財の国際取引 (単位:100万ドル)

		1966年	1970年	1982年	1995年
A	多国籍企業関連輸出	13726	21228	163383	362610
	在外子会社へ	6040	9823	52752	169968
	1 多国籍企業親会社から (企業内貿易)	5038	8623	44320	145480
	2 在米第三者企業から	1002	1200	8432	24488
3 多国籍企業親会社から在外第三者企業へ	7687	11405	106666	187852	
B	多国籍企業関連輸入	8435	13609	120768	288297
	在外子会社から	4255	7523	46100	143273
	1 多国籍企業親会社へ (企業内貿易)	3433	6244	38533	123859
	2 在米第三者企業へ	822	1279	7567	19414
3 在外第三者企業から多国籍企業親会社へ	4180	6087	69363	135214	
C	アメリカにおける財輸出	29310	42469	211157	575204
	財輸出に対する多国籍企業関連輸出の割合 (=A/C)	47%	50%	77%	63%
	財輸出に対する多国籍企業内輸出の割合 (=A1/C)	17%	20%	21%	25%
	企業内貿易比率 (=A1/(A1+A3))	40%	43%	29%	44%
D	アメリカにおける財輸入	25493	39866	247642	749374
	財輸入に対する多国籍企業関連輸入の割合 (=B/D)	29%	32%	57%	50%
	財輸入に対する多国籍企業内輸入の割合 (=B1/D)	13%	16%	16%	17%
	企業内貿易比率 (=B1/(B1+B3))	45%	51%	36%	48%

(資料) Lupo (1973), Matoloni (1997), Zelic (1997) および U. S. Department of Commerce, Bureau of Economic Analysis, U. S. International Transactions.

(注) 在外子会社は多国籍企業親会社がその株式の過半数を取得しているものとした。

昇し、同じく財輸入では29%から50%へと上昇をみせている。とくに1980年代以降、財輸出入に占める多国籍企業の占める割合は上昇し、多国籍企業の動向がアメリカにおける財貿易の動向を左右するものとなっていると考えられる。一方で輸出入における企業内貿易比率の変化は小さいが、財貿易が拡大する中で一定割合を維持しており絶対的な水準での企業内貿易拡大が見てとれる。こうした対外直接投資による在外拠点の確保とそれらを介在しての取引行動、いわば企業活動の国際化ならびに多国籍化について、Council of Economic Advisors (1991) は経済成長に寄与するものとして評価している

下の図4は多国籍企業の対外取引形態を示しており、ここでの対外取引は在外子会社との企業内貿易と、それ以外の第三者企業との取引に分類できる。

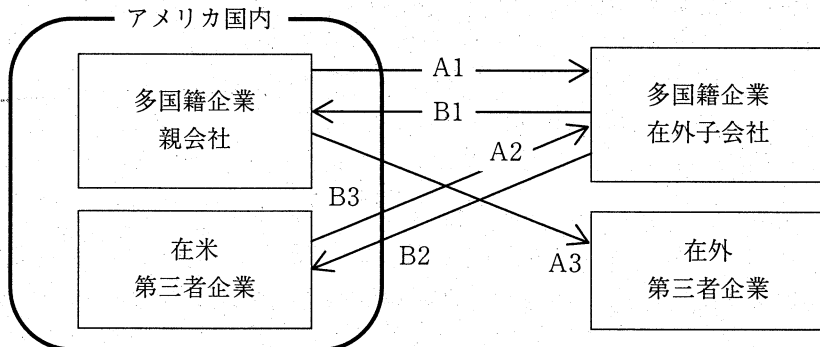


図4 アメリカ多国籍企業における財の国際取引 (表1 参照)

そこで両者のリスクあるいはコストの観点から企業が収益を最大化する取引戦略について検討してみよう。まず在外第三者企業との取引を戦略として採用した場合、製品価格や条件に関する契約交渉、相手企業の契約遂行能力に関する調査、企業秘密が第三者企業へと漏洩するリスクをはじめとした取引リスクやコストが発生する。一方で企業内貿易を選択した場合、対外直接投資により活動拠点を設置するうえでの資本コスト、拠点の維持・管理コスト、親会社との通信コスト、進出国政府から差別的待遇を受けるリスクなど内部化リスク、コストが生じることになる。収益とリスク、コストあるいは内部化と外部化におけるそれぞれのリスク、コストは相対的な関係にあり、企業が収益最大化を目的として採用する戦略は各自が直面する状況により異なると考えられる。そもそも企業の存在意義としてCoase (1937) は市場機構の代替と位置づけている。すなわちCoase (1937) では、市場機構を通じた他企業との接触は情報収集、交渉あるいは契約上のコストが発生し、それらコストを低減させるため企業が存在するとの枠組みが提示されているのである。したがってCoase (1937) に依拠すれば、企業内貿易とは市場を通じて行う取引を同一企業内に内部化することで、取引コストやリスク低減を図っているものとして考えることができる。

アメリカ多国籍企業における企業内貿易比率は表1において、輸出入いずれにおいても30%台後半から40%台を維持している。むしろアメリカ多国籍企業は直面する状況に応じて取引の内部化および外部化の選択を行うため、一方的な企業内貿易比率の上昇は考えられないが、財貿易が増加する中で企業内貿易比率は一定の割合を維持しており、リスクやコストを一定に保ちつつ事業活動の国際化を図っている姿が浮かび上がる。

しかしながら、企業活動国際化におけるリスクならびにコストは取引形態に付随するものばかりではない。たとえば資本輸出は各国の政治・経済システムや経済構造に影響を受けるが、これらに起因するリスクの制御は企業単独では困難である。したがって市場開放、内国民待遇あるいは規制改革をはじめとしたアメリカ企業が活動を展開するうえで、有利な環境を他国に要求することが輸出拡大とともにアメリカにとっての政策的課題になるのである。

3. 通商政策における市場開放要求

(1) 公正貿易への転換

まず、他国に対する市場開放要求の観点から、アメリカの通商政策の変遷と転換を吟味してみよう。

Destler (1986) は戦後のアメリカにおける通商政策の決定過程とその背景を分析しているが、戦後におけるアメリカの通商政策の背景にはスムート＝ホーレー法の教訓、冷戦による要請あるいはアメリカ経済の優位があり、これらをアメリカの通商政策の土台にしてGATT体制下で

の無差別原則を認め自由貿易の枠組みを形成した、と指摘している。すなわち、Kennedy (1962) において明示されているように、自由貿易の推進は国内では経済成長と雇用創出を対外的には安全保障に寄与するものとして考えられ、たとえば1962年通商拡大法 (Trade Expansion Act of 1962) は1934年互惠通商協定 (Reciprocal Trade Agreement Act of 1934) に代わるものとして、多国間交渉による関税一括引き下げによる貿易自由化やエスケープ・クローズの厳格化など自由貿易の維持、拡大を目指すものであった。

1970年代半ばから1980年代において貿易赤字拡大ならびに国際競争力低下を背景として、自由貿易から公正貿易へとアメリカの通商政策は転換する。この政策潮流の転換は、たとえば1974年通商法 (Trade Act of 1974) 第301条の制定からも見出すことができる。この条項の主眼とするところは、同第201条に規定される国内産業保護の側面も把握できうるが、外国の不正行為⁶に対抗してアメリカ政府が採る報復措置を規定し、同時に不正行為を判断する基準は米国通商代表部 (United States Trade Representative) に一任されている点にある。このことにより、アメリカの通商政策の態度は輸入制限や産業保護といった守勢から、補助金やダンピングをはじめとした外国政府の政策ならびに企業活動を提訴し市場開放を要求するといった攻撃的姿勢へと転換したと考えられる。

通商政策における攻撃的姿勢への転換はレーガン政権における「新通商政策⁷」において明確となる。「新通商政策」は「自由貿易は公正貿易である」と定義し、くわえて自由かつ開かれた市場を追及するうえでアメリカのみならず相手国もそれに参加せねばならない旨を明示している。いわば「新通商政策」は自由貿易を公正貿易に読み替えることでアメリカへの市場開放を求めているのである。

その後、1988年包括通商・競争力法 (Omnibus Trade and Competition Act of 1988)⁸では市場開放要求はより強固なものとなる。1988年包括通商・競争力法の特徴は①輸入におけるアメリカ産業の保護 ②輸出拡大ならびに不正行為に向けた対抗措置 ③競争力強化のための教育・訓練であり、1980年代に入りアメリカにおいて競争力問題が認識され、それに対応する形で包括的分野における競争力問題への対処ならびに不正行為への対抗措置が設定されている点にある。

1988年包括通商・競争力法を吟味すると、①アメリカ産業の保護については、国家安全保障に基づいた輸入制限条項を規定する1962年通商拡大法第232条および1974年通商法第201条アンチダンピング法、相殺関税法改正が行われ、国内産業保護を意図したものとなっている。

②不正行為への対抗措置については、1974年通商法の改正いわゆるスーパー301条⁹の創設があげられる。ここでは米国通商代表部が他国における貿易障壁を「外国貿易障壁報告書 (National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers)」にまとめ、その報告に基づき開

題ある国、慣行を「優先国」,「優先慣行」として特定し、アメリカ政府が対象国と問題は正に関する交渉を行い、交渉不調の折には制裁措置を講ずることになる。関下(1996)はアメリカの通商政策の重心について、輸入被害救済に軸足を置く「201条アプローチ」と相手国への報復に重点を置いた「301条アプローチ」あるいは「スーパー301条アプローチ」を定義し、前者から後者への移行を指摘している。この移行は相手国に輸出削減を期待する輸出自主規制から、輸出を促進、保障する輸入自主拡大への移行と照応するものであり、同時に相手国の経済慣行をアメリカのそれへと近づけようとする試みとして、位置づけることができる。

③1988年包括通商・競争力法第6編には、競争力強化を目的とした訓練・教育項目が盛り込まれている。ここには各種教育機関における多方面の教育・訓練プログラムならびに技術訓練強化のための機関設置が規定されている。人的資本の重要性はCompetitive Policy Council(1992,1993)からもうかがえるようにアメリカ国内における競争力政策でも力説されており、「アメリカの国際競争力の抱える問題は国内経済再生とも密接に関連している」とのアメリカ政府の認識をうかがわせるものとなっていると同時に、通商政策を国内経済再生の手段の一つとして意識している姿が浮かび上がる。

(2) 市場開放要求の特色

先に検討したように戦後のアメリカにおける通商政策では、その基幹であった自由貿易が公正貿易へと読み替えられることでその重心が公正貿易追及および市場開放要求へと移行した。この変化と歩調を合わせるようにして、アメリカによる市場開放要求も国際機関における多国間交渉のみに注力する態度から、多国間交渉、自由貿易協定(FTA=Free Trade Agreement)を中心とした地域間交渉くわえて二国間交渉などからなる多面的交渉と表現すべき形態へと変化した。

市場開放要求において中心となったのは相手国によるアメリカからの輸入増加ばかりでなく、市場開放を妨げるとしてアメリカが判断した経済制度、慣行の改変要求が含まれている。またアメリカが高い国際競争力を持つサービス分野において、それを梃として対外収支不均衡を是正する意図からアメリカはその枠組み形成を重視している。

1. 二国間交渉

1974年通商法第301条およびスーパー301条は不当、不合理および差別的制度、経済慣行によりアメリカが負担を被った場合、それへの対抗措置を規定したものである。背景にはアメリカの貿易赤字拡大ならびに国際競争力低下が外国の不公正な障壁にあるとの認識がある。つまり「諸外国は「世界で最も自由かつ開放的な」アメリカ市場へのアクセスが可能であるのに対し

て、諸外国は有形無形の障壁を設けてハイテクあるいは先端技術分野などで高い国際競争力を有するアメリカ企業の参入を妨害している」との認識であり、佐々木（1997）が述べるようにこれは「同じ土俵での競争」でないで、アメリカは相互に「同じ土俵」での公正貿易を要求しているのである。

こうした市場開放要求手段の一つとして、アメリカは自国内と同水準の市場開放あるいは経済制度の改変を二国間交渉で求めている。これはGATTでは明確化されにくい構造障壁の除去とその実効性確保を求める管理貿易政策に照応するものである。

二国間交渉の対象はアメリカ企業と競合あるいは貿易赤字が拡大している国ならびに産業分野である。とくに1980年代末期から1990年代初頭にかけてスーパー301条は日本を対象としていた。背景には日本がアメリカの経済覇権に対する本格的な挑戦国と目されたことにくわえて、政府調達あるいは系列企業など日本独特の経済慣行のために日本のシステムそのものがアメリカにとっての構造障壁へと化す、いわゆる「日本異質論」が台頭してきたことなどがある。とりわけ1986年日米半導体協定では、補足的ではあるが日本市場の20%を外国企業へと開放する旨が含まれるなど結果重視のスタンスが採られる一方で、1985年の市場指向型個別分野(MOSS)協定¹⁰ではハイテク、林業ならびに医療品分野が選択され、アメリカの制度に日本の慣行を合わせるという「同じ土俵」によるアクセス改善を求めている。

ここからアメリカの個別分野での結果を重視するというスタンスと同時に、包括的な経済構造・制度を問題視するという通商政策の性質、ひいては無差別主義から1980年代に唱導された管理貿易の影響を見てとることができる。

2. 多面的交渉

アメリカの市場開放に向けた通商交渉は、先に議論した二国間交渉のほかそれ以外の国際機関あるいは地域協定を用いた多面的性格を持っているといえる。たとえば1984年にカリブ海援助構想、1985年に米国・イスラエル自由貿易協定、1988年に米加自由貿易協定、1994年に北米自由貿易協定がそれぞれ発効、その一方でAPECにおけるボゴール宣言では投資と貿易の自由化が目標とされ米州自由貿易地域が射程に入るなど、地域協定への積極的参加が模索された。

元来、貿易自由化ならびに市場開放においてGATTレベルでの多国間交渉を重視していたアメリカであるが、多国間交渉は合意形成が困難であり時間を費消するという側面もありアメリカにとって扱いにくいものでもあった。したがって、Richardson（1994）が指摘するように「可能な時には多国間交渉を、必要な時には二国間交渉」とアメリカは両者を組み合わせ用いるようになる。

アメリカの地域、二国間交渉は競争的自由主義（Competitive Liberalization）に依拠するこ

とで行われていると考えられる。競争的自由主義の骨子はZoelick (2003)によると、多国間、地域間および二国間交渉からなる三つの手法で自由貿易への主導権を握り、それを地域ならびに世界各国の安定へとつなげるというものであり、冷戦後のアメリカの安全保障において軍事に代わり経済が台頭してきたことを反映しているものと考えられる。つまり各交渉において主導権を握ることで、アメリカの自国基準を効果的にある種の世界基準へと昇華させようとする意図が競争的自由主義から見てとれるのである。

競争的自由主義の雛形は1980年代末期から1990年代前半に形成されたと考えられる。たとえばBergsten (1996) が述べるように、ウルグアイ・ラウンドの進展に陰りがみえる一方でアメリカはNAFTA, APECをはじめとした地域間交渉へと舵を切り、返す刀でウルグアイ・ラウンドも妥結に至らせたという経緯がある。この背景はCouncil of Economic Advisors (1995) が述べている。すなわちアメリカによる様々なレベルでの貿易自由化は無差別最恵国待遇が原則であり、無差別原則はいわば国際公共財ともいえるので交渉結果へのただ乗りが生じる。したがって問題解決において、貿易主要国の関与と相手国の「自由貿易から排除されるのではないか」という不安を利用するという力学が背後にある。こうしたアメリカの構築した枠組み内で地域協定を通じて自由貿易地域が拡大するにしたがい、域内国と域外国との待遇の差が鮮明となる。これがアメリカとの貿易協定へ競争的に加盟する動機を与え、自己拡大的過程を経ることで自由貿易地域は拡大することになる。

地域主義的通商政策はブロック経済の反省もあり、世界経済を分割しGATTレベルで行われる多国間での貿易自由化の妨げとなるものと考えられていたが、アメリカにとっては二国間、地域間、多国間のそれぞれの交渉は相互に補完的なものと位置づけられていることがわかる。くわえて競争的自由主義を介在させることでそれぞれのレベルでの交渉を巧みに組み合わせ、諸外国を貿易自由化、市場開放ならびに国内制度改変へと競争させアメリカの望む方向へと通商交渉の進路をとるという構図が浮かび上がるのである。

3. サービス貿易、知的財産権の重視

先に検討したアメリカによる二国間あるいは地域間交渉は関税撤廃のみならず、サービスや投資の自由化、政府調達、知的財産権および非関税障壁を対象とした包括的な内容となっており、それを一種のゴールド・スタンダードとして位置づけることによりアメリカのルールを世界的に普及させようとする姿勢をうかがうことができる。

一方で多国間交渉では、アメリカはウルグアイ・ラウンドにおいてサービス問題ならびに知的財産権を組上に載せサービス貿易に関する一般協定 (GATS=General Agreement on Trade in Service) の締結をみた。GATS第5条はFTAの条件として、「相当の範囲の分野」を対象と

して実質上すべての差別が撤廃されること、協定外国に対し各分野におけるサービス貿易に対する障壁を協定発効前の水準に引き上げないこと、などが規定されており、これをGATT第24条¹¹における地域協定の要件と合わせると、実質的にほとんどの品目における自由化が達成されることになる。

対外収支不均衡に直面するアメリカは、その反面で金融サービスあるいは情報通信をはじめとしたサービス分野で強い国際競争力を持っている。財貿易とは異なり金融、情報通信あるいはその他サービス貿易では、関税をはじめとした水際措置よりもサービス供給あるいは消費に関連する国内規制、制度の在り方が重要である。先に述べたようにGATS第5条はサービス貿易におけるFTAの要件を定めているが、斎藤(2005)が指摘するようにアメリカはFTA締結においてGATS規定以上の自由化を相手国に求めており、いわば多国間交渉で合意に至っていない分野あるいはそれ以上の自由化規定を盛り込むことで、自由化による経済的利益獲得を目的としている。

たとえば金融サービス分野では、アメリカは市場アクセスの保障に加え資本移動・取引の自由化ならびに内国民待遇を求めており、さらに自由化約束項目について原則としてすべての項目について自由化義務を負い自由化しない項目のみ設定するネガティブリスト方式¹²が採用されている。Hunton & Williams LLP (2003) が示唆するように、当該分野においてアメリカが強く自由化を推進する背景には、金融サービスの伸長はアメリカの国際収支改善を担うばかりでなく、金融システム基盤が国内外におけるアメリカ企業の活動を左右するインフラとの認識がある。同時に金融サービスが国際競争力を維持できるか否かは各国の金融制度に依存するため、当該分野での自由化の進展およびアメリカ基準への摺り寄せが自由貿易協定の最重要項目となるのである。

アメリカによる市場開放ならびに国内制度改変要求の背景には、一方で知的財産を梃にして対外収支不均衡を改善しようとする意図がある。すなわち、従来のアメリカでは独占防止の意図から知的財産権を抑制する傾向にあったが、1970年代より積極的な保護政策へと転換、とくに1980年代に入ってからは自国だけでなく相手国にも知的財産権保護の強化を強く要求するようになった。この背景には、アメリカの産業構造が情報産業をはじめとした知識経済へと移行し、それを受けアメリカが国際競争力を知的財産権強化により挽回しようとする意図が垣間見えるのである。

アメリカ国内における知的財産権重視の方向性はカーター政権期の「産業技術革新政策に関する教書」¹³に遡ることができる。ここでは企業家精神を喚起し競争力強化に努める必要性が力説されており、研究開発強化と成果の移転促進、反トラスト法緩和および知的財産権の保護などが提唱されている。その後、1980年にはコンピュータプログラムが著作権の対象となり、

1984年には半導体チップ保護法 (Semiconductor Chip Protection Act of 1984) の制定ならびに医薬品、農業、食品添加物に関する特許存続期間延長が規定された。また包括通商・競争力法第1342条は従来の1930年関税法 (Tariff Act of 1930) 第337条に修正を加えたものであり、知的財産権侵害の証明不要化をはじめとした立証要件軽減、救済措置決定に要する期間短縮化が盛り込まれるなど、外国企業にとって非常に不利益に作用するものとなっている。こうしたアメリカによる知的財産重視の姿勢は青山・山田 (1988) が指摘しているように、知的財産権概念の基盤である「頭で考え出したモノはすべて財産であり、権利を認めよう」とする思想が背景にあり、その目的はいうまでもなく無形資産に基づいた国際競争力の回復である。

対外的にもアメリカは1980年代より相手国に知的財産権保護の強化を求めた。モノとは異なり、知的財産保護は相手国における政策、制度に関わる問題である。そこでアメリカは知的財産を国際競争力強化の切り札として用いる上で、国内でその保護強化を規定すると並行して諸外国にも知的財産権保護の強化およびアメリカの制度への方向と国際的調和を求めた。具体的方策は小林 (1988) が指摘するように①中長期的には多国間交渉を通して権利保護の国際的枠組みを作り出す ②短期的には301条を武器とする二国間交渉を行う というものである。多国間交渉では、たとえば知的所有権の貿易関連事項 (TRIPS=Trade Related Aspect of Intellectual Property Rights) はWTO加盟国に最低水準の知的財産保護を義務づけることで多国間における制度の調和を企図するものであり、ここではアメリカの国際競争力と密接な関係を持つ集積回路およびソフトウェアが対象に含まれることにもなった。

またインターネットを背景とした情報サービス取引拡大を反映する形で、世界知的所有権機構 (World Intellectual Property Organization) において、1996年にデジタル分野へと知的財産権の範囲が拡大された。こうした国際機関を利用した多国間交渉は「同じ土俵での競争」を世界レベルへと拡大させる試みといえる。

先に検討したように、1980年代以降のアメリカは公正貿易を提唱し相互主義を通商政策へと持ち込んでいる。知的財産権については1984年通商関税法 (Trade and Tariff Act of 1984) 第305条はハイテク製品貿易に関する交渉項目となっており、主に相手国の非関税障壁への対処を盛り込んでいる。すなわち特別の注意を払わねばならない事例として、①外国の産業政策 ②内国民待遇から逸脱する措置 ③知的財産権保護に十分な主題を提供しない ④市場アクセス阻害 ⑤反競争的措置 などが規定され外国市場への参入機会拡大を目指したものであり、同時に相手国によるアメリカの利益に反する措置ならびに知的財産権制度の未整備を構造障壁とみなす意図も同時にみとれるものとなっている。また国内あるいは対外的に知的財産権保護の強化を求めるといふ姿勢は、山根 (2007) が指摘するようにアメリカは国内のハイテク企業、コンテンツ産業およびその他関連団体からの要望に沿ったものであるという側面もある。

谷花佳介

この動きは当初において主に途上国を対象としたものであったが、のちにUSTRは日本、カナダをはじめとした先進国にも制度改正を求めている。

一方でFTA締結に際しても、アメリカはTRIPSと比較してより高度な知的財産権保護を相手国に要求している。

こうしたアメリカの相手国の制度改変を要求するという姿勢は個別企業による要求の延長線上に位置し、同時に1974年通商法第301条を契機とする相互主義の流れを汲むものであり、その源流は構造障壁を問題視する管理貿易政策にあると考えられるのである。

4. 総括

本稿において、われわれは国際競争力低下に直面したアメリカがその回復を目的として採用した対外経済政策を中心に、その背景と構造ならびに国際経済秩序形成について考察した。ここで本稿における議論を総括しておこう。

戦後、アメリカ経済は貿易依存度上昇に表れているように世界経済との結びつきを強めた。その特色として対外収支不均衡拡大、企業活動の多国籍化があげられる。対外収支不均衡の拡大はマクロ経済問題が一因とされるが、他方相手国における貿易障壁も要因の一つとして考えられた。つまり、アメリカにとって有利な経済環境を相手国に要求することが対外収支不均衡改善とともに政策課題となったのである。

実際の通商政策においても、たとえば日米半導体協定にみられるように、管理貿易の形跡がうかがえる。他方、アメリカは自由貿易を公正貿易へと読み替えることで市場開放を要求し、相互に「同じ土俵での競争」を求めた。スーパー301条や包括通商・競争力法がそれに該当し、相手国の経済慣行や制度をはじめとした非関税障壁を不公正と位置付け、その除去を要求した。市場開放要求は対外収支不均衡の是正を目的としたものであったが、その一方で相手国における経済制度、慣行をアメリカのそれへと近づけることで、アメリカ企業による海外展開のための環境を整備するという一面もある。

アメリカによる市場開放要求の特色の一つとしてサービス、知的財産権を重視していることがあげられる。背景にはサービス経済化が進展し、アメリカが非製造業を梃に経済再生を図ろうとした事情がある。サービス貿易は財貿易と異なり、関税をはじめとした水際措置よりもサービスの供給や流通といった各国内の規制および制度の在り方が交渉課題となる。制度の規定においてアメリカは一つのグローバルスタンダード形成を意図しており、市場開放や貿易自由のための交渉の妥結に向け多国間、二国間、地域間と交渉の場を使い分けている。「可能な時は多国間交渉を、必要な時は二国間交渉」がまさにそれである。各レベルでの交渉はそれぞれが補完的關係にあり、とくにFTA締結に際しアメリカは多国間交渉で締結される内容以上の

自由化を求めている。それに競争的自由主義の要素を加えることで、アメリカによる貿易自由化へと自らが望む方向へと主導権を握り、それを世界的に拡散させようとする意図が透けて見えるのである。

アメリカにおける通商政策の変遷は、国際競争力低下に直面したアメリカが公正貿易へと政策を転換させ市場開放、貿易自由化の枠組みを指向したところにある。アメリカは高い国際競争力を持つサービス分野を中心に対外収支不均衡を正に向けた取り組みを行うが、先に述べたようにサービス貿易のフローは各国における制度、慣行に左右されることになる。したがって貿易自由化、市場開放の軸足はアメリカの制度への同化に置かれることになる。しかしながら各国における制度、慣行あるいは発展段階は多種多様であり、たとえば金融分野での早すぎた自由化や知的財産分野の過剰な保護といった場面を招く可能性も否定できない。このことは相手国からすれば「外からの押しつけ」として映るであろうし、アメリカの意図する競争的自由主義は「自由化に取り残される」という各国の不安を惹起することで貿易自由化、市場開放の自己拡大過程を企図するものであるため、見方をかえると「アメリカ主導のグローバリゼーションに翻弄されている」として映る。是非はともかくとしてアメリカン・グローバリゼーションに対するある種の反感はこの辺りにあると考えられる。

本稿においてわれわれは、国際競争力回復にむけたアメリカの戦略について考察した。最後に長期の経済低迷に見舞われている我が国にとっての示唆であるが、一時的な思想的流行あるいは「国際標準」といった言葉に翻弄され、場当たりの対処を採るのではなく、基本的国益に立ち返ることで国家目標とそれへと向けて採るべき方策を明示すると同時に、それを諸外国へと周知徹底させ戦略的に目的を遂行すること、これがアメリカから我が国が学ぶべき教訓の一つであろう。

注

- 1 本稿執筆にあたり、匿名の査読者の方より有益なコメントを頂戴した。この場を借りて御礼申し上げる。なお本稿における誤りはすべて筆者に帰するものである。
- 2 伝統的にサービス業は生産と消費の同時性が重要視され、そのため生産者と消費者との近接性が要求される。しかしながら情報通信技術の急速な発達には地理的・時間的制約の縮減といった連絡手段の洗練のみならず、データの電子化により大容量の情報ストックの蓄積を可能とした。これら要因により、より高度なサービスが時間的・地理的制約から自由になり、世界的展開をみせることになったと考えられる。
- 3 「ヤングレポート」の概要に関してはYoung (1985, 1986) を参照した。
- 4 ただし事務機械などコンピュータ分野の競争力係数は1980年代に入り低下しており、ハイ

- テク産業といえどもその地位は盤石ではないことがうかがえる。
- 5 本節での議論は中本(1999)を参照した。
 - 6 Council of Economic Advisors(1988)では不当,不合理,差別について定義している。すなわち不当とはアメリカの国際経済における法的権利と合致しない行為,政策,慣行を意味し,不合理とは公正ではなく不平等であること,そして差別とはアメリカの財,サービス投資への内国民待遇を拒否する行為,政策,慣行を意味している。
 - 7 レーガン政権における「新通商政策」についてはReagan(1985)を参照した。
 - 8 1988年包括通商・競争力法についての詳細は通商摩擦問題研究会(1989)を参照した。
 - 9 301条とスーパー301条とは以下の点で異なっている。①301条は米国通商代表部に優先国や優先事項への調査権限を「認めている」のに対して,スーパー301条はそれを「義務づけて」いる ②301条が不公正慣行の除去「のみ」を求めているのに対して,スーパー301条では優先国にたいして不公正慣行の除去「かつ」アメリカからの輸入増加を求めている。これらの観点からスーパー301条は構造障壁へとより踏み込み,かつ結果指向的な内容となっていると考えられる。
 - 10 日本における企業間の系列,統制的産業政策,不十分な競争政策および政府調達が主題とされた。
 - 11 GATT第1条では最恵国待遇が規定されており,あわせて第24条では地域協定について実質上すべての貿易についての関税等の廃止が地域協定の要件とされている。
 - 12 GATSでは約束した項目のみ自由化を約束するポジティブリスト方式が採用されている。
 - 13 Carter(1979)を参照されたい。

参考文献

- Bergsten, Fred C.(1996) "Competitive Liberalization and Global Free Trade:A Vision for Early 21st Century," *Working Paper*, 96-15, Peterson Institute for International Economics.
- Business Week.(1980) "The Reindustrialization of America," June 30.
- Carter, Jimmy.(1979) *Industrial Innovation Initiatives Message to the Congress on Administration Actions and Proposals*, October 31.
- Coase, Ronald H.(1937) "The Nature of the Firm," *Economica*, Vol. 16, Issue. 16, pp. 386-405.
- Competitiveness Policy Council.(1992) *Building a Competitive America*, U. S. Government Printing Office.
- Competitiveness Policy Council.(1993) *Enhancing American Competitiveness: A Progress Report to the President and Congress*, U. S. Government Printing Office.

- Council of Economic Advisors. (various years) *Economic Report of the President various years*, U. S. Government Printing Office.
- David, Paul A. (1985) "Clio and the Economics of QWERTY," *The American Economic Review*, Vol. 75, No. 2, pp. 332-337.
- Dertouzos, Michael L., Richard K. Lester, Robert M. Solow, and The Commission on Industrial Productivity. (1989) *Made in America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press (依田直也訳『Made in America』草思社, 1990年).
- Destler, I. M. (1986) *American Trade Politics System under Stress*, The Twentieth Century Fund (宮里政玄監訳『貿易摩擦とアメリカ議会』日本経済新聞社, 1987年).
- Hunton & Williams LLP. (2003) "Thailand-US FTA: A Roadmap to Negotiations," <http://www.mfa.go.th/tusfta/article/roadmap.pdf>
- Kennedy, John F. (1962) *Special Message to the Congress on Foreign Trade Policy*, January 25.
- Lupo, Leonard A. (1973) "Worldwide Sales by U.S. Multinational Companies," *Survey of Current Business*, January 1973, pp. 33-39.
- Matoloni, Raymond J. Jr. (1997) "U. S. Multinational Companies: Operations in 1995," *Survey of Current Business*, October 1997, pp. 44-68.
- Magaziner, Ira C and Robert B. Reich. (1982) *Minding America's Business: The Decline and Rise of the American Economy*, Houghton Mifflin (天谷直弘監訳『アメリカの挑戦』東洋経済新報社, 1984年).
- Reagan, Ronald. (1985) *Remarks at a White House Meeting with Business and Trade Leaders*, September, 23.
- Richardson, David J. (1994) "U. S. Trade Policy in the 1980s: Turn-of-Roads Not Taken," in Martin Feldstein *American Economic Policy in the 1980s*, The University of Chicago Press.
- UNCTAD. (2004) *World Investment Report 2004: The Shift toward Service*.
- Young, John A. (1985) "Global Competition: The New Reality," *California Management Review*, Vol. 73, No. 3, pp. 11-15.
- Young, John A. (1985) "Global Competition: The New Reality Result of the President's Commission on Industrial Competitiveness" in *The Positive Sum Strategy: Harnessing Technology for Economic Growth*, National Academy of Science, pp. 501-510.
- Zelie, William J. (1997) "U.S. Intrafirm Trade in Goods," *Survey of Current Business*, February 1997, pp. 23-38.

谷花佳介

Zoelick, Robert B. (2003) "Competitive Liberalization," Remarks at Export-Import Bank of United States Annual Conference, April 22.

青山紘一・山田森一 (1988) 『知的財産権の攻防』 PHP研究所。

小林昭寛 (1988) 「新国際化時代を迎えた工業所有権制度」『特許研究』第5号, 特許庁工業所有権研究企画委員会。

中本 悟 (2007) 「アメリカン・グローバリズム：展開と対立の構造」『アメリカン・グローバリズム 水平な競争と拡大する格差』日本評論社。

齋藤 啓 (2005) 「FTAによる金融サービス資本の自由化」『開発金融研究所報』第25号, pp. 232-261, 開発金融研究所。

佐々木隆雄 (1997) 『アメリカの通商政策』岩波書店。

関下 稔 (1996) 『競争力強化と対日通商戦略』青木書店。

谷花佳介 (2010) 「アメリカにおける経済成長政策に関する考察 — 競争力政策と「ニューエコノミー」」『経済学研究』第27集, pp. 1-22, 広島大学。

通商摩擦問題研究会編著・福島栄一監修 (1989) 『米国の88年包括通商・競争力法』日本貿易振興会。

山根裕子 (2007) 「途上国と米国FTAの知的条項」『関税と貿易』3月号, 日本関税協会。

About the Relation between Global Competitiveness and Foreign Economic Policy in the U.S.

TANIHANA Keisuke

In this paper I discuss the relation between global competitiveness and trade policy in the U.S.

Recently, the position in international economy of the U.S. is unstable due to subprime crisis and the recession by it. However, some macroeconomic indicators were improved and the economic growth known as "New Economy" was caused in the U.S which was escaped from stagnation till then in the 1990's. In this process, the U.S. acquired a leading standpoint in the field including finance, Information Technology and so on, and it come to invite the international economic structure which expressed so-called "American Globalization" in world economy.

Therefore, I'm going to examine the strategy that the U.S. that was confronted competitiveness problem after the 1970's adopted for those problems. Concretely I consider the trade policy in the U.S. especially the background of the policy, the theoretical aspect and the trait in policy operation.

By the examination of policy background, I reveal that the relation between the U.S. and world economy strengthen through especially the activity of multinationals. By considering the structure and inside fact in the international economic order, policy target and direction will become clear.

Basically in negotiation with foreign countries, the U.S. demands market opening and so-called the "Competition on same field as the U.S." By this survey you'll be able to catch a glimpse of the route that lead to today's "American Globalization".

In this report it seems that it is clarified that international economic order that centers on the U.S. be considered as given or inevitable is due to a part of trade policy.

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. This includes the use of surveys, interviews, and focus groups to gather qualitative information, as well as the application of statistical techniques to quantitative data.

3. The third part describes the process of identifying and measuring key performance indicators (KPIs). It highlights the need to select indicators that are relevant to the organization's strategic goals and to establish clear targets and benchmarks for these indicators.

4. The fourth part discusses the importance of regular communication and reporting. It stresses that management should provide timely and accurate information to stakeholders, including the board of directors, investors, and the public, to ensure they are kept informed of the organization's progress and challenges.

5. The fifth part concludes by emphasizing the need for a strong governance structure and ethical framework. It states that this is crucial for ensuring that the organization operates in a responsible and sustainable manner, and that its actions are aligned with its stated values and mission.

アメリカ国家環境政策法における 「社会文化的環境」に関する考察

— グアム島を事例として —

池田佳代

はじめに

1970年に施行した国家環境政策法で、アメリカ合衆国（以下「アメリカ」）政府は人間と自然の調和を図るとともに、人びとの健康と福祉のため、現在および将来世代の国民の要求が満たされるような諸条件を考案し、維持する方針を明らかにした¹。そのため、連邦機関はその行為（例えば計画実施など）が人間環境に重大な負の影響を及ぼすと判断する場合、環境影響評価書を作成し、それに最も負荷をかけない実施方法を選択しなければならない²。

人間環境は、物理的・自然的環境だけでなく、それと人間の相互関係を包摂する概念である。したがって国家環境政策が定める環境影響評価制度では、連邦機関の行為が自然環境に与える影響だけでなく、その行為によってもたらされる自然環境の変化に対する人間の反応—「社会文化的影響」—も評価の対象となる³。すなわち連邦機関は、その行為が人びとの生活に重大な影響を及ぼすことが予測される場合、環境影響評価書の中でそれを緩和・解消するような実施方法を検討しなければならない。

国家環境政策法の施行規則は、生態系だけでなく、景観、歴史、文化、経済、社会、人びとの保健に与える影響が「社会文化的影響」評価の対象となることを明らかにしている⁴。一方で、国家環境政策法は、評価書の中で取り上げられるべき「社会文化的影響」を計画を実施する連邦機関（以下「実施機関」）の裁量に委ねている。そのため、その内容—すなわち、どのような事態が人びとの生活に重大な影響を与えるものとして環境影響評価書の中で取り上げられ、評価されなければならないか—は連邦機関の行為の利害関係者間で意見が分かれ、しばしば裁判で争われてきた。これまでの判例では、美的景観、土地利用、コミュニティ（犯罪率や開発計画など）、公衆の衛生や安全、社会サービス（学校や病院など）などが被る影響が「社会文化的影響」として挙げられてきている⁵。国家環境政策法はさらに、仮に実施機関がある「社会文化的影響」の存在を認識したとしても、それが重大か否かの判断もまたその機関の裁量に委ねている。以上のような事情から、現在の環境影響評価制度では、実施機関の政治的な思惑によって連邦機関の行為が人間環境に与える「社会文化的影響」が意図的に軽んじられ、相対的に物理的・自然的環境に関する影響評価が偏重される傾向が指摘されてきた。

例えば連邦最高裁判所は、1979年に起きたスリーマイル島原子力発電所事故をめぐる判決の中で、原子力発電所建設計画の環境影響評価書の中で、計画のリスクが人びとに与える心理的影響が「社会文化的影響」として取り上げられなければならないかどうかについて、次のような見解を示した。連邦機関が計画から生じるあるリスクを認識している場合には、そのリスクと人びとの心理的影響との間に明確な関連性が認められることから、そのリスクは物理的・自然的環境であると考えられるため、そのリスクに関する「社会文化的影響」の評価が必要である。しかしそうでない場合には、そのリスクは物理的・自然的環境とは言えないから、それについての環境影響評価は実施されなくてもよい⁶。この判決は、実施機関が環境影響評価書で取り上げる「社会文化的影響」の内容を決定する際、物理的・自然的環境との関連性の有無が基準となることを確認したのだが、連邦の行為が人間に与える影響と物理的・自然的環境との関連性の有無の判断が、実施機関の裁量に委ねられていることも確認したため、実施機関の間では、「社会文化的影響」を都合良く解釈する傾向が定着した⁷。その結果、人間環境の向上という国家環境政策法が掲げる目標を達成するうえで、環境影響評価制度において「社会文化的影響」に関する評価が果たす役割は著しく縮小した⁸。

しかしスリーマイル島原子力発電事故が示すとおり、国家の行為が人びとの生活に影響を及ぼす以上、環境影響評価制度のもとで「社会文化的影響」に関する評価は慎重に行われなければならない。こうした問題提起は、近年、とりわけ考古学的遺跡や歴史文化財の保護を推進する専門家によって行われてきた。それは、実施機関の行為が文化財に与える影響が、環境影響評価制度における「社会文化的影響」と密接な関係にあるからである。そこで本稿は、米軍再編計画の一環で策定したグアム島における基地拡充計画について、国防総省が2006年4月から2010年9月にかけて実施した環境影響評価書を取り上げ、その作成過程で考古学者や歴史文化財の保護を推進する人びとが提起した「社会文化的影響」に関する議論に着目しながら、環境影響評価制度の限界と今後の課題を明らかにしたい。

1. 問題の所在

(1) 環境問題としての文化財保護

文化財の保護が環境問題として提示されたのは、国家環境政策法においてである。考古学者は、環境保護と結び付けられた自然資源管理政策に対して国家予算が潤沢に投じられるのを見て、考古学的遺産や歴史的な文化財の管理に環境保護の視点を導入しようとしたのであった⁹。

自然資源は土地を離れては存在しないことから、伝統的に、自然資源管理政策は土地政策と密接な関係にあった¹⁰。「環境保護政策」は1963年に初めて使用された言葉であったが、環境保護の考え方は、それまでもアメリカにおける土地利用のあり方、とりわけ連邦政府の公有

地政策に影響を与え、自然資源の利用に関する制度の形成を促していた。建国後間もないアメリカでは、領土拡大の過程で、連邦政府が獲得した土地を公有地とした後に個人へ売却する政策が採用された。それは独立前に、北米の植民者の間でイギリス帝国の土地政策に対する強い反発が起こり、土地は個人によって所有されるべきものという価値観が醸成されていたからであった¹¹。先買権法（1841年）やホームステッド法（1862年）などの連邦法によって私有地制度が完成したが、19世紀末にいわゆる「フロンティアの消滅」が宣言されると、この制度によって資源の乱開発と自然環境の破壊が引き起こされたことに反省を促す思想家が現れ、市民の間でも土地とそこに存在する自然資源が持つ公的な側面が認識されるようになった。そこで連邦政府は、公共目的に照らして私有地の利用を制限するとともに、公有地の個人譲渡を中止したほか、その一部を国有林や国立公園に指定して開発を禁止するなど、原生自然を保護する体制を整備した。このように、フロンティアの消滅を契機として、自然資源をめぐる開発派と原生自然保護派の対立の中で形成された自然資源管理政策に基づき、アメリカの公有地政策は修正されてきた¹²。

自然資源管理政策を支える考え方は、大きく分けて三つある。特定の目的以外の利用を認めない「排他的利用」(exclusive use)、バランスのとれた公有地開発を認める「多用途利用」(multiple use)、および自然保護という「目的」とレクリエーションなど土地の「利用」の間に優劣をつけない「共生利用」(compatible use)である¹³。これらの考え方は、開発派と原生自然保護派の公有地政策に影響を与えてきた。上述のように、19世紀末より原生自然保護派の人びとが公有地の用途をレクリエーションに限定して開発を禁止するために排他的利用を推進した結果、内務省によって国有林の一部が国立公園や野生生物保護区に指定された。これに対し、1960年代になると、開発派の農務省森林局は、国有林の「用途」の優先順位を決定する権限を確保した上で多用途利用の原則を国有林管理政策に導入し、巧みに国有林の開発を推進したのであった¹⁴。

1990年代になると、国立公園や国立野生生物保護区の管理政策に転期が訪れた。国立野生生物保護区管理改善法の成立に見られるように、保護区内のあらゆる開発をすべて禁止するという、それまでの排他的利用の考え方が見直され、生態系を損なう開発行為に限り禁止するという、共生利用の考え方が国立野生生物保護区の管理政策に導入されたのである。その結果、野生生物保護区の管理政策は、それまでの保護区別の独立した管理体制から、保護区間の連携を図る管理体制へと変化した。「生態系の完全性」という概念が、自然資源管理政策に基本的な変化を促したのである¹⁵。

このように、自然資源管理政策は環境保護に資する公有地政策として発展してきたのであるが、一方、文化資源の管理はどうであろうか。考古学者は、国家環境政策法のもとで文化財の

保護を推進するため、「文化資源管理」という考え方を発案した。「はじめに」で紹介したように、国家環境政策法では自然環境だけでなく自然環境と人間との相互関係も包摂する概念として人間環境が提示された。そしてその向上のために、「重要な歴史的、文化的、国家遺産の自然的側面」などあらゆる文化資源を保護する方針が示されたのである。しかし、自然資源の場合と異なり、文化資源管理を実現する政策はまだ発展途上である¹⁶。

自然資源同様、文化資源もまた土地を離れて存在できない。考古学者らはこの点に注目し、人間環境の保護に資する土地利用を追求することで、環境保護と結び付いた文化財保護のありかたを模索しようとした。その結果登場したのが、文化資源管理という考え方である。管理すべき「文化資源」の法的定義はないが、連邦法によって個別に保護されている文化財には歴史的文化財、考古学的遺跡、ネイティブ・アメリカンの文化財、歴史的資料などの有形財のほか、宗教的慣行、コミュニティの価値観、聖地などの無形財がある。従来、これらの文化財は個別に保護されてきたのに対し、文化資源管理は、有形・無形の文化財が構成する「文化環境(cultural environment)」を統合的に保存するという考え方に基づいている¹⁷。文化資源管理を推進する考古学者トーマス・F. キングによると、「物、価値観、信仰、認識、慣習、伝統、象徴、社会制度などの文化財は、複雑に絡み合って人間やコミュニティを形成している」から、文化資源管理は特定の文化財ではなく「統合的な文化環境を対象として行われなければならない」¹⁸。先に自然資源管理の分野では「生態学上の完全性」、すなわち生態系の維持に注目した共生利用の原則が1990年代から推進されてきたことを紹介したが、文化資源管理の分野でも、文化財の「完全性」の考え方が注目されているのである。

1996年に国家登録簿制度——いわゆるナショナル・レジスター——が修正され、新たに伝統的文化財が保存対象となったのはその例である。それ以前の国家登録財の分類項目は、建築物、構造物、文化財、地区であった。すなわち、1996年までは有形財だけがナショナル・レジスターの対象となっていたが、新たに無形の伝統的文化財が国家登録財の分類項目に加えられたのであった¹⁹。この修正について、国家登録財を管理する内務省国立公園管理局は、伝統的文化財の保存にあたってはデザイン、場所、外観、コミュニティとのつながりなどによって構成される「場の完全性」の維持が鍵であると強調しており、伝統的文化財の保存には文化資源管理の考え方が反映されていることがわかる²⁰。

国家登録財に限定されるものの、文化資源管理の考え方に基づく文化財の保存を実現するうえで、国家歴史保存法の第106条が定める手続きは重要である（以下「第106条プロセス」）。それは、第106条プロセスにおいて行われる議論とその結果が環境影響評価書へ反映されることによって、文化資源管理政策が実施されるからである。第106条プロセスは実施機関に対し、計画が国家登録財に与える影響を評価するにあたって「協力機関」と協議することを求めている

る²¹。実施機関と協力機関は、前者が提案する実施案（proposed action）について協議を行い、代替案（alternatives）を策定する。次に実施案と代替案の影響評価、およびそれぞれの緩和策の検討を行う。最後に、実施案および代替案の影響評価と緩和策の実施による影響について比較検討を行って計画の実施方法を決定し、プログラム合意書を締結する²²。合意書は、環境影響評価の最終決定書に反映される。すなわち、連邦の実施機関は、国家歴史保存法の第106条プロセスで行った議論をふまえて協力機関と締結したプログラム合意書の内容を、国家環境政策法のもとで実施する環境影響評価書へ反映させることによって、国家登録財に与える影響に配慮した計画の実施方法を決定する。この過程で、協力機関によって文化資源の持つ有形・無形の価値が明らかにされ、文化資源管理の考え方に基づく国家登録財の保存が可能となる。なお、第106条プロセスは連邦機関だけでなく非政府組織にも協議機関となることを認めており、国家登録財の保護活動に市民の参加を促している。また、同プロセスは独立した連邦機関である歴史保存諮問委員会によって監督されている。省庁の長を含む20名の委員で構成されているこの委員会は、大統領と連邦議会に対して助言を行うため、第106条プロセスにおける議論が政策形成を促すのは、環境影響評価書を通じてだけではない。

現在、文化財保護の専門家は、国家歴史保存法の第106条プロセスを、あらゆる文化資源を保護の対象とする国家環境政策法の環境影響評価制度に関連づけることで、環境保護の分野で文化資源管理政策を推進しようとしている。ただしプログラム合意書には法的拘束力がないため、第106条プロセスにおける議論を環境影響評価書のうち、「社会文化的影響」へどれだけ反映させることができるかが、国家環境政策法のもとで文化資源管理を推進するうえで重要である。しかし「はじめに」で述べたとおり、何を「社会文化的影響」とするかは、実施機関の裁量に委ねられているのみならず、実施機関が政治的思惑から意図的に「社会文化的影響」を軽視する傾向もある。そのため、考古学者や歴史文化財保護を推進する専門家は、文化資源が自然資源同様、土地と離れて存在しないことから、人間環境の保護に資する土地利用を推進するため、環境影響評価における「社会文化的影響」に関する評価のあり方を議論している²³。

(2) 課題と分析方法

現在グアム島で、考古学者や歴史文化財保存の専門家が、先住民チャモロ人の聖地の軍事利用計画を中止するよう、環境影響評価制度を通じて国防総省に要求しているのは、その例である。国防総省は冷戦終結後に開始した米軍再編の一環で、2006年に「グアム統合軍事開発計画」（以下「ビルドアップ計画」）を公表した²⁴。国防総省は、この計画が人間環境に重大な影響を及ぼすと判断したため、環境影響評価をふまえて実施方法を決定し、基本計画を策定しなければならなかった。そこで環境影響評価書の作成と平行して作成していた基本計画案を2008年に

公表し、その中で、国防総省が所有していない、島の東海岸中央に位置するパゲ (Pågat) に海兵隊の射撃訓練施設を建設する計画 (以下「パゲ計画」) を明らかにした。その後、2009年11月に公表した環境影響評価書案の中で、国防総省は、パゲ計画を実施することを明らかにしたのであった。

ところでパゲの一部 (パゲ村) は国家登録財であるため、ナショナル・レジスターの対象である²⁵。この制度では、内務長官が国家登録財ならびに国家歴史保存基金を管轄し、国立公園管理局がそれらを運営する。国立公園管理局は州政府の歴史保存局から申請された国家歴史保存プログラムを承認し、同局に対して国家歴史保存基金から支援金を交付し、プログラムの実施を監督する。国立公園管理局に承認されたプログラムは、実際には州政府の歴史保存局から財政的支援を受けた個人や団体によって実施される。グアム島の場合、島政府公園レクリエーション省グアム歴史保存局からの交付金を基に、グアム歴史保存基金 (Guam Trust for Historic Preservation; 以下「グアム・トラスト」) と全米歴史保存基金 (National Trust for Historic Preservation; 以下「ナショナル・トラスト」) がパゲの保存活動を実施している。

パゲ計画について、国防総省の環境影響評価書の作成過程に参加するため、グアム・トラストはナショナル・トラストとともに、第106条プロセスに国防総省の協力機関として参加し、射撃訓練施設の建設地の変更を求めた。その過程で、島民の間でもパゲ計画の中止を求める声が高まったが、国防総省が応じないため、グアム・トラストはナショナル・トラストやビルドアップ計画の中止を求める島の草の根組織とともに、パゲ計画の中止を求めて同省を提訴するに至った。提訴に先立ち、ナショナル・トラストやグアム・トラストの専門家は、文化資源管理の考え方に基づき、ビルドアップ計画の環境影響評価書案中、パゲ計画の「社会文化的影響」に関する評価の問題点を繰り返し指摘した。

しかしチャモロ人にとって、ビルドアップ計画の「社会文化的影響」は、国防総省による新たな土地の軍事利用から国家登録財が被る負の影響だけではない。連邦政府の定義によると、「チャモロ人 (the Chamorro)」とはアメリカが島を領有した1898年当時のグアム島民とその子孫が島の先住民であることを示す、法的地位である。したがって、彼らが一世紀以上に亘って米軍基地から受けてきた負の影響は、非チャモロ系住民と比較して格段に大きい。それゆえ、チャモロ人は過去から蓄積された、あらゆる負の「社会文化的影響」が解決されることなくビルドアップ計画が実施されれば、すでに進行してるグアム島先住民の文化のみならず、その存在すらも消滅させる、民族の「身体的・文化的ジェノサイド」に拍車がかかることを懸念したのであった。本稿では、チャモロ人の「ジェノサイド」をもたらしかねないような、「19世紀末に始まるアメリカ支配以来、グアム島で蓄積されてきた負の『社会文化的影響』」をチャモロ・イシューと呼ぶこととする。

しかし次に見てゆくように、国防総省がビルドアップ計画に関する環境影響評価において、チャモロ・イシューを取り上げることはなかった。このことに照らせば、第106条プロセスの協力機関がパゲ計画の「社会文化的影響」を「チャモロ・イシュー」として提示し、国防総省がそれを正当に評価しようとしないことを問題とし、それを連邦レベルの政治的課題とすることに成功したことについては、一定の意義を見出すことができる。しかし国防総省、第106条プロセスの協力機関、チャモロ人の中で繰り返された、ビルドアップ計画の「社会文化的影響」をめぐる闘争の結果、ビルドアップ計画そのものの中止を求めているチャモロ・イシューが、パゲ計画の中止を求めるだけのものへと矮小化された。この問題意識に基づき、次節以降では環境影響評価の中で議論された異なる「社会文化的影響」を比較する。さらに国防総省が、環境影響評価書で「社会文化的影響」をどのように扱ったのかを検討することで、環境影響評価制度の限界を明らかにする。

2. チャモロ・イシューをめぐる政治学

(1) マガ・ハガのチャモロ・イシュー

国防総省は、ビルドアップ計画のもとで2012年から5年の間に実施することを決定した在沖縄海兵隊移転、原子力空母の係留、空軍基地におけるミサイル防衛機能のほか²⁶、短期間に集中して行われる建設作業や在沖縄海兵隊の大規模移転によって引き起こされる、道路、上下水道、電力、廃棄物などの社会インフラ不足が島民の生活の質に与える影響について環境影響評価を実施した²⁷。

第1節では社会的立場の違いを考慮することなくチャモロ人とそのチャモロ・イシューに言及したが、ビルドアップ計画に対する問題意識は立場によって異なっている。すなわち、同じチャモロ人でも島政府の知事や行政機関の職員と、草の根組織のメンバーや草の根の人びとの声を代弁する島議員とでは、チャモロ・イシューとその「社会文化的影響」についての考え方は異なる。後述するが、ビルドアップ計画の環境影響評価が実施された当時の島の知事や行政機関の職員はビルドアップ計画を支持していたため、その考え方や行動は、基本的に国防総省の職員と同じであった²⁸。本稿の目的は、「社会文化的影響」に関する環境影響評価制度の限界と課題を明らかにすることにあるから、本節では草の根のチャモロ人が考えるビルドアップ計画のチャモロ・イシューとその「社会文化的影響」を明らかにする。

チャモロ・イシューを明らかにするうえで手がかりとなるのが、環境影響評価制度のスコーピング制度である。これは、実施機関が環境影響評価書で取り上げるべき「計画の実施案についての重要な課題や関心」を計画から影響を受ける利害関係者から聴取するために定められた制度で、実施機関は環境影響評価を実施することを決定した場合、なるべく早い段階で住民を

含むあらゆる利害関係者と意見交換する機会を設けなければならない。そこでビルドアップ計画の実施を任された国防総省の海軍省（以下「海軍省」）は「統合グアム計画室」（Joint Guam Program Office；以下“JGPO”）を発足させ、JGPOは2007年4月17日から5月21日をスコーピング期間に設定した²⁹。期間中、JGPOはまずビルドアップ計画の説明会を開催し、その後電子メールや郵送などの方法で計画とその環境影響評価書に関する意見を受け付けた。

その結果を要約した報告書（以下「スコーピング・レポート」）では、第4章3節「スコーピング会議の参加者とその意見の要約」の第4項で「チャモロ人の関心事（Chamorro Interests）」が挙げられている。そこでは、ビルドアップ計画によって、チャモロ人が負の「社会文化的影響」を被る分野として、自治、多文化共生、チャモロ人のマイノリティ化およびチャモロ文化の衰退が挙げられている³⁰。

このうち自治以外の項目—すなわち多文化共生、チャモロ人のマイノリティ化、チャモロ文化の衰退—は、いずれも島知事を長とする「文・民タスクフォース」（Civilian Military Task Force；以下“C/MTF”）の委員によって挙げられた。C/MTFはJGPOの窓口機関として、2006年に当時の島知事フェリックス・カマーチョが発足させた、「島コミュニティとJGPOを結ぶ唯一の窓口機関」であった。11の委員会（公共の安全、環境、港湾・関税、労働、教育、社会・文化、医療・社会サービス、住居、経済開発、政府サービス、インフラ）から構成されており、委員にはJGPOをはじめ、関係する連邦政府や島政府機関のほか、草の根組織の関係者が就任していた。C/MTFがすべての利害関係者の意見を集約してJGPOへ伝えるため、住民の関心事がビルドアップ計画の基本計画に反映される制度は整えられていたが、C/MTFは国防総省経済調整室が直接島知事を支援して発足させた機関であったから、本質的には国防総省の立場を推進する立場にあったと考えるのが自然である³¹。実際、C/MTFの実態は委員の意見をJGPOへ伝えるというよりは、むしろ「委員に対し、連邦政府が既に決定した事項を伝達するだけの機関」であったという³²。

したがってC/MTFの委員によって指摘された「チャモロ人の関心事」は、ビルドアップ計画を支障なく実施するという観点から指摘されたと言うべきであろう。それは、多文化共生、マイノリティ化、チャモロ文化の振興の問題は、C/MTFの発足を支援した国防総省経済調整室がビルドアップ計画に対するチャモロ人の反発を回避するために明らかにした、計画実施の「原理原則」と密接な関係にあることから明らかである。「原理原則」では、「軍」・「民」コミュニティの相互尊重、協力関係の構築、対話のほか、連邦政府による「民」コミュニティへの投資が挙げられている³³。すなわちC/MTFの社会・文化委員会が多文化共生の問題を指摘し、医療・社会サービス委員会がマイノリティ化がチャモロ人の自治権行使に与える影響やチャモロ文化の衰退を問題視したのは、「軍」と「民」のコミュニティの調和を図り、信頼関係を構築

するためであったと考えられる。

無論、草の根のチャモロ人がこれらの問題に関心がなかったわけではない³⁴。しかし彼らは、ビルドアップ計画の実施によってもたらされる「社会文化的影響」に限定して問題を考えていたわけではなく、長年に亘る連邦政府の植地的な島支配によってもたらされてきた「社会文化的影響」の是正を求めてチャモロ・イシューを提示したのであった。チャモロ・イシューを理解するうえで手がかりとなるのが、「マガ・ハガ (maga haga; チャモロ語で「女性指導者」の意)」の言動である。それは、母系社会のチャモロ社会では伝統的にマガ・ハガがコミュニティに影響力を持ってきたのであり、それは現代社会においても変わらないからである³⁵。島議会で議員として、また「グアム学協会 (Guam Studies Association)」や「植民地支配下にあるチャモロ人連合 (Colonized Chamoru Coalition)」などで活動家として活躍するマガ・ハガが自治の問題を指摘していることから、この問題は、C/MTFの委員によって指摘された多文化共生、マイノリティ化、チャモロ文化の衰退の問題とは本質的に異なることが伺える。

マガ・ハガは、「白人の家父長的な軍事支配の終焉」という観点からビルドアップ計画の問題を定義し、その解決策として自治を達成すべき目標に掲げた³⁶。1960年に採択された国際連合の総会決議で、グアム島は非自治地域であるから、その先住民であるチャモロ人は島の法的地位を住民投票によって決定する自治権を有していることが確認された³⁷。マガ・ハガはこの国連決議に依拠し、連邦政府が島民に対する十分な情報提供や相談を行うことなく島に重大な影響を及ぼしかねない決定を一方的に行ったことは、19世紀末から続く植民地主義的な連邦政府と島の間での支配・被支配関係を象徴しており、したがってビルドアップ計画はチャモロ人の自治権を侵害していると主張した³⁸。グアム学協会のホープ・クリストバルは、フォード政権期、当時行われた連邦政府との地位交渉の島代表団に島議員として参加したほか、現在も国際連合非植民地化特別委員会で活動するなど、長年に亘ってチャモロ人の自治の問題に携わってきた人物である。クリストバルは、スコーピング会議から数ヵ月後の2007年8月に連邦議会下院エネルギー・天然資源委員会の島嶼問題小委員会で開催された公聴会「ビルドアップ計画がグアム島のコミュニティに与える影響」において、連邦政府が人びとを排除してビルドアップ計画を決定したことは、チャモロ人の自治権を侵害する行為であると証言している³⁹。

しかし、なぜマガ・ハガは自治をチャモロ・イシューとしたのだろうか。それは19世紀末にアメリカ領となって以来、第二次世界大戦中の日本軍による占領期間を除き、今日に至るまでグアム島が事実上の植民地のような支配を連邦政府から受けてきた結果、チャモロ人の存亡が危機にさらされるようになったと彼女たちが認識していたからであった。グアム島と連邦政府の関係を制度化したのは、島の領有から半世紀余りを経て制定された1950年グアム島基本法である。合衆国憲法第4条3節2項の定めにより、連邦議会は領土に関する決定権を持つにもか

かわらず、この島に関しては併合後半世紀以上に亘ってその法的地位を明らかにせず、1950年になってようやく、将来州に昇格しないことを確認したうえで未編入領土としたのであった。一方、連邦議会はチャモロ人に連邦市民権を付与したものの、彼らの国政参加だけでなく⁴⁰、自治権の行使にも大きな制約を課してきた。その典型的な例が、連邦法と島法の関係である。島基本法は、島議会に島法制定の権限を認める一方で、連邦法に反する島法は廃止されることを定め、連邦法が島法に対して優位であることを明らかにしている⁴¹。

グアム島と連邦政府との間の制度化された支配・被支配の関係は、この島におけるチャモロ人のマイノリティ化を進行させただけでなく、島の自然環境や彼らの心身を脅かしてきた。例えば、アメリカが1950年代から70年代にかけてマーシャル諸島で繰り返し行った核実験や軍事廃棄物の投棄によって自然環境が汚染された結果、癌患者は年々増加している⁴²。また米軍基地の存在によって特に女性や子供の安全は脅かされてきたほか、チャモロ人の自殺率は国際的に見ても高い⁴³。先に引用した公聴会で、クリストバルは身の安全を意味する「われわれのセキュリティー」を、国家安全保障を意味する「あなた方のセキュリティー」と対峙させ、国防総省に対し、あらゆる決定を「女性や子どものセキュリティーと健全な自然環境」に配慮して行うよう求めている。

以上のように、マガ・ハガは、チャモロ人の存亡がかかっている歴史的な軍事支配によって蓄積されてきた「社会文化的な負の影響」の解決に向けて、ビルドアップ計画で自治を求めた。マガ・ハガは、ビルドアップ計画公表後、間もなく草の根組織「フエテサン・ファミラオアン (Fuetsan Famalao 'an; チャモロ語で「女性パワー」を意味する)」を立ち上げ、島の自治実現に向けた活動を開始した⁴⁴。

(2) チャモロ人の「社会文化的影響」

マガ・ハガはまた、島議会を通じて環境影響評価で取り上げられるべきビルドアップ計画の「社会文化的影響」の具体的内容を明らかにした。その中心的人物のひとりが、ビルドアップ・国土安全保障委員長ジュディス・ガサーツである。ガサーツのイニシアチブによって島議会で採択されたチャモロ人の「優先的関心事項」を手がかりに、マガ・ハガが考えるチャモロ人の「社会文化的影響」の内容を見てみたい。

島議会が優先的関心事項を採択したきっかけは、ビルドアップ計画の公表後に起きた、連邦政府が都合のよい政策を一方向的に決定して島に押し付けるといふ、連邦政府と島との関係を象徴する出来事であった。連邦議会はビルドアップ計画に必要な労働力を確保するため、2009年から5年間に限り、グアム島と北マリアナ諸島連邦に短期滞在する外国人に対する査証を免除する査証地域免除プログラムを決定した⁴⁵。このプログラムによって北マリアナ諸島連邦にも入

国管理に関する連邦法が適用され、グアム島を含む北マリアナ諸島全域の移民を管理することとなった国土安全保障省は、国家安全保障上の理由から、中国とロシアをこのプログラムの対象国から除外した。しかし観光業振興のため両国から観光客を増加させたい島政府は、両国を対象国とするよう連邦政府と交渉した。しかし国土安全保障省は国家安全保障を理由に応じようとせず、島では一方的に連邦移民政策が押し付けられたことに対する不満が高まった⁴⁶。

さらに、査証免除地域プログラムをめぐる島政府と国土安全保障省との間で交渉が行われている最中の2008年9月、海軍省が環境影響評価書案（Draft Environmental Impact Statement；以下“DEIS”）と並行して作成していた基本計画書の案を連邦議会へ提出したことで、国防総省のパゲ計画が明らかとなった。基本計画案にアンダーソン空軍基地南に隣接する「島道15号沿い」一すなわちパゲーに、海兵隊の射撃訓練施設を建設する計画が記載されていたからである⁴⁷。パゲは島法の分類上、連邦政府が1930年代までに収用していたが、後に島政府へ返還した「先祖の土地」に該当する土地であることから⁴⁸、パゲ計画は国防総省が新たな土地の軍事利用を検討していることを示唆していた。しかし住民はJGPOから、2006年のスコーピング会議でビルドアップ計画は基地内で実施されるから基地外の土地を使用することはないという説明を受けていたのであり、パゲ計画はその説明と矛盾していた⁴⁹。しかも島知事を支援して土地利用計画を策定していた国防総省経済調整室は、基本計画案を部外秘に指定していたにもかかわらず、島知事に対しては同案を提示していた⁵⁰。アメリカ本土の土地投機業者の中には同案を入手し、すでに知事にパゲの土地の賃貸契約の申請を行った会社も現れていたほどだった⁵¹。

パゲ計画について島議会から確認を求められた海軍省は、基本計画案は「2010年初頭まで決定されない」と回答している。しかし、同省が2010年初頭に最終評価書（Final Environmental Impact Statement；以下“FEIS”）をふまえてビルドアップ計画の実施方法を決定する予定であったことを考慮すれば、この回答は単に手続き上のスケジュールを確認したに過ぎないものだった。しかも実際にDEISが提出される一年以上も前に、すでに国防総省、島知事、土地投機業者がパゲの軍事利用に向けて一致した行動をとっていたという事実を、海軍省が島議会に対してこうした形式的な回答を行った事実に加味して考えれば、国防総省が島知事と連携してパゲを確保し、環境影響評価にかかわらずパゲ計画を実施することを意図していたことは明らかだった⁵²。

査証免除地域プログラムの一件とパゲ計画の「発覚」により、チャモロ人は国防総省をはじめとする連邦政府の不透明で一方的な意思決定のあり方に対する疑問と反発を強め、島議会ではグアム島が連邦政府の事実上の植民地であるという認識が新たにされた。島議会ビルドアップ・国土安全保障副委員長ローリィ・レスピシオは、本土の業者だけを利するようなパゲ計画

を「『チーム・グアム』の結束力」で阻止しようと呼びかけ、島の利益を第一に考える「グアム・ファースト委員会」を議会内に設置し、この組織をビルドアップ計画の基本計画の立案と実施に関与させる法案を提出した。先に触れたように、基本計画に関するJGPOの窓口機関は島知事が長を務めるC/MTFだけであったから、グアム・ファースト委員会の設置は、そこに島議会が関与する試みであった。

島知事は拒否権を発動したが、2008年12月に島議会はこの法案を全会一致で可決した⁵³。そしてグアム・ファースト委員会における審議を経て、環境影響評価書で取り上げられるべき「優先的関心事項」を採択したのであった。そこでは「島と島民に悪影響を与え続けてきた」島と連邦政府の関係を是正する17の解決策が挙げられていたが、それらは、ビルドアップ計画の実施によって引き起こされる、インフラ不足を中心とする「これからもたらされる負の影響」についてではなかった。チャモロ人の自治権、島の法的地位の向上、使用されていない特別保留地の返還、戦後補償、査証免除地域プログラムのような島に押し付けられた連邦法や連邦プログラムの撤廃、軍事活動によって汚染されてきた環境の浄化、核実験で被曝した風下住民に対する補償など、連邦政府との関係から歴史的にチャモロ人が被ってきた、「これまで蓄積されてきた負の影響」の解決策が大半を占めていた⁵⁴。すなわち、チャモロ・イシューでは、今後実施されるビルドアップ計画よりも、島における米軍基地の存在からチャモロ人が受けてきた「社会文化的影響」が問題とされていたのであった。実際、優先的関心事項では、パゲ計画もビルドアップ計画も言及されていなかった。

(3) 国防総省の「社会文化的影響」

それでは国防総省は、マガ・ハガの要求にどのように応えたのだろうか。2009年11月に公表されたDEISの中で、「社会文化的影響」は第7巻第3章「計画の代替案の影響とその緩和可能性に関する評価」の第15項「社会経済的影響」に記載されている。そこでは治安の悪化や風俗の乱れの問題、とりわけ軍人および外国人労働者など非チャモロ移民の増加による多文化共生の問題とともに、チャモロ文化の衰退とマイノリティ化の問題が「チャモロ・イシュー」として挙げられている⁵⁵。しかしスコーピング・レポートで紹介したとおり、多文化共生、マイノリティ化、チャモロ文化の衰退に関する問題はC/MTFによって指摘されていた問題であった。すなわちDEISでは、C/MTFが挙げた問題に限定して「社会文化的影響」が評価されたのであった⁵⁶。

DEIS第7巻の第3章15項「社会経済的影響」は、実は「社会経済的影響評価書案（Draft Socioeconomic Impact Assessment Study；以下“DSIAS”）」を基に作成されたものであった⁵⁷。DSIASは国防総省経済調整室が島知事を支援して作成した報告書であり、後にビルドアップ計

画が島の財政に与える影響に関する「財政影響評価書」となり、最終的に2010年度予算要求の資料として大統領に提出された。つまりDSIASとそれを元に作成されたDEISの「社会文化的影響」は、国防総省の意図が反映された「社会文化的影響」であった⁵⁸。

DSIASの「社会文化的影響」の中で「チャモロ・イシュー」の項目が挙げられていることから、国防総省が「チャモロ・イシュー」をビルドアップ計画の環境影響評価において取り上げるべき「社会文化的影響」の項目として位置づけていることは確認できる⁵⁹。しかしDSIASで「チャモロ・イシュー」に割り当てられたページ数は、本文243ページのうちわずか3ページであり、しかもその内容はC/MTFが挙げた問題に限定されていた⁶⁰。結局、マガ・ハガの意見はDEISおよびDSIASで取り上げられた「チャモロ・イシュー」とそれに関連する「社会文化的影響」には反映されなかったのであった。しかも国防総省は、DSIASはDEISを補完するが、あくまでも「独立した (stand-alone)」報告書であることを強調して、社会的影響評価と環境影響評価との関連性を弱めている⁶¹。これは国防総省が、DSIASを国防総省の考える「社会文化的影響」を是正するための予算を確保する手段として位置づけていたことを示すと同時に、同省が環境影響評価における「社会文化的影響」に関する評価の重要性を意図的に低めようとしたことを示唆している。

(4) チャロモ人の「身体的・文化的ジェノサイド」

DEISの「社会文化的影響」に関する評価について、マガ・ハガは、このように不十分な「社会文化的影響」しか評価されなかった環境影響評価書に基づいてビルドアップ計画が実施されればチャモロ人の「ジェノサイド」につながりかねないと主張し、国防総省に対して、計画の中止も視野に入れてDEISを修正するよう要請した。島議会も、DEISの「社会文化的影響」の評価とそれに対する緩和策は不十分であり、「連邦政府は未編入領土グアム島に対する行政責任を果たしていない」と非難した。そして大統領バラク・オバマと連邦議会に対し、十分な「社会文化的影響」の評価を行うこと、特に優先的関心事項を取り上げてDEISを修正することを求めた。そしてこの要求が聞き入れられない場合、やはりこの計画を実施しない代替案をDEISで検討するよう求めた⁶²。

アメリカの軍事支配のもとで蓄積されてきた負の影響がビルドアップ計画によって緩和・解消されなければ、チャモロ人の「ジェノサイド」につながりかねないというマガ・ハガの指摘は、草の根レベルのチャロモ人の間で広く共有された⁶³。島議会で決議が採択された一週間後、チャモロ文化の保護を推進する草の根組織がDEISの「社会文化的影響」に対して反論を行った。それによると、DEISはビルドアップ計画がマイノリティ化、言語や文化、自然環境、経済などの分野でチャモロ人に「重大な負の影響」をもたらすことを認めたにもかかわらず、緩

和策は「不十分で一時しのぎ」なものであることから、チャモロ人の「身体的・文化的ジェノサイド」を引き起こす可能性があった⁶⁴。海外に移住したチャモロ人からも、DEISの「社会文化的影響」に関する問題点が指摘された。アメリカ西海岸在住のチャモロ人が中心となってグアム島で自治を実現するために発足させた草の根組織“West Coast Famoksaiyan”は、「アメリカによるグアム島の軍事支配が長期に亘って物理的環境と人間の健康に与えてきた深刻な被害」に照らし、DEISで記載された緩和策は不十分であると批判した。

民族の存亡という危機意識は、ビルドアップ計画を機に突如形成されたわけではなかった。その意識は、連邦政府の島認識に対して従来からチャモロ人の中で醸成されていた。連邦政府の島認識は、例えば国防総省高官が島に言及する際に用いる表現から伺うことができる。彼らが連邦議会における公聴会などで、グアム島を「太平洋の要塞」、「アメリカの不沈空母」、「矛先」など、あたかもこの島には住民が存在していないかのような表現を用いてきたことについて、人権活動家や研究者らは、国防総省の島認識の中でチャモロ人は抹殺されていると指摘してきた。例えば、民族的マイノリティの人権保護を専門とする弁護士として国際的に活躍しているジュリアン・アグオンは、『『太平洋の要塞』や『アメリカの不沈空母』という表現は人びとの存在を抹殺している』と述べている⁶⁵。またロバート・ステイサムは、グアム島の法的地位がアメリカのテリトリーであることに触れながら、連邦政府のテリトリー（領土）政策では「常に人間の存在が見過ごされてきた」ことを指摘している。ステイサムはその根拠として、合衆国憲法の州に関する項目では、市民としての住民の存在に言及が行われているのに対し、テリトリーに関する項目ではそうでないばかりか、テリトリーはアメリカの「所有物」と表現されていることを指摘している⁶⁶。ステイサムによれば、「アメリカ合衆国のテリトリーであるグアム島は、国家の所有物にすぎない」ため、そこに住む人びとの存在は等閑視されている。2010年3月に連邦下院軍事委員会で開催された公聴会で「われわれは……グアム島を所有している」と発言した太平洋軍司令官ロバート・ウィラードが島知事カマーチョから謝罪を求められたのも、彼の発言がチャモロ人の存在を等閑視していたからであった⁶⁷。マガ・ハガにとって、ビルドアップ計画の「社会文化的影響」はチャモロ人の「身体的・文化的ジェノサイド」にはかならず、その解決策は自治の実現であった。しかし国防総省は、「自治の問題は政治的問題であり、環境影響評価制度のスコープを超えている」として、この問題を取り上げることが拒否したのであった。

(5) オバマ政権下の「ワン・グアム政策」

ここまで、国防総省が環境影響評価でチャモロ・イシューとその「社会文化的影響」の評価を回避したことを見てきたが、ここで、逆に国防総省が環境影響評価書で十分な評価を行った

「社会文化的影響」として「生活の質に関するイシュー」を見ておこう。本節(1)で紹介した国防総省経済調整室の「原理原則」でも「民」コミュニティへの投資が挙げられていたとおり、国防総省はビルドアップ計画によって島民の生活の質が低下する事態を問題視していた。しかしグアム島基本法の定めにより、島で国防総省の管轄権が及ぶ範囲は大統領の特別保留地に指定されている基地に限られており、それ以外の土地はグアム島政府の管轄下にあるため、国防総省は基地外のインフラ施設拡充に必要な予算措置を講じることはできない。そこでオバマ政権は「ワン・グアム」政策によって、民間人の生活の質に関するイシューの解決を図った。

ワン・グアム政策は、連邦政府をあげて実施された。特に国防総省、連邦議会、内務省、農務省、環境保護庁、環境諮問委員会などが、ビルドアップ計画のもとで軍事施設だけでなく「民」のインフラも充実させ、基地内外の「バランスのとれた開発」を推進するというワン・グアムの考え方を支持したが、特にワン・グアム政策の予算を確保するうえで連邦議会が果たした役割は大きかった。本節(1)でも触れたように、まず2007年8月に連邦議会下院エネルギー・天然資源委員会の島嶼問題小委員会で「ビルドアップ計画がグアム島のコミュニティに与える影響に関する公聴会」、その後2008年5月に上院エネルギー・天然資源委員会で「グアム島における軍事ビルドアップ—シビリアン・コミュニティへの影響、計画立案とその対応についての証言を得るための公聴会」が開催され、ビルドアップ計画が島の民生部門に与える影響が明らかにされるとともに、それに対する連邦政府の責任が明らかにされたのであった。

これらの公聴会の目的は、2010年度連邦予算要求で、生活の質の低下を防ぐために必要なインフラ整備の概算要求の根拠となる資料を作成することであった⁶⁸。例えば島知事カマーチョは、生活の質を向上させるために不可欠な港、道路、電力、水に関するインフラの追加的な整備に必要な予算額について証言を行った⁶⁹。カマーチョの証言は連邦議会を通じて行政予算局へ提出され、後にオバマ大統領の2010年度予算教書に反映された。2010年度国防権限法でこの予算要求は認められなかったものの、カマーチョはただちに次年度に備えて「ワン・アイランド、ワン・ビジョン、ワン・フューチャー（ひとつの島、ひとつの展望、ひとつの将来）」政策を明らかにし、ビルドアップ計画のもとで民生部門のインフラ拡充のための財政支援を連邦政府に求めた。

連邦省庁もまた、ワン・グアムの考え方に基づいて島政府が所有するインフラを拡充する政策を推進した。例えば環境保護庁は、ビルドアップ計画が上下水道のサービスの低下を招くと指摘していたにもかかわらず、国防総省がDEISでこの問題の対策と財源を明記しなかったことから、DEISに対して最も厳しい評価である「Environmentally Unsatisfactory-3 (EU-3)」を与えた⁷⁰。環境諮問委員会の仲介で環境保護庁と国防総省が調整を行った結果、FEISではワン・グアム政策によって水源を確保することが明記された。その後2010年度国防権限法によ

て、ワン・グアム政策を推進するための権限を強化された国防総省は、「民」のインフラ整備に必要な財源を他の連邦機関や日本政府から確保したのであった⁷¹。

オバマ政権がワン・グアム政策のもとで積極的に生活の質に関するの 이슈に取り組んだことと比較すれば、同政権下でチャモロ・イシューが意図的に取り上げられなかったことは明白である。例えば連邦議会は、先に紹介した二度の公聴会で草の根組織のメンバーにほとんど証言の機会を与えなかった。特に一度目の公聴会はグアム島で開催されたにもかかわらず、ワン・グアム政策を推進する機関—連邦政府の内務省島嶼問題局やJGPOの代表者のほか、島の知事、村長、商工会議所や事業連合体などの代表者だけが公聴会に「招待」された。島議員ガサーツは、島議会国土安全・ビルドアップ計画委員長として証言を希望したが許可されず、「真の人びと (real people) の意見」を聴取しようとしぬ公聴会を厳しく批判した⁷²。例外的に「招待」されたフエテサン・ファマラオアのクリストバルも、「証言者が非常に限られている事実が示すとおり、連邦議会は島民の声を無視している」ことを指摘している。また2008年5月に上院エネルギー・天然資源委員会で開催された公聴会では、草の根組織が委員会に送付した書簡は、公聴会記録の「補遺」に掲載されるにとどまった⁷³。このようにチャモロ・イシューは取り上げられない一方で、生活の質に関する 이슈はビルドアップ計画から島民が受ける「社会文化的影響」として、連邦議会を通じて大統領へ伝えられ、ワン・グアム政策が実施されたのであった。

3. パゲ計画をめぐる文化資源管理の政治学

(1) パゲ計画の「社会文化的影響」

オバマ政権下で生活の質の 이슈がビルドアップ計画の主な「社会文化的影響」と定義され、財源を確保する努力が行われる中、考古学者や歴史文化財の保護を推進する人びとは、パゲ計画について文化資源管理の観点から別の「社会文化的影響」を指摘し、国防総省に対して DEISの修正を求めて環境影響評価のプロセスに参加した。

DEISで、国防総省はパゲ計画の「社会文化的影響」について、基地建設に起因する影響を直接的影響、計画実施後にもたらされる影響を間接的影響として評価していた。そして直接的影響は、訓練でパゲに存在する歴史的な文化財が破損される確率は非常に低いため「重大な影響はない (Less than significant impact; LSI)」と評価する一方、計画によってチャモロ人がパゲを自由に訪れることができなくなる事態については「重大な影響がある (Significant impact; SI)」と評価した⁷⁴。ただし後者の影響は、パゲの土地を収用するのではなくグアム先祖の土地委員会から借り受け、さらに一定の条件のもとで住民に開放することによって「重大な影響があるが、そうでない程度にまで緩和することが可能である」(Significant impact mitigable to

less than significant; SI-M) と評価した⁷⁵。しかも国防総省がパゲを管理すれば、人為的破損や自然風化を防止できるから、パゲ計画はむしろパゲ村の保存に資するとして計画を正当化し、最終的に、環境に重大な影響を与えることなくパゲに射撃訓練施設を建設することが可能であるという判断を示していた⁷⁶。

パゲ計画に関する上述のような評価を記載したDEISが公表されると、グアム・トラストやナショナル・トラストは、国家歴史保存法の第106条プロセスの協力機関となってビルドアップ計画の環境影響評価プロセスへ関与し始めた。それは第1節(1)で触れたとおり、連邦機関の行為が国家登録財に与える影響の管理は、1966年国家歴史保存法が定める第106条プロセスを通じて行われていたが、1969年国家環境政策法によって文化資源の保存が環境保護と結び付けられて以来、第106条プロセスは国家環境政策法が定める環境影響評価に関連づけられるようになったからである。

第106条プロセスの協力機関となるにあたって、グアム・トラストはパゲー帯を国家登録財の分類上、伝統的文化財とすることに成功した。すでに紹介してきたとおり、パゲの一部（パゲ村）は1974年に国家登録財となっていたが、グアム・トラストはナショナル・トラストとともに内務省に働きかけてパゲ村に隣接する地域（パゲ・サイトおよびマルボ・サイト）を国家登録財相当財とした。グアム・トラストはまた、パゲの持つ伝統的文化財としての側面も明らかにした⁷⁷。パゲ・サイトやマルボ・サイトには、古来より貴重な水源や伝統的な医療に使われる葉草が存在することから、チャモロ社会や文化にとって重要な場所であったが、そこに存在するのは有形財ではなかった。パゲは、チャモロ語で「(子孫に) 助言を与える」という意味を持つことから推察できるように、先祖の魂がパゲに存在していると信じるチャモロ人が先祖との結びつきを確認し、信仰を深める場であった。グアム・トラストはナショナル・トラストにパゲが持つこうした文化財としての特徴を説明し、パゲが「現存する共同体(living community)の慣習や信仰と深い関係にある」ことを認めさせたのであった⁷⁸。こうしてパゲ村、パゲ・サイト、マルボ・サイトで構成される一帯は国家歴史保存法が定める伝統的文化財となり、国防総省には同法を遵守する義務が生じた。

第1節(1)で紹介したように、伝統的文化財は、文化資源管理の考え方に基づいて国家登録財に導入された分類である。そこでグアム・トラストやナショナル・トラストは、伝統的文化財であるパゲに射撃訓練施設を建設するという国防総省の計画について、文化資源管理の観点から環境影響評価書の問題点を指摘した。伝統的文化財はコミュニティの歴史に深く根づき、そのコミュニティが文化的アイデンティティを維持する上で重要な文化資源であることから、「場の完全性」が保たれることが重要である。したがってパゲに射撃訓練場のフェンスが張られて自由なアクセスが制限されれば、人びととパゲのつながりは著しく損なわれてしまうので

あり、国防総省がDEISで示した賃貸契約や条件付きのアクセスなどの対処療法的な緩和策では、パゲの「場の完全性」を維持することはできない。グアム・トラストとナショナル・トラストは、DEIS、とりわけその第7章で示された文化資源に関する影響評価がチャモロ人のアイデンティティやコミュニティの存続に果たす土地の価値や役割を無視し、土地利用に関する「社会文化的影響」を十分に評価していないと指摘した。

グラム・トラストやナショナル・トラストの関心は、DEISで生活の質の 이슈ばかりが取り上げられ、文化財に対する影響評価が十分に行われていないことにあった。これらの機関の要望は、考古学的遺跡を展示するグアム博物館や、グアム歴史保存局の拡充支援策であったが、DEISで検討されていなかったことから、彼らは第106条プロセスに参加したのであった⁷⁹。

ナショナル・トラストは、パゲ計画に関する「社会文化的影響」評価は、直接・間接的影響の評価だけでは不十分であるとし、海軍省に対して「累積的影響評価」を実施するよう求めた。累積的影響とは、1960年以降について、計画が過去、現在、合理的な範囲で予測される未来にわたって環境に与える影響のことであるが⁸⁰、パゲ村が国家登録簿へ登録されたのは1974年になってからであることから、JGPOは「それ以前にグアム島で歴史文化財の保護活動が行われていたかどうかは明らかでない」として、パゲ計画の累積的影響評価を避けていた⁸¹。ナショナル・トラストの指摘は、歴史保存諮問委員会によって支持された⁸²。ナショナル・トラストはまた、第106条プロセスをつうじてより多くの住民組織と協議するようことを海軍省に求めたが、それはこのプロセスに参加していた非政府組織がナショナル・トラストだけだったからであった。しかし海軍省やJGPOがフエテサン・ファマラオワンやチャモロ・トライブなど、チャモロ社会や文化の保護を掲げる草の根組織に第106条プロセスへの参加を促すことはなかった。

結局海軍省は、ナショナル・トラストが行ったこれらの指摘の対応策を講じることなくプログラム合意書案を起草し、連邦レベルの協力機関に署名を求めた。しかし歴史保存諮問委員会をはじめ、他の連邦機関も署名を拒否したため、海軍省の合意書案は締結に至らなかった。

FEISが公表されるまでの間、グアム・トラストやナショナル・トラストは、海軍省に対して射撃訓練施設の建設地を再考するよう継続的に要請した。ナショナル・トラストは、グアム・トラストの提案を受けてパゲを2010年度の「アメリカで最も危機に瀕している伝統的文化財」に指定し、強い抗議の意を示した。さらに国防総省を連邦裁判所に提訴することを視野に入れて、弁護士ニコラス・C. ヨストラの支援を得ながら、ビルドアップ計画の環境影響評価の違法性を検証し始めた⁸³。先に触れたとおり、国防総省は環境影響評価が開始される段階ですでにパゲ計画を決定していた模様で、環境影響評価でパゲ以外の代替案を検討しようとしなかったからである。JGPO元室長デービッド・バイスによると、「ある国防総省職員からの口頭

指示」によってパゲが「望ましい」とされた経緯から、JGPOはDEISでパゲ以外の代替案を検討しなかったのであった⁸⁴。しかし代替案の検討は、国家環境政策法が定めた「環境影響評価の中核」である⁸⁵。ナショナル・トラストやグアム・トラストの指摘にもかかわらず、パゲ以外の代替案が検討されない環境影響評価書は、国家環境政策法に違反する可能性があった。カーター政権の環境諮問委員会で法律問題の最高責任者を務め、国家環境政策法の施行規則を起草した中心的人物のひとりだったヨストは、代替案を検討しないビルドアップ計画の環境影響評価は、「[この制度の]当初の目的から大きく逸脱」していると考えていた⁸⁶。

それにもかかわらず、海軍省はFEISでパゲ計画について重大な影響はないという“Finding of No Significant Impact (FONSI)”の評価を下した。“FONSI”の評価は、海軍省がパゲ計画には国家環境政策法上「重大な影響」がないと判断したことを意味しており、以後、国防総省がパゲ計画について環境影響評価を実施する必要は無くなった。国防総省はまた、FEISに基づいて2010年9月15日に公表した環境影響評価の最終決定書で、射撃訓練施設計画の場所をパゲとするかどうかについて決定することを避けこそしたものの、やはりパゲ以外の代替案を検討しない姿勢は崩さなかった⁸⁷。その後もナショナル・トラストはパゲ計画を中止するよう働きかけを継続したが⁸⁸、国防総省は国家安全保障を理由に譲歩しなかった⁸⁹。

国防総省が国家安全保障を理由に、パゲ計画に関する形式的な環境影響評価を行って「重大な影響はない」と結論づけたことは、文化財保護の専門家にとって、環境影響評価制度のもとで行われる「社会文化的影響」の限界であった。

(2) グアハン（グアム人）の「セーブ・パゲ」運動

一方DEISの公表を機に、島民の間でも「セーブ・パゲ（パゲを救え）」を合言葉としてパゲ計画の中止を求める運動が盛り上がりを見せた。パゲはチャモロ人の聖地であるにもかかわらず、非チャモロ系住民までがチャモロ人と連携してパゲ計画中止を求めたからであった⁹⁰。従来、自治の実現を推進する草の根組織は、チャモロ人の、チャモロ人による、チャモロ人のための組織であったが、パゲ計画の中止に関しては民族を超えた結束が促された。そしてそれを可能にしたのが、DEISの公表を機に形成された「グアハン（グアム人）」という新たなアイデンティティであった。

グアハンの形成を促した要因のひとつとして、マガ・ハガがビルドアップ計画の問題を、チャモロ人の自治だけでなく人間の安全保障の観点からも提示したことが考えられる。第2節(1)で紹介したように、19世紀末に始まる米軍基地の存在は、島の自然環境や島民の心身を破壊し、「人間の安全保障」を脅かしてきた。人間の安全保障の観点から国家安全保障に対峙するというマガ・ハガの主張の理論的支柱となったのが、ブラウン大学ワトソン国際問題研究所教授キ

ヤサリン・ラッツであった。ラッツによると、連邦政府は国家安全保障という「神話」によって基地政策を正当化してきた。一般的に、住民が経済的効果を信じて基地の存続を支持し、また基地住民の家庭からの従軍志願率が高いという現実、この戦略によって連邦政府が基地を自発的に受け入れるよう住民を仕向けることに成功してきたことの証である。そしてレトリックは、国家安全保障という信仰体系を形成するうえで重要な役割を果たしてきた。例えば基地や軍事に関する記述は、しばしば腕を意味する“arm”，足跡を意味する“footprint”，姿勢を意味する“posture”など、人体に関連する言葉によって比喩的に行われる。ラッツによると、こうした用語には、基地や軍事があたかも自然で当然であるかのような印象を与えることで、人びとの基地に対する抵抗感を軽減する効果があった⁹¹。

国家安全保障の論理が住民に基地を受け入れさせるように仕向けてきたのに対し、人間の安全保障の論理は、国家安全保障の論理のもとで強いられてきた犠牲を明らかにした。前節(4)で取り上げたチャモロ人活動家アグオンが、世界中で米軍基地の存続を可能にするアメリカの戦略を「軍事的植民地主義」と呼び、全ての基地住民に対して連携して国家権力に対抗しようと呼びかけているように、人間の安全保障の理論は人びとに民族や国境を越えた連携を促し、実際グアム島では、チャモロ人と非チャモロ人の間で連帯意識が醸成された⁹²。

その連帯意識を基盤としてグアハンという新しいアイデンティティの形成を促すきっかけとなったのが、DEISであった。DEIS公表直後にグアハンを前面に出した草の根組織「ウィーアーグアハン (We Are Guahån)」が結成されたという事実がそのことを示している。この組織は若手の教員、弁護士、ソーシャル・ワーカーなど「グアム島の新知識人」によって結成された⁹³。「私たちはグアム人」を意味するウィーアーグアハンは、平和で豊かな島の将来の実現という大きな目標を掲げ、セーブ・バゲ運動の先頭に立った。

J. ハニガンによると、後期資本主義社会では個人化が進行するため人びとが連携することは困難であるが、一旦「象徴」一人びとが意味を共有することのできる対象物—が出現し、人びとがそれに「怒りの現実感覚」を結び付け始めると、社会的な連携が促される⁹⁴。基地の普遍的な象徴であるフェンスを通じて、国際的なレベルで基地住民が連携するのは、その例である。例えば草の根組織「平和と正義のためのグアハン連合」(Guahån Coalition for Peace and Justice；以下「グアハン連合」)は、基地との共生を強いられてきた様々な国や地域の人びと—グアム島を含むミクロネシア地域のチャモロ人だけでなく、ハワイ州やノース・カロライナ州の住民のほか、フィリピン人、沖縄県民、韓国人など—の連携を促した。グアハン連合会長のリサリダ・ナタヴィダは、「個人が対話することで、民族や国境を越えた連携が可能となった」と述べて、個人レベルの連携が国際的な反基地運動のうねりを生み出していることを指摘している⁹⁵。

グアム島でも、例えばスコーピング会議で米軍を受け入れたチャモロ人を「米軍は逆に基地をフェンスで囲んで、締め出している」という不満が表明されたように、基地の象徴であるフェンスに対してチャモロ人は「怒りの現実感覚」を結び付け始めている⁹⁶。またフェテサン・ファマラオアの中心的メンバーのひとりヴィヴィアン・デームズは、ラジオ放送番組『ビヨンド・フェンス』を開始し、住民の間で「フェンスの意味を共有しながら」、ビルドアップ計画が個人に与える影響についての理解を深める試みを行ってきた。デームズは、「フェンス」が基地の象徴であることは当然であるが、これまで人びとがその象徴に対する理解や解釈を共有してこなかったことに注目して、この番組を企画したのであった⁹⁷。

国防総省がバゲ以外の代替案の検討を拒否したことで、島民と国防総省の間の信頼関係は著しく損なわれた⁹⁸。極秘のうちにバゲ計画を策定し、国家安全保障を理由に形式的な環境影響評価を実施してこの計画を正当化した国防総省の傲慢な態度に、島民は不満を募らせた。そして2010年7月に公表したFEISで国防総省がバゲ計画について“FONSI”の評価を記載すると、「沸点に達した」島民の怒りは、基地の象徴である「フェンス」に結び付けられた⁹⁹。グアハンが「セーブ・バゲ」を合言葉に、海軍省がバゲの周囲に張りめぐらした「立入禁止」を意味する鎖—「フェンス」—を「人間の鎖」で囲んだのは、そうした事態の表れであった¹⁰⁰。グアハンはまた、FEISについて組織的に意見提出を行い、DEISの十倍を上回る一万件を上回る数の意見をJGPOに寄せた。そして島議会は2010年9月、全会一致でバゲ計画の撤回を求める決議第444-30号を採択するなど、島コミュニティがバゲ計画の中止を求めて結束した結果、ビルドアップ計画に対する反対運動では、「セーブ・バゲ」へと集約されていった¹⁰¹。

ナショナル・トラストやグアム・トラストは、グアハンの「セーブ・バゲ」運動を支持している。ナショナル・トラスト地域ディレクターのステファニー・ミークスは、国防長官ロバート・ゲーツに対し、バゲが「アメリカで最も危機に瀕している伝統的文化財」であるという事実だけでなく、島議会の決議第444-30号の意味を認識するよう求めた¹⁰²。大統領に対しては、指導力を発揮して国防総省にバゲ以外の代替案を提示させるよう求めた¹⁰³。しかしオバマ政権のバゲ計画に関する姿勢に変化が見られないまま、環境影響評価の最終決定書が公表されると、グアム・トラストは無償で弁護を引き受けたヨストを弁護士に立てて、ナショナル・トラストやウィーアグアハンとともに、国防総省や海軍省、JGPOの関係者を連邦地方裁判所へ提訴した¹⁰⁴。いまや、バゲ計画の「社会文化的影響」は、文化財保護の専門家によって、連邦レベルの政治課題として浮上しつつある。今後、国防総省がその土地利用政策に文化資源管理の考え方をどのように反映させるのかが注目される。

おわりに

本稿では、マガ・ハガ、グアム・トラストやナショナル・トラストに代表されるナショナル・レジスターのアクター、国防総省の三者によって、ビルドアップ計画の「チャモロ・イシュー」がどのように定義され、その「社会文化的影響」の評価が環境影響評価でどのように行われたか（もしくは行われなかったか）を見てきた。その結果明らかとなったのは、三者の「社会文化的影響」が異なっていたこと、ならびに環境影響評価の結果に関係なくパゲ計画の実施を決定していた国防総省が、環境影響評価制度の「社会文化的影響」に関する評価を恣意的に行った実態であった。マガ・ハガや文化財保護の専門家はそれぞれの立場からこれに反論したわけであるが、このことは、人間の健康と福祉に直結するにもかかわらず、環境影響評価書における「社会文化的影響」が、政治的アクターがそれぞれの思惑で闘争を繰り広げる場となっている様子を示している。

グアム島の事例では、文化財保護の専門家が環境影響評価制度へ参加した結果、マガ・ハガによって定義されたチャモロ・イシューが矮小化されたことも明らかとなった。すなわち、ビルドアップ計画の中止を求めるチャモロ・イシューが、環境影響評価制度のもとでパゲ計画の中止を求める「チャモロ・イシュー」へと集約されたのであった¹⁰⁵。確かに自治の実現を求めるチャモロ・イシューが国防総省によって巧妙に環境影響評価の対象外にとされたことに照らせば、ナショナル・トラストやグアム・トラストが、文化資源管理を推進するため、チャモロ人を含むグアハンを支持基盤として「チャモロ・イシュー」の問題を連邦レベルの政治的課題として浮上させることに成功しつつあることには、一定の意義が認められよう。しかし本論で見てきたように、チャモロ・イシューは本来歴史的に蓄積されたグアム島とその先住民に対する影響の緩和・解消を求めるものであり、マガ・ハガに代表される草の根のチャモロ人はビルドアップ計画そのものの中止を求めたのであり、パゲ計画の中止だけを求めたのではない¹⁰⁶。

しかもグアム・トラストやナショナル・トラストが環境影響評価制度を通じてパゲ計画の中止を求める過程でグアハンの支持を得たことで、元来考古学者や歴史文化財の保護を推進する専門家によって文化資源管理の問題として推進されたパゲ計画中止の動きが、住民による社会運動であるかのような様相を帯び始めていることは注意を要する。そもそもスコーピング・レポートで国家登録財に関する問題が、最初から考古学者や歴史文化財の保護を文化財保護を推進する専門家の関心事ではなく、「チャモロ人の関心事」として示されていたように、文化財保護の専門家は、民意に支えられた文化資源管理政策を形成することを強く意識していたのではないだろうか。

スコーピング会議で、歴史保存諮問委員会のメンバーはビルドアップ計画に対する「チャロモ人の関心事」として、北マリアナ諸島連邦については国家登録財の保存活動に関与する姿勢を表明する一方で、グアム島については言及していない。このことから二つの点が指摘できよう。まずひとつは、スコーピングの段階では、ビルドアップ計画がグアム島の国家登録財へ与える影響は無いと考えられていたということである。そしていまひとつは、「グアムおよび北マリアナ諸島軍事移転計画」の環境影響評価において、国家登録財に与える影響が（北マリアナ諸島の）チャモロ人の関心事として扱われていたということである。

すでに触れてきたように、連邦機関の行為が国家登録財に与える影響は文化資源管理推進派の関心事であった。それにもかかわらず、スコーピング・レポートでは、それが「チャモロ人の関心事」と表現されているのである。この不自然さは、同第4章3節を構成する28の項目のうち、誰の関心事であるかを強調した表題がこの第4項だけだったという点にも現れている。スコーピング・レポートでは「資源分野 (resource areas)」に応じて項目の分類が行われたと説明されているが、他の項目と第4項目の間に整合性があるとは言い難い¹⁰⁷。第2項「社会」と第3項「経済」に続く第4項は「文化」ではなく、「チャモロ人の関心事」となっているからである。恐らく第4項には文化に関する問題のほかに自治に関する問題が含まれていたため、「文化」という表題がつけられなかったのであろうが、逆に、自治に関する問題が文化に関する問題と同じ項目で扱われていることは不自然ではないだろうか。むしろそうすることで、文化財保護の専門家は、意図的に国家登録財の問題を「チャモロ人の関心事」に含めたのではないだろうかと思えてくる。

スコーピング・レポートで、文化資源管理の問題が草の根の人びとの問題であるかのように記載された理由は、国家歴史保存法の第106条プロセスが、国家登録財の保存活動に市民参加を促していることから推察できよう。第106条プロセスの特徴は、国家環境政策法の環境影響評価制度が連邦政府の意思決定過程に市民参加を促しているのと同様、連邦機関の実施する計画が国家登録財へ与える負の影響を最小限にするため、市民参加を促している点にある¹⁰⁸。市民参加は、国家環境政策法で「環境影響評価の中核」と定めたとおり、民意を反映した環境政策が形成されるための要となる制度である¹⁰⁹。同様に市民参加を促す国家歴史保存法の第106条プロセスでも、民意を反映した文化資源管理が行われることが意図されている¹¹⁰。これこそが、文化資源管理を推進する人びとの問題としてのパゲ計画中止が、チャモロ人の関心事として表現されている理由ではないだろうか。このように考えると、グアハンがパゲ・イシューのもとで結束したことで、文化資源管理を推進する人びとは、パゲ計画中止は民意に基づく正当性を確保したと言えよう。

しかしチャモロ・イシューがパゲ計画中止へと集約されたことで、チャロモ・イシューは国

家登録財保護の問題へと矮小化されたと言える。グアム島の事例から明らかにされた環境影響評価制度の問題点は、チャモロ・イシューが正当に評価される場としての「社会文化的影響」が環境影響評価制度において確保されていないこと、そしてそれゆえにチャモロ・イシューはパゲ計画中止へと矮小化され、文化資源保護をめぐる政治学の中でしか表現されえなかったことである。これは人間環境を向上させ、人びとの福祉と健康を増進させるという国家環境政策法の掲げる目標に対し、環境影響評価制度の「社会文化的影響」の持つ限界であることは明らかである。したがって今後の課題は、歴史的に蓄積された「社会文化的影響」が評価されるような環境影響評価制度の確立であろう。そしてこの課題について考察することは、現在、沖縄県で海兵隊移転後をめぐり、解決の目処の立たない基地問題を抱えているわが国にとっても、示唆に富むものとなるであろう。

注

- 1 National Environmental Policy Act (NEPA) (Public Law 91-190 (January 1, 1970)) § 101.
- 2 NEPA § 102.
- 3 Council on Environmental Quality (CEQ) NEPA Regulations (42 U.S.C. 4371 (March 5, 1970)) § 1508.14.
- 4 CEQ NEPA Regulations § 1508. 8.
- 5 1978年から1980年にかけて争われたComo-Falcon Coalition, Inc. v. United States Department of Laborの判決では「社会文化的影響」として、公衆の衛生と安全、社会サービス、コミュニティが提供するサービス、コミュニティの開発政策が挙げられている (Victor B. Flatt, "The Human Environment of the Mind: Correcting NEPA Implementation by Treating Environmental Philosophy and Environmental Risk Allocation as Environmental Values Under NEPA," Hastings Law Journal Vol. 46, p. 90-91)。
- 6 Metropolitan Edison Co. v. People Against Nuclear Energy (460 U.S. 766, 103 S. Ct. 1556, 1983).
- 7 Thomas King, Cultural Resource Laws and Practices: An Introductory Guide (AltaMira Press: California, 2004), p. 27.
- 8 Flatt, *ibid.*, p. 91.
- 9 King, *ibid.*, p. 25.
- 10 ここでの自然資源は、主に森林資源や牧草である。空気、水、騒音などは、1960年代以降になってから、自然資源管理政策の対象となった。
- 11 イギリス帝国は商業的利益を保護するため、独立前の北米植民地に対し、土地とそこに存

在する自然資源は公のものであるという論理から、植民者に土地所有権をほとんど認めていなかった。

- 12 鈴木光『アメリカの国有地法と環境保全』（北海道大学出版会，2007年），1 ページ。
- 13 Robert L. Fischman, The National Wildlife Refuges: Coordinating a Conservation System through Law, pp. 19-22.
- 14 ただし環境影響評価制度を通じて、市民は森林局にその政策の修正をせまった。例えば木材の増産を掲げたレーガン政権期、森林局は樹齢二百年から千年の樹木が大勢を占める、生態系として成熟した原生林の伐採を推進しようとしたが、環境保護派は環境影響評価を通じてこれを阻止した。
- 15 Fischman, *ibid.*, p. 2.
- 16 King, *ibid.*, p. 365.
- 17 *Ibid.*, pp. 8-10.
- 18 *Ibid.*, p. 12.
- 19 Patricia L. Parker and Thomas F. King, "National Register Bulletin: Guidelines for Evaluating and Documenting Traditional Cultural Properties" (1998), p. 2.
- 20 National Park Service, "National Register Bulletin 15: How to Apply the National Register Criteria for Evaluation" (2002).
- 21 National Historic Preservation Act (NHPA) (Public Law 89-665 (October 15, 1966)) § 800. 2(c)(5), 3(f)(3), 5(a)(1).
- 22 NHPA § 800. 2(c)(3).
- 23 King, *ibid.*, p. 13.
- 24 冷戦終結後、連邦政府は海外展開兵力の見直しのため、米軍のトランスフォーメーション（変革・再編）の検討を開始していたが、2001年に同時多発テロ事件が発生すると、地球規模で国防体制を見直す米軍再編作業を開始した。米軍再編の理念は、すでにトランスフォーメーションで示されていた陸・海・空軍と海兵隊の「統合」であり、この理念に沿って国防総省は「グローバルなプレゼンスと基地配置の統合戦略」を決定し、各地域の統合軍司令部に対してこの戦略に基づく再編計画の立案を命じた。命を受けたアジア太平洋司令部は「グアムおよび北マリアナ諸島軍事移転計画」を策定し、戦略展開拠点に指定されたグアム島については「グアム統合軍事開発計画」—すなわちビルドアップ計画—を決定した。
- 25 1972年の大統領令11593によって国家登録財相当財もナショナル・レジスターの対象となったが、本稿では国家登録財および国家登録財相当財を総称して「国家登録財」と表記す

ることとする。

- 26 ビルドアップ計画の環境影響評価は「グアムおよび北マリアナ諸島軍事移転計画」に関して実施された環境影響評価の一部であるが、特記しない限り、本稿ではグアム島関連の環境影響評価だけを取り上げる。同様に、チャモロ人はグアム島を含む北マリアナ諸島の先住民であるが、特記しない限り、グアム島のチャモロ人を指すこととする。
- 27 日米両政府の間で締結されたグアム移転協定によると、海兵隊の要員約8,500人とその家族約9,000人が2010年から2014年にかけてグアム島に移住する。これに陸・海・空軍の軍人や建設作業員を含めると、ピーク時には17万人弱の人口の島に約8万人が流入し、一時的にはあるが島人口は1.5倍となる。
- 28 島知事のビルドアップ計画に対する立場については、拙稿「グアム島における米軍再編計画の政治学—ワン・グアム言説を中心に—」（広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅲ『文明科学研究』第5巻（2011年3月）、35～51ページ）を参照。
- 29 “Notice of Intent,” 72 Federal Register 10186 (March 7, 2007).
- 30 Department of Navy, “Scoping Meeting Summary Report: Environmental Impact Statement/Overseas Environmental Impact Statement for Relocating Marines from Okinawa to Guam, Transient CVN Berthing, and Placing an Army BMD Task Force on Guam” (April 17-20, 2007).
- 31 Senate Hearing 110-510, “Military Build-up on Guam: Hearing before the Committee on Energy and Natural Resources U. S. Senate to Receive Testimony on the Military Build-up on Guam: Impact on the Civilian Community, Planning, and Response” (May 1, 2008), p. 44.
- 32 例えば草の根組織「平和と正義のためのグアハン連合」会長リサリンダ・ナタヴィダドはC/MTFの委員を務めていたが、C/MTFを通じてビルドアップ計画の基本計画に民意を反映させることは不可能であると理解し、委員を辞任した（ナタヴィダドへのインタビュー、2010年8月16日）。
- 33 KPMG, “Guam Military Growth and Integration Challenge Statements” (31 October 2007), p. 3 retrieved at <http://guambuildup.com/reports/GuamMilitaryGrowthAndChallengeStatements.pdf>.
- 34 例えば以下で取り上げる女性指導者たちも、ビルドアップ計画の実施によって引き起こされるチャモロ人のマイノリティ化が、住民投票の結果を左右することに対する懸念を表明している。チャモロ人がグアム島を含む北マリアナ諸島に住み始めたのはおよそ四千年前だと言われている。19世紀末にアメリカ領となって米軍基地が建設されて以来、島におけるチャモロ人が人口に占める割合は低下し続け、現在では四割弱にまで落ち込んでいるが、

ビルドアップ計画がこの傾向に拍車をかけることは明らかだった。このことで島の法的地位を決定する住民投票の結果を含む、自治に関する重要な決定に影響が及ぶことは明らかだった。

- 35 マガ・ハガについては、Laura Marie Torres Souder, Daughters of the Island: Contemporary Chamorro Women Organizers on Guam (Micronesia Area Research Center: University of Guam, 1992), Chapter VI を参照。
- 36 Camacho, *ibid.*, p. 7.
- 37 United Nations Resolution 1514 (XV) (December 14, 1960).
- 38 日米両政府は、1995年に起きた海兵隊員を含む米軍関係者の少女暴行事件に端を発する沖縄県民の反基地運動の高まりを受けて、在沖縄海兵隊の移転交渉を行い、グアム移転協定の締結に至ったのであるが、移転協定の交渉はおろか、ビルドアップ計画の決定過程で連邦政府がグアム島政府に諮ることはなかった (Department of Navy, *ibid.*, pp. 4-18-19)。島住民がビルドアップ計画の一報を得たのは、本土のガゼット社が所有する地元紙『パンフィック・デイリー・ニュース』ではなく、海外の機関紙による報道を通じてであった (草の根組織「平和と正義のためのグアハン連合」会長リサリンダ・ナタヴィダド (LisaLinda Natavidad) へのインタビュー, 2010年8月16日)。
- 39 Fuetesan Famalao 'an, "Hearings before the Subcommittee on Insular Affairs, Committee on Natural Resources" (August 13, 2007).
- 40 例えばグアム島に住むアメリカ市民は、投票権を持たない島代表を一名、連邦議会下院に送ることしかできないほか、島では大統領選挙で投票することができない。ただし、グアム島のアメリカ市民が州で投票を行うことは可能である。2008年に行われた大統領選挙の民主党全国大会に、初めて島から八名が出席して各0.5票を投じた (Sarah Wheaton, "Narrow Victory for Obama in the Caucuses in Guam," New York Times (May 4, 2008))。
- 41 The Organic Act of Guam (48 U.S.C. 1421, et seq. (August 1, 1950)) § 1421c. (a).
- 42 全国平均では癌の発症率と癌による死亡率は低下しているのに対し、グアム島では逆に上昇している (Guam Department of Public Health and Social Services, "Guam Cancer Facts and Figures, 2003-2007" (June, 2009) retrieved at http://www.dphss.guam.gov/docs/GUAM_CANCERFinal10.14.09.pdf.)。
- 43 Department of Mental Health and Substance Abuse, "A Profile of Suicide on Guam" (January, 2009) retrieved at http://www.sprc.org/stateinformation/PDF/stateplans/plan_guam.pdf.
- 44 Keith L. Camacho, "Fuetsan Famalao 'an: Chamorro Women's Activism in the Wake of

- 9/11,” CSW Update (June 2010), retrieved at http://www.csw.ucla.edu/publications/newsletters/ay-2009-10/june-2010/article-pdfs/CSW_update_Jun10_camacho.pdf.
- 45 Public Law 110-229 (May 8, 2008).
- 46 しかも国土安全保障省は、後に北マリアナ諸島連邦とは特別入国許可協定を締結し、中国とロシアを査証免除地域プログラムの対象国とすることを認めたため、グアム島民の不満はさらに募った。
- 47 Donald C. Winter, the Secretary of the Navy, “Draft Military Master Plan” (September 15, 2008), p. 47.
- 48 連邦議会が設置した基地再編・閉鎖委員会の勧告に基づき、国防総省はバゲを1997年に島政府へ返還していた。
- 49 Public Law 103-339 (October 6, 1994).
- 50 Senate Hearing 110-510, p. 44.
- 51 Judith Paulette Guthertz, Chairperson, Committee on the Military Buildup and Homeland Security, “Public Hearing on Bill 43 (Relative to the leasing of Government of Guam Land)” (January 30, 2009), pp. 1-2. 基本計画案が提示された当時の島法では、島政府所有の土地に関する最終決定権は島知事にあった。
- 52 Guam Preservation Trust and National Trust for Historic Preservation, “Comments on the FEIS” (August 25, 2010), p. 7. 知事を通じて国防総省がバゲを確保する事態を阻止するため、島議員ガサーツは自ら長を務めるビルドアップ・国土安全保障委員会に、島政府が所有する土地の処分には島議会の承認を必要とすることを定めた修正案を提出した。島知事はこの修正案に拒否権を発動したが、島議会はそれを乗り越えて法案を成立させた (Guam Public Law 30-21 (May 1, 2009))。
- 53 Public Law 29-128 (December 22, 2008).
- 54 Resolution 15 (February 27, 2009).
- 55 その「社会文化的影響」によると、チャモロ文化の衰退は、当面グアム島政府チャモロ問題省と協力してチャモロ文化を米兵に紹介するプログラムの実施などで解決できる。一方、将来的にチャモロ人のマイノリティ化が進行すれば、島政府職員の民族構成が変化してチャモロ文化の保存・振興策の予算減につながるほか、島の法的地位を決定する住民投票の結果に影響を与える可能性はある (JGPO, “DEIS Volume 7,” pp. 3-55-56, 3-64.)。
- 56 環境影響評価制度では、マイノリティ、貧困層、子どもが不当に環境負荷を受ける状況を回避するため、環境正義に関する評価を行うことが定められている (Executive Order 12898 (February 11, 1994))。連邦政府はチャモロ人をマイノリティと認識しているため、

- マガ・ハガのチャモロ・イシューに関する「社会文化的影響」は、環境正義の問題に照らして評価することが可能であるようにも思われる。実際DEISでは、スコーピング期間中にグアム学協会が評価を求めた「グアム島の人びとの人権」は、環境正義に関する問題のひとつとして挙げられている。しかし環境正義に関する評価は騒音、野外活動、土地収用、医療保険と社会サービス、社会経済的影響、公衆衛生と安全についてのみ行われており、人権問題は取り上げられていない。しかもチャモロ人はグアム島ではマイノリティではないという理由から、ビルドアップ計画に環境正義の問題は存在しないと結論づけられている (JGPO, “DEIS Volume 2,” Chapter 19)。
- 57 両者を比較してみると、DSIAS第4章5節「社会文化的影響」が、DEIS第7巻の第3章15項「社会経済的影響」の「社会文化的影響」へ反映されていることがわかる。
- 58 Senate Hearing 110-510, p. 44.
- 59 JGPO, “DSIAS” in “DEIS Volume 9: Appendices,” p. 1-8.
- 60 Ibid., pp. 4-129-131.
- 61 Ibid., p. i.
- 62 Resolution 275-30 (February 11, 2010).
- 63 West Coast Famoksaiyan, “Sign Petition --- Halt the Guam Buildup” (April 16, 2010) retrieved at <http://famoksaiyanwc.wordpress.com/2010/04/16/sign-petition-to-halt-guam-build-up-demand-rewrite-of-deis/>.
- 64 “Unified Chamorro Response” submitted to JGPO and Department of Defense (February 18, 2010).
- 65 “Julian Aguon on Democracy Now! Speaks Against U. S. Military Buildup on Guam” DMZ Hawai'i (October 9, 2009) retrieved at <http://www.dmzhawaii.org/?p=4379>.
- 66 E. Robert Statham Jr., Colonial Constitutionalism: The Tyranny of United States' Offshore Territorial Policy and Relations (Lexington Books: New York, 2002), p. 67.
- 67 “Guam Tipping Over Comment No Concern for Guam Officials” CBS news (April 2, 2010) retrieved at http://www.cbsnews.com/8301-503544_162-20001686-503544.html.
- 68 Senate Hearing 100-510, p. 10.
- 69 “2010 National Defense Authorization Act Passes the U.S. House of Representatives” (June 26, 2009).
- 70 Letter from Jared Blumenfeld, Regional Administrator, Region IX, Environment Protection Agency to Roger M. Natsuhara, Acting Assistant Secretary of the Navy, “EPA comments on DEIS for the Guam and CNMI Military Relocation, November 2009” (February 17, 2010)

池田佳代

- 71 この経緯については、上掲の拙稿を参照。
- 72 Letter from Judith P. Guthertz to Congresswoman Donna M. Christensen (August, 2007).
- 73 Senate Hearing 100-510, pp. 54-58.
- 74 JGPO, "DEIS," Volume 2, p. 8-63.
- 75 Ibid., Volume 7, pp. 3-40-42.
- 76 JGPO, "FEIS," Volume 7, pp. 3-93, 4-50; Ibid., Volume 2, pp. 12-43 ; Brian Turner, Regional Attorney, Western Office of National Trust for Historic Preservation, "letter to Kyle Fujimoto regarding Comments on Guam and CNMI Military Relocation Draft Environmental Impact Statement/Overseas Environmental Impact Statement" (February 17, 2010).
- 77 グアム・トラスト主席プログラム・オフィサーのジョー・キナタは、先祖 (Saina) とのつながりを感じる事がチャモロ文化にとって重要であり、土地がその媒介役となっているあることを明らかにして、チャモロ人にとってのバゲの文化的重要性を説明した (Guam Preservation Trust and National Trust for Historic Preservation, *ibid.*, p. 3)。
- 78 JGPO, "DEIS," Volume 2, p. 12-19.
- 79 Letter from Reid Nelson, Director, Office of Federal Agency Programs of Advisory Council on Historic Preservation to Karen C. Sumida, Business Line Manager, Environmental Naval Facilities Engineering Command, Pacific, "Re: Proposed Guam Build-up, Guam and CNMI" (April 12, 2010).
- 80 CEQ NEPA Regulations § 1508. 7.
- 81 JGPO, *ibid.*, Volume 7, p. 4-5, Table 4. 3-1; JGPO, "FEIS," Volume 7, pp. 4-49-50.
- 82 歴史保存諮問委員会は、国家歴史保存法が言うところの国家登録財への「負の影響 (adverse effects)」には国家環境政策法が言うところの累積的影響も含まれる可能性があるとの見解を示して、ナショナル・トラストの指摘を支持している (Thomas King, "The Cumulative Impacts of Transportation Projects On Cultural Resources: What Are They and How Can We Assess Them?" (presented at the Summer 2006 meeting of the Archaeological and Historic Preservation in Transportation, Committee Transportation Research Board of the National Academies, July 23-26, 2006, Williamsburg, Virginia) retrieved at <http://crmplplus.blogspot.com/2007/12/cumulative-effects.html>.)。
- 83 Guam Preservation Trust and National Trust for Historic Preservation, *ibid.*
- 84 *Ibid.*, Attachment 2.
- 85 CEQ NEPA Regulations § 1502. 14.

- 86 Mindy Aguon, "Lawsuit filed over Pagat" Decolonize Guam blog (November 18, 2010).
- 87 Department of the Navy and Department of the Army, "Record of Decision for Guam and Commonwealth of Northern Mariana Islands (CNMI) Military Relocation" (September 2010), pp. 2, 88.
- 88 Letter from Elizabeth S. Merritt of National Trust for Historic Preservation, Deputy General Counsel and Brian R. Turner, Regional Attorney, Western Office of National Trust for Historic Preservation to Donald R. Schregardus, Deputy Assistant Secretary of the Navy/Environment, "Section 106 Programmatic Agreement for the Joint Guam and CNMI Military Relocation and Buildup" (November 8, 2010).
- 89 ナショナル・トラスト地域ディレクターのアンシア・ハーティグによると、当時のJGPO室長デービッド・バイスは「海兵隊がかみそりの刃のように鋭くなければ、〔戦争が起こり〕人びとは死ぬのだ」、「もし射撃訓練施設をパゲ村に建設するのを譲らなければ、〔戦争が起こり〕君の子どもたちは死ぬことになるだろう」と威嚇した(Anthea M. Hartig, National Trust for Historic Preservation, "Declaration of Anthea M. Hartig to U.S. District Court of Hawaii" (November 15, 2010))。
- 90 Brett Keiman, "Suit filed over plans for Pāgat," Pacific Daily News (November 19, 2010).
- 91 Catherine Lutz ed., The Bases of Empire: The Global Struggle against U. S. Military Posts (Pluto Press: London, 2009), p. 20-29.
- 92 Ibid., p. 335.
- 93 ホープ・クリストバルの言葉 (2010年8月17日に実施したインタビュー)。
- 94 J. A. ハニガン著, 松野弘監訳『環境社会学 — 社会構築主義的観点から』(ミネルヴァ書房, 2007年), 254-5ページ。
- 95 ナタヴィダドへのインタビュー (2010年8月16日, グアム大学)。
- 96 JGPO, "DEIS: Executive Summary" (November 2009), p. H-4.
- 97 ヴィヴィアン・デームズ (Vivian Dames) へのインタビュー (2010年8月20日, グアム大学)。
- 98 Letter from Matthew Adams, Sonnenschein Nath and Rosenthal LLP to Jackalyne Pfannenstiel, Assistant Secretary for Energy, Installations and environment, Department of the Navy "Re: July 23, 2010 Public Briefing on Guam and CNMI Military Relocation Project" (August 9, 2010).
- 99 ウィーアグアハンへのインタビュー (2010年8月20日, グアム大学)。その理由として、ウィーアグアハンの中心的メンバーのひとり、それまで島議員の選挙戦で基地問題が

主な争点とされたことはなかったが、2010年に行われた島議員選挙の選挙戦では、候補者への質問は必ず「ビルドアップ計画を支持するかどうか」から始まったことを挙げる。

100 Lannie Walker, "Islanders unite to protect Pãgat," KUAM News (July 23, 2010).

101 Resolution 444-30 (September 13, 2010).

102 Letter from Stephanie K. Meeks, President, National Trust for Historic Preservation to Robert M. Gates, Secretary of Defense, "Re: Guam and CNMI Military Relocation: Adverse Impacts from Proposed Firing Range Complex on Pãgat Village" (September 17, 2010).

103 National Trust for Historic Preservation, "The Guam Buildup: Cultural Heritage Concerns" (May 2010).

104 Guam Preservation Trust; National Trust for Historic Preservation; We Are Guåhan; Joseph E. Quinata; Dr. Marilyn Salas, Julian Aguon; and Jillette Leon-Guerrero v. Katherine Gregory, Naval Facilities Engineering Command, Pacific; Kyle Fujimoto, Naval Facilities Engineering Command, Pacific; David Bice, Executive Director, Joint Guam Program Office; Jacqueline Pfannenstiel, Assistant Secretary of the Navy For Energy, Installations, and Environment; Ray Mabus, Secretary of the Navy; Robert Gates, Secretary of the Defense; Naval Facilities Engineering Command, Pacific; JGPO; Department of the Navy; and Department of Defense.

105 Travis J. Tritten, "Navy holds open house over firing ranges on Guam's ancestral Land," Stripes (November 4, 2010).

106 この点は、グアム・トラストが大統領にバゲ計画の中止を求める署名活動で千ほどの署名を集めたのに対し、ウィーアーグアハンはビルドアップ計画の中止を求める署名活動で、その十倍の一万件を超える署名を集めたという事実からも伺うことができる。Guam Preservation Trust, "Preserve and Protect Pãgat" (May 4, 2010) retrieved at <http://www.gopetition.com/petitions/preserve-and-protect-pagat.html>; "Press Conference and Earth Day Action: Bay Area Organizations, Scholars and Environmentalists Demand Halt of Military Build-up in Guam: Environmentally Destructive and Costly" (April 16, 2010) retrieved at <http://famoksaiyanwc.wordpress.com/2010/04/16/>.

107 Department of Navy, "Scoping Meeting Summary Report," pp. 4-1.

108 NHPA § 800. 2(c)(5), 3(f)(3), 5(a)(1).

109 CEQ NEPA Regulations § 1502. 14.

110 King, *ibid.*, p. 86.

参考文献

〔一次資料〕

Adams, Matthew, Sonnenschein Nath and Rosenthal LLP to Jackalyne Pfannenstiel, Assistant Secretary for Energy, Installations and environment, Department of the Navy “Re: July 23, 2010 Public Briefing on Guam and CNMI Military Relocation Project” (August 9, 2010).

Blumenfeld, Jared, Regional Administrator, Region IX, Environment Protection Agency to Roger M. Natsuhara, Acting Assistant Secretary of the Navy, “EPA comments on DEIS for the Guam and CNMI Military Relocation, November 2009” (February 17, 2010).

Department of the Navy, “Scoping Meeting Summary Report: Environmental Impact Statement/Overseas Environmental Impact Statement for Relocating Marines from Okinawa to Guam, Transient CVN Berthing, and Placing an Army BMD Task Force on Guam” (April 17-20, 2007).

----- and Department of the Army, “Record of Decision for Guam and Commonwealth of Northern Mariana Islands (CNMI) Military Relocation” (September 2010).

72 Federal Register 10186, “Notice of Intent” (March 7, 2007).

Fuetesan Famalao ‘an, “Hearings before the Subcommittee on Insular Affairs, Committee on Natural Resources” (August 13, 2007).

Guam Committee on the Military Buildup and Homeland Security, “Public Hearing on Bill 43 (Relative to the leasing of Government of Guam Land)” (January 30, 2009).

Guam Department of Mental Health and Substance Abuse, “A Profile of Suicide on Guam” (January, 2009) retrieved at http://www.sprc.org/stateinformation/PDF/state_plans/plan_guam.pdf.

Guam Department of Public Health and Social Services, “Guam Cancer Facts and Figures, 2003-2007” (June, 2009) retrieved at http://www.dphss.guam.gov/docs/GUAMCANCERF_inal10.14.09.pdf.

Guam Legislature, Resolution 15 (February 27, 2009).

-----, Resolution 275-30 (February 11, 2010).

-----, Resolution 444-30 (September 13, 2010).

Guam Preservation Trust, “Preserve and Protect Pāgat” (May 4, 2010) retrieved at <http://>

池田佳代

www.gopetition.com/petitions/preserve-and-protect-pagat.html.

----- and National Trust for Historic Preservation, "Comments on the FEIS" (August 25, 2010).

Guam Public Law 30-21 (May 1, 2009).

Guthertz, Judith Paulette to Congresswoman Donna M. Christensen (August, 2007).

KPMG, "Guam Military Growth and Integration Challenge Statements" (31 October 2007)

retrieved at <http://guambuildup.com/reports/GuamMilitaryGrowthAndChallengeStatements.pdf>.

Meeks, Stephanie K., President, National Trust for Historic Preservation to Robert M. Gates, Secretary of Defense, "Re: Guam and CNMI Military Relocation: Adverse Impacts from Proposed Firing Range Complex on Págat Village" (September 17, 2010).

Merritt, Elizabeth S., National Trust for Historic Preservation, Deputy General Counsel and Brian R. Turner, Regional Attorney, Western Office of National Trust for Historic Preservation to Donald R. Schregardus, Deputy Assistant Secretary of the Navy/Environment, "Section 106 Programmatic Agreement for the Joint Guam and CNMI Military Relocation and Buildup" (November 8, 2010).

Metropolitan Edison Co. v. People Against Nuclear Energy (460 U.S. 766, 103 S. Ct. 1556, 1983)

National Environmental Policy Act National Park Service, "National Register Bulletin 15: How to Apply the National Register Criteria for Evaluation" (2002).

National Trust for Historic Preservation, "The Guam Buildup: Cultural Heritage Concerns" (May 2010).

Nelson, Reid, Director, Office of Federal Agency Programs of Advisory Council on Historic Preservation to Karen C. Sumida, Business Line Manager, Environmental Naval Facilities Engineering Command, Pacific, "Re: Proposed Guam Build-up, Guam and CNMI" (April 12, 2010).

Parker, Patricia L. and Thomas F. King, "National Register Bulletin: Guidelines for Evaluating and Documenting Traditional Cultural Properties" (1998).

Public Law 29-128 (December 22, 2008).

Public Law 89-665 (October 15, 1966).

Public Law 91-190 (January 1, 1970).

Public Law 103-339 (October 6, 1994).

Public Law 110-229 (May 8, 2008).

Senate Hearing 110-510, "Military Build-up on Guam: Hearing before the Committee on Energy

and Natural Resources U.S. Senate to Receive Testimony on the Military Build-up on Guam: Impact on the Civilian Community, Planning, and Response” (May 1, 2008).

Turner, Brian, Regional Attorney, Western Office of National Trust for Historic Preservation, “letter to Kyle Fujimoto regarding Comments on Guam and CNMI Military Relocation Draft Environmental Impact Statement/Overseas Environmental Impact Statement” (February 17, 2010). United Nations Resolution 1514 (XV) (December 14, 1960).

42 U.S.C. 4371 (March 5, 1970).

48 U.S.C. 1421, et seq. (August 1, 1950).

Winter, Donald C., the Secretary of the Navy, “Draft Military Master Plan” (September 15, 2008).

[二次資料]

Aguon, Mindy, “Lawsuit filed over Pagat” Decolonize Guam blog, (November 18, 2010).

Camacho, Keith L., “Fuetsan Famalao’an: Chamorro Women’s Activism in the Wake of 9 /11,” CSW Update (June 2010) retrieved at http://www.csw.ucla.edu/publications/news/letters/ay-2009-10/june-2010/article-pdfs/CSW_update_Jun10_camacho.pdf.

Fischman, Robert L., The National Wildlife Refuges: Coordinating a Conservation System through Law (Island Press: Washington, D.C., 2003).

Flatt, Victor B., “The Human Environment of the Mind: Correcting NEPA Implementation by Treating Environmental Philosophy and Environmental Risk Allocation as Environmental Values Under NEPA,” Hastings Law Journal Vol. 46, pp. 85-123.

Hartig, Anthea M., National Trust for Historic Preservation, “Declaration of Anthea M. Hartig to U.S. District Court of Hawaii” (November 15, 2010).

Keiman, Brett, “Suit filed over plans for Pāgat,” Pacific Daily News (November 19, 2010).

King, Thomas, Cultural Resource Laws and Practices: An Introductory Guide (AltaMira Press: California, 2004).

----- “The Cumulative Impacts of Transportation Projects On Cultural Resources: What Are They and How Can We Assess Them?” (presented at the Summer 2006 meeting of the Archaeological and Historic Preservation in Transportation, Committee Transportation Research Board of the National Academies, July 23-26, 2006, Williamsburg, Virginia) retrieved at <http://crmplus.blogspot.com/2007/12/cumulative-effects.html>.

池田佳代

Lutz, Catherine ed., The Bases of Empire: The Global Struggle against U.S. Military Posts (Pluto Press: London, 2009).

n.a., "Guam Tipping Over Comment No Concern for Guam Officials" CBS news (April 2, 2010) retrieved at http://www.cbsnews.com/8301-503544_162-20001686-503544.html.

n.a., "Julian Aguon on Democracy Now! Speaks Against U.S. Military Buildup on Guam" DMZ Hawai'i (October 9, 2009) retrieved at <http://www.dmzhawaii.org/?p=4379>.

n.a., "2010 National Defense Authorization Act Passes the U.S. House of Representatives" (June 26, 2009).

n.a., "Press Conference and Earth Day Action: Bay Area Organizations, Scholars and Environmentalists Demand Halt of Military Build-up in Guam: Environmentally Destructive and Costly" (April 16, 2010) retrieved at <http://famoksaiyanwc.wordpress.com/2010/04/16/>.

n.a., "Unified Chamorro Response" submitted to JGPO and Department of Defense (February 18, 2010).

Souder, Laura Marie Torres, Daughters of the Island: Contemporary Chamorro Women Organizers on Guam (Micronesia Area Research Center: University of Guam, 1992).

Statham, E. Robert Jr., Colonial Constitutionalism: The Tyranny of United States' Offshore Territorial Policy and Relations (Lexington Books: New York, 2002).

Tritten, Travis J., "Navy holds open house over firing ranges on Guam's ancestral Land," Stripes (November 4, 2010).

Walker, Lannie "Islanders unite to protect Pãgat," KUAM News (July 23, 2010).

West Coast Famoksaiyan, "Sign Petition --- Halt the Guam Buildup" (April 16, 2010) retrieved at <http://famoksaiyanwc.wordpress.com/2010/04/16/sign-petition-to-halt-guam-build-up-demand-rewrite-of-deis/>.

Wheaton, Sarah, "Narrow Victory for Obama in the Caucuses in Guam," New York Times (May 4, 2008).

鈴木 光『アメリカの国有地法と環境保全』（北海道大学出版会，2007年）。

ハニガン，J. A. 著，松野弘監訳『環境社会学—社会構築主義的観点から』（ミネルヴァ書房，2007年）。

**Socio-cultural Impacts under the U.S. National Environmental Policy Act:
the case of Guam**

IKEDA Kayo

In the U.S., the National Environmental Policy Act of 1970 (NEPA) introduced a system of environmental impact assessment. According to the system, federal agencies must file an environmental impact statement (EIS) for major actions significantly affecting the quality of the human environment. This paper discusses limitations of the environmental impact assessment by looking into the ways in which socio-cultural impacts caused by federal actions, are addressed in terms of cultural resource management, taking up the case of Guam.

In Guam, the Chamorro, an indigenous people of the island, have expressed grave concerns over the impacts of planned military build-up (the Build-up) since the Department of Defense (DOD) announced the plan in mid-2006. Having survived U.S. colonialism for more than a century, they are afraid that the accumulated effects of past military activities combined with further military build-up might lead to physical and cultural genocide. Thus, they are asking DOD to mitigate not only future but also historically accumulated military impacts on the Chamorro through the EIS of the Build-up.

Since the human environment includes both the natural environment and people's relationship with it, NEPA requires an EIS for human responses to environmental changes. There are guidelines for assessing such socio-cultural impacts under NEPA, but none is in the form of regulation. Besides, the way in which socio-cultural impacts are taken up and analyzed is at the discretion of a federal implementing agency. As a result, not only EIS is more biased toward impacts on natural and physical environment than socio-cultural impacts on people, but also its social impact analysis in effect is an analysis on socio-economic impacts, with the socio-cultural aspect significantly downplayed. The Guam case is no exception: Throughout the process of the environmental impact assessment, DOD dismissed the Chamorro concerns as political. Furthermore, issues of environmental justice, another area related to the socio-cultural impact analysis under EIA, do not exist in Guam. According to DOD, the Chamorro are a majority ethnic group on their island, hence they naturally will not experience "disproportionately high and adverse effects" as defined by the Presidential order regarding environmental justice. Thus, DOD ended up addressing Chamorro concerns in a Socio-economic

Impact Assessment report, a report related to but independent of the EIS, and successfully dealt with the much limited socio-cultural impacts in the EIS based on findings of the Socio-economic Impact Assessment.

However, once defined as problems in light of cultural resource management by archaeologists and historic preservationists, the way Chamorro concerns are addressed in the EIS suddenly assumed a new aspect. Archaeologists coined the term "cultural resource management" in the early 1970s vis-a-vis natural resource management with intentions to promote the notion that cultural resources include not only tangible but also intangible resources and to encourage the federal government to pay more attention to the importance of maintaining their integrity.

When DOD suddenly revealed a plan to construct live-fire training ranges on non-federal land of *Pagåt* (the *Pagåt* plan), a contentious issue arose between the historic preservationists and DOD officials. *Pagåt* is a Traditional Cultural Property included on the National Register of Historic Properties defined under the National Historic Preservation Act of 1966 (NHPA). For this reason, preservation experts of not-for-profit organizations in cooperation with members of local grass-roots organizations argue that DOD did not properly analyze the socio-cultural effects of the *Pagåt* plan on the Chamorro people under NEPA and NHPA. After the failure of intense negotiations with DOD to cancel the plan, they filed a lawsuit against DOD in the District Court of Hawaii.

Thus, historic preservationists successfully took the opportunity of the *Pagåt* plan to address the Chamorro concerns in the EIS and pushed them onto a federal agenda. However, given that the original Chamorro concerns encompass both future and historically accumulated effects of the military activities in Guam, it should be noted that the wide ranging Chamorro concerns have now been scaled down to a single issue of saving *Pagåt* under the influence of the politics of cultural resource management. Considering "Chamorro issues" got onto the federal agenda only when the Chamorro people's socio-cultural concerns were addressed in terms of cultural resource management, we must admit the limitations of EIS in addressing genuine socio-cultural issues of the Chamorro. It is time to ponder how to address serious socio-cultural effects on people who are significantly affected by the actions of the national government, through the EIS system. This also applies to the Japanese government, whose national security policy has tortured the Okinawan for a long time.

『中・四国アメリカ研究』第6号
投稿規定

- 1 資格：中・四国アメリカ学会会員に限る。ただし、編集委員会が執筆を依頼する場合はこの限りではない。投稿できる論文は一人1編とする。
- 2 内容：アメリカ研究に関する未発表論文。すでに口頭で発表したものはその旨を明らかにすること。
- 3 言語：日本語または英語。日本語の場合は英文の要旨を付けること。
- 4 用紙：A4判の用紙を使用し、横書きとする。必ずワープロ原稿であること。
- 5 長さ：日本語原稿の場合は、1ページにつき1行42文字×32行、15頁以内（400字詰原稿用紙に換算して約50枚。注、文献リスト、英文要旨を含む）。英語原稿については、1ページにつき1行80～90文字×32行、15頁以内とする。英語原稿はネイティブ・チェックを受けたものであること。
執筆分担当金の割増し負担を条件として、規定の頁数を超えることができる。
- 6 体裁：注は後注とし、本文の終わりにまとめる。注のあとに引用・参考文献リストを付ける。注及び引用・参考文献の表記の仕方は各研究分野の論文執筆の慣行によるものとする。
- 7 提出：原稿は3部提出すること（コピー可）。匿名審査を行うので3部のうち2部は著者氏名、所属、口頭発表への言及、謝辞など、著者の身元を明らかにする事項を削除したものであること。
- 8 締切り：2012年10月31日必着（厳守のこと）
（なお、投稿希望者は2012年3月末までに、学会事務局宛に、ハガキ又はメールで申し込むこと）
- 9 その他：
 - 1) 論文の採否の決定は、編集委員会が選定する査読者の審査を経た後、編集委員会が行う。採否の結果は2012年12月末までに本人に通知する。
 - 2) 採用決定後に、電子媒体の提出を求める。
 - 3) 執筆者による校正は再校までとする。
 - 4) 執筆者は一律20,000円の執筆分担当金を負担し、抜刷り20部を受取る。
規定の頁数を超える論文の執筆者には、更に割増し負担金を求める。
 - 5) 発行年月は2013年3月の予定。

編集後記

◇『中・四国アメリカ研究』（第5号）をお届けします。

◇2010年夏の段階では12名の執筆希望者がありましたが、実際に提出された論文は結局6編でした。これら6編の論文は、編集委員会が選定した査読者による審査を受け、掲載されることになりました。

◇本号の掲載論文の執筆者の所属等は次の通りです。

吉田 美津（松山大学）

肥後本芳男（同志社大学）

小平 直行（県立広島大学）

岡本 勝（広島大学）

谷花 佳介（島根大学）

池田 佳代（広島大学）

◇『中・四国アメリカ研究』は隔年で刊行されます。次号については、2012年3月末日が執筆申込みの締切り、同年10月末日が論文提出期限、2013年3月に刊行予定となっています。ふるってご投稿ください。

◇お忙しい中を査読の労に当たっていただいた皆さまには心からお礼を申し上げます。

◇編集委員は次の通りです。

委員長 小平 直行（県立広島大学）

委員 稲田 勝彦（広島大学名誉教授）

委員 岡本 勝（広島大学）

委員 横山 良（甲南大学）

（小平 直行記）

中・四国アメリカ研究

第 5 号

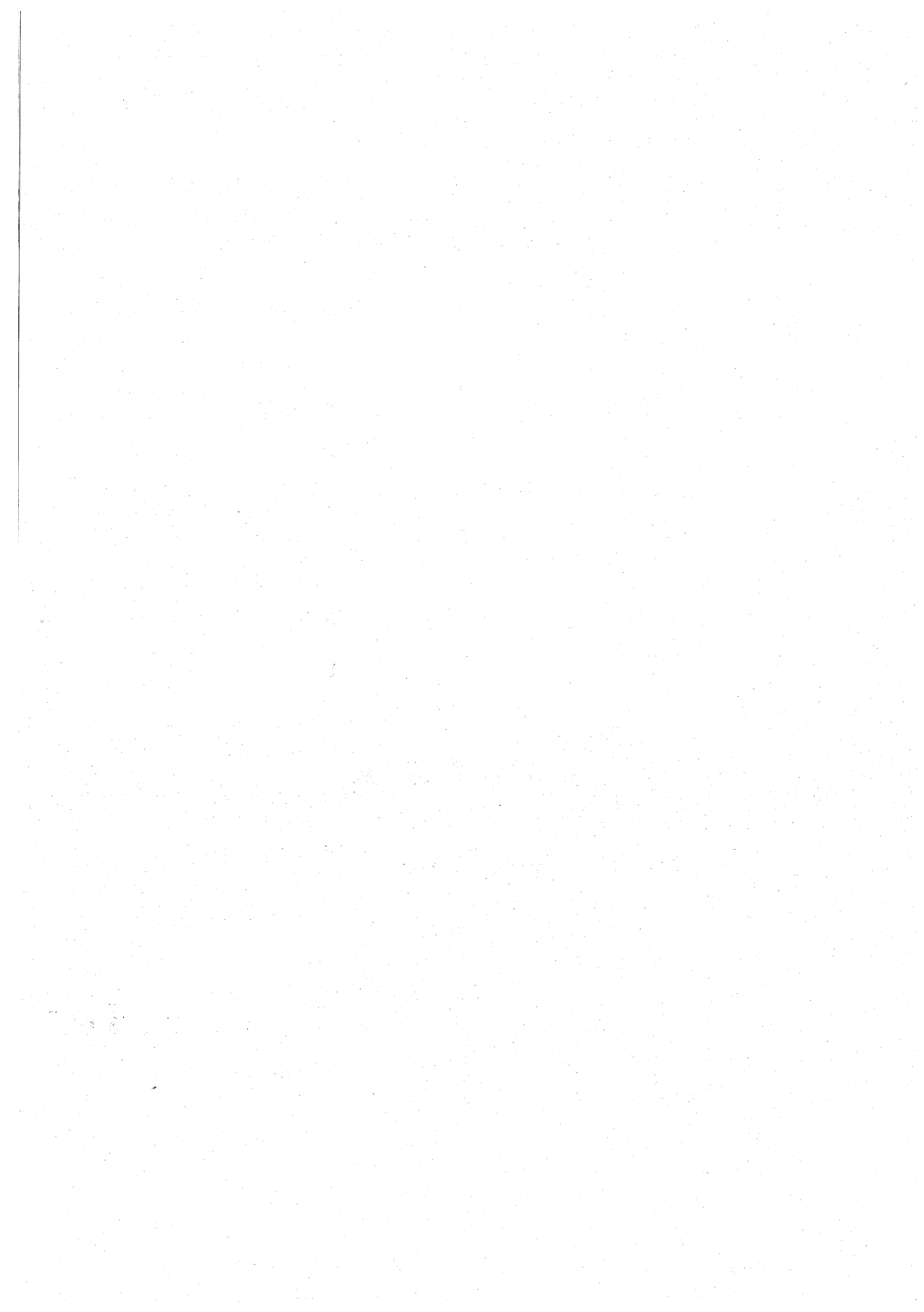
2011年 3月31日

発行者 中・四国アメリカ学会

代 表 会長 松 水 征 夫

事務局 〒731-0192 広島市安佐南区祇園5-37-1
広島経済大学 山本貴裕研究室
TEL (082) 871-1494

印刷所 株式会社タカトープ rintメディア
〒730-0052 広島市中区千田町3丁目2-30
TEL (082) 244-1110



The Chu-Shikoku American Studies

Vol. 5

2011

CONTENTS

Articles:

- Chinatown as Representational Space:
Connecting Family to Immigrant History in *Bone* YOSHIDA Mitsu (1)
- Print Culture and the Public Sphere
in the Early American Republic HIGOMOTO Yoshio (17)
- On Reciprocal Provisions and Sugar Schedules of
the McKinley Tariff KODAIRA Naoyuki (35)
- History on the Relation of Cigarette Popularity and Advertising
in 1920s America's Consumer Society OKAMOTO Masaru (59)
- About the Relation between Global Competitiveness and
Foreign Economic Policy in the U.S. TANIHANA Keisuke (85)
- Socio-cultural Impacts under the U.S.
National Environmental Policy Act: the case of Guam IKEDA Kayo (105)
- Notes for Contributors (143)
- Editors' Remark (144)
-

The Chu-Shikoku American Studies Society